

ふ く し

福祉のしおり 2025

しょうがい

か た

障害のある方へ



イラスト いちよう工房みらい 榎本 修一

八王子市

ホームページ <https://www.city.hachioji.tokyo.jp/>

福祉のしおり（読み上げ版）も公開しています

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/005/014/009/p029098.html>

あなたのまちを、
あるけるまち。



障 害 者 数

◆ 身体障害者手帳所持者数（単位：人）

令和7年4月1日現在

区 分	障 害 児 (0～17 歳)	障 害 者 (18～64 歳)	障 害 者 (65 歳以上)	合 計
視 覚 障 害	19	397	805	1,221
聴覚・平衡機能障害	46	447	1,435	1,928
音 声 ・ 言 語 ・ そ し ゃ く	2	58	120	180
肢 体 不 自 由	220	2,280	4,072	6,572
内 部 障 害	67	1,496	4,078	5,641
合 計 (人)	354	4,678	10,510	15,542

◆ 愛の手帳所持者数（単位：人）

令和7年4月1日現在

区 分	障 害 児 (0～17 歳)	障 害 者 (18～64 歳)	障 害 者 (65 歳以上)	合 計
知 的 障 害	1,342	3,807	306	5,455

◆ 精神障害者保健福祉手帳所持者数（単位：人）

令和7年4月1日現在

精 神 障 害	8,338
---------	-------

【福祉のしおり 2025 における主な変更点】

- ・ 交通災害共済（ちょこっと共済）の公費加入について

令和7年度より、愛の手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している方の公費（市で会費を負担）でのBコースの加入はありません。

令和7年4月1日以降も、引き続き加入を希望される方は ご自身の負担でご加入ください。

加入の手続きについて：八王子駅南口総合事務所 ☎ 042-620-1164 Fax 042-620-1151

ホームページQRコード：



障害者に関するマーク

国際シンボルマーク



車椅子を利用する障害者だけでなく、全ての障害者を対象として、障害者が利用できる建築物、施設、公共輸送機関であることを明確に示す世界共通の国際マークです。

他のマーク



●聞こえが不自由であることを示す国内で使用されているマーク



●視覚障害のある人
を示す国際マーク



●公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業・団体に対して付与する認証マーク



●身体内部に障害がある人
を示すマーク
(ハート・プラスマーク)



●人工肛門・人工膀胱を
造設している人(オスト
メイト)のための設備が
あることを示すマーク



●身体障害者補助犬
同伴の啓発のための
マーク



●「白杖SOSシグナル」運
動の普及啓発シンボルマーク



●援助や配慮を必要とし
ている人を示すマーク
(ヘルプマーク)

次の2点のマークを付けた車に対して、危険防止のためやむを得ない場合を除き、無理に幅寄せや割り込みなどをする事は禁止されています。



●身体障害者標識

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。
マークの表示については、努力義務となっています。



●聴覚障害者標識

聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。
マークの表示については、義務となっています。

ヘルプカード



障害のある方などが、周囲に障害への理解や援助を求めやすくなるため、緊急連絡先や必要な支援の内容などを記載したカードです。特に聴覚障害や難病、知的障害など一見ただけでは障害があると分からない方が、援助を求める際に有効です。

このカードを示された場合には、書かれている内容に沿った援助をお願いします。

【ヘルプカード及びガイドラインの配布場所】

本庁舎障害者福祉課及び各事務所

目 次

	対象となる方	ページ
1. 手帳の種類と申請		
(1) 身体障害者手帳	身	1-2
(2) 愛の手帳（東京都療育手帳）	知	3
(3) 精神障害者保健福祉手帳	精 発	4-5
2. 医療費助成		
(1) 心身障害者医療費助成制度（マル障）	身 知 精	7
(2) 自立支援医療（更生医療）	身	8
(3) 自立支援医療（育成医療）	身	8
(4) 自立支援医療（精神通院）	精 発	9
(5) ひとり親家庭医療費助成制度（マル親）	身 知 精 他	10
(6) 小児慢性特定疾病医療費助成制度	難 他	11
(7) 小児精神障害者入院医療費助成制度	精 発	11
(8) 難病医療費助成制度	難	12
(9) 大気汚染医療費助成制度	身 他	12
(10) B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成制度	身 他	13
3. 手当		
(1) 心身障害者福祉手当（都制度）	身 知	14
(2) 特別障害者手当（国制度）	身 知 精	14
(3) 障害児福祉手当（国制度）	身 知 精	15
(4) 重度心身障害者手当（都制度）	身 知	15
(5) 特定疾病患者福祉手当（市制度）	難	16
(6) 特別児童扶養手当（国制度）	身 知 精 難 発	16
(7) 児童育成手当＜育成手当＞（都制度）	身 精 他	17
(8) 児童育成手当＜障害手当＞（都制度）	身 知	17
(9) 児童扶養手当（国制度）	身 知 精 他	18
4. 障害年金		
(1) 障害基礎年金（国民年金法）	身 知 精 難 発 他	19
(2) 特別障害給付金	身 知 精 難 発 他	20
(3) 障害厚生年金（厚生年金保険法）	身 知 精 難 発 他	20
5. 暮らしの援助		
(1) 交通関係の支援	身 知 精	21-28
(2) 税金・公共料金等の控除・減免	身 知 精 難 発 他	29-33
(3) はり・きゅう・マッサージ施術費の助成	身 知 難	33
(4) 住居賃貸代行保証料補助金・公営住宅の優遇措置等	身 知 精 難	34-36
(5) 訪問入浴サービスの提供	身	36
6. 補装具・日常生活用具		
(1) 補装具費の支給	身 難	37-39
(2) 日常生活用具の給付	身 知 難	40-53
7. 障害福祉サービスについて		
(1) 各種手続きの流れ	身 知 精 難 発	54
(2) 自立支援給付	身 知 精 難 発	55-58
(3) 児童通所給付	身 知 精 難 発	59-60
(4) 地域生活支援事業	身 知 精 難 発	60-61

(5) その他在宅・施設等での支援	身 知 精 難 他	62-67
(6) 障害者地域生活支援拠点事業	身 知 精 難 発	68-69
(7) 医療的ケア児等コーディネーター事業	身 知 精 難 発	69
(8) その他社会参加のための支援	身	70-72
8. 施設・団体等の紹介		
(1) 機能回復訓練等実施施設	身 知	73-77
(2) 特別支援学校等	身 知 精 発 他	78
(3) 障害者団体等	身 知 精 難	79
(4) ボランティアサークルガイド	身 知 精 発 他	80
(5) 障害者の家族会	精 他	81
(6) その他		81
9. 障害者の権利擁護		
(1) 障害者差別	身 知 精 難 発	82
(2) 障害者虐待	身 知 精 難 発	83
(3) 成年後見制度・地域福祉権利擁護事業	身 知 精 難 発	84
10. もしもの時のために		
(1) 災害に備えて	身 知 精 難 発 他	85
(2) 災害が起きた時の避難先	身 知 精 難 発 他	86-87
(3) 暮らしのホットライン	身 知 精 難 発 他	88-89
11. 相談の窓口		
(1) 日常生活・福祉サービスに関する相談	身 知 精 難 発 他	90-93
(2) 難病に関する相談	難	94
(3) 障害者の就労支援	身 知 精 難 発 他	94
(4) 障害のあるお子さん	身 知 精 難 発 他	95-97
(5) 身体障害者・知的障害者相談員	身 知	98
(6) 身体障害者補助犬の苦情相談	身	98
12. その他のサービス・制度		
(1) 生活福祉資金	身 知 精 難 発 他	99
(2) 母子・父子・女性福祉資金	身 知 精 難 発 他	99
(3) 有料公共施設における使用料等の減免	身 知 精	100-102
(4) その他サービス・制度	身 知 精 難 発 他	103-109
13. 65歳以上の方へ		
(1) 介護保険制度との適用関係について		110
(2) 高齢者生活支援		110-111
14. マイナンバーについて		
112-113		
15. 八王子駅南口総合事務所、市民部事務所		
(拠点事務所及び南大沢事務所) で受付できる障害者福祉事務		
114-115		
付録		
- 身体障害者障害程度等級表 - 自動車税・自動車取得税の減免詳細		

【略語説明】

身	⇒ 身体障害のある方	知	⇒ 知的障害のある方
精	⇒ 精神障害のある方	難	⇒ 国又は都が定める難病に罹患している方
発	⇒ 発達障害のある方	他	⇒ 身 知 精 難 発 以外の方
(特非)	⇒ 特定非営利活動法人 (NPO 法人)	(福)	⇒ 社会福祉法人
(一社)	⇒ 一般社団法人	(公社)	⇒ 公益社団法人
(一財)	⇒ 一般財団法人	(公財)	⇒ 公益財団法人
(営)	⇒ 営利法人	(株)	⇒ 株式会社

1. 手帳の種類と申請 ①②③

(1) 身体障害者手帳 ①

身体に障害のある方が、いろいろな支援を受けるために必要な手帳です。

身体障害者福祉法に定める障害の種類や程度に該当すると認められた場合に交付されます。

①障害程度等級

身体障害者手帳には障害程度により1～6級（1級が最重度）の等級があります。この等級を障害程度等級といい、身体障害者福祉法によって規定されています。

障害が2つ以上重複する場合は、重複障害の合算により総合等級が決定されます。

障害の種類と障害程度等級に応じ、交通機関の運賃割引制度の種別が決定されます。運賃割引制度の種別は、第1種と第2種に分類されます。運賃割引のサービス内容についてはP21以降を御覧ください。

障害の種類	障害程度等級	運賃割引制度	
		第1種	第2種
視覚障害	1～6級	1～3級 4級の一部	4級の一部 5・6級
聴覚障害	2～4級・6級	2・3級	4・6級
平衡機能障害	3・5級	—	3・5級
音声機能・言語機能・そしゃく機能障害	3・4級	—	3・4級
肢体不自由（上肢、下肢、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動障害）	1～7級※	1級 2・3級の一部	2・3級の一部 4～6級
肢体不自由（体幹）	1～3・5級	1～3級	5級
心臓・腎臓・呼吸器・小腸機能障害	1・3・4級	1・3・4級	—
ぼうこう又は直腸機能障害	1・3・4級	1・3級	4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～4級	1～4級	—
肝臓機能障害	1～4級	1～4級	—

※肢体不自由の7級のみと判定された場合は、手帳は交付されません。

※同じ障害の種類の障害程度等級でも、交通機関の運賃割引制度の種別が異なる場合があります。詳しくは巻末付録「身体障害者障害程度等級表」を御覧ください。

②障害程度の再認定

身体障害者の障害の状態に変化が予想される場合、手帳交付後一定の期間において再度身体障害者診断書・意見書を提出していただき、障害程度等級を改めて診査します。

この制度を再認定といい、先に交付した手帳と引換えに、新しい手帳が交付されます。

③申請方法

申請方法については、次のとおりです。

申請に必要なもの	・ 申請書 ※申請書は申請の際に窓口で作成します。 ・ 身体障害者診断書・意見書 ※身体障害者診断書・意見書の記入は、指定医（身体障害者福祉法第 15 条の指定を受けた医師）に依頼してください。 ※八王子市以外の地域の指定医が作成した診断書でも申請は可能です。 ※診断書は事前にコピーし、本人控えを確保いただきますようお願いいたします。 ・ 写真 1 枚（縦 4 cm×横 3 cm、帽子・色付眼鏡・マスクを外したものの、上半身を正面から撮影、1 年以内に撮影したもの、写真紙（薄い用紙は不可）） ・ マイナンバー確認書類（P 112、113 参照）
身体障害者意見書配布窓口	・ 本庁舎障害者福祉課 ・ 八王子駅南口総合事務所 ・ 市民部事務所（拠点事務所〔浅川事務所・由木事務所・元八王子事務所・北野事務所〕及び南大沢事務所） ・ 市役所ホームページでもダウンロードできます。 
申請窓口	・ 本庁舎障害者福祉課（月曜日～金曜日 8 時 30 分から 17 時まで） ・ 八王子駅南口総合事務所（月曜日～金曜日 10 時から 19 時まで） ・ 南大沢事務所（火曜日、木曜日のみ 10 時から 17 時まで） ※祝・休日、年末年始を除く。 ※12 時から 13 時の間に対応できる職員が少なくなるので、お待ちいただく時間が長くなることもあります。あらかじめ御了承ください。 ※郵送での申請は受け付けていません。
交付窓口	・ 本庁舎障害者福祉課

手帳が交付されるまでの期間は、最短で 2 週間程度です（診断書の内容に確認事項がある場合、さらにお時間いただく場合がございます）。

手帳ができたら交付通知を送付しますので、通知に記載されているものを御用意の上、交付窓口にお越しください。

④身体障害者手帳の様式

手帳の様式は、紙様式とカード様式から選択できます。様式を変更する場合の手続きは P 6 の再交付と同様です。

【問合せ】 本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7245 Fax 042-623-2444

(2) 愛の手帳（東京都療育手帳）

知的障害のある方が、いろいろな支援を受けるために必要な手帳です。東京都が交付しているもので、国の制度では療育手帳に該当します。

手帳取得後、本人が満3歳、6歳、12歳、18歳になったときに再度判定を受けていただく必要があります。

①障害の程度

障害の程度には1～4度があります。東京都が定める判定基準に基づいて、総合的に判定されます。

障害の程度に応じ、交通機関の運賃割引制度の種別が決定されます。運賃割引のサービス内容についてはP21以降を御覧ください。

障害の程度	1度（最重度）	2度（重度）	3度（中度）	4度（軽度）
運賃割引制度	第1種		第2種	

※愛の手帳3度をお持ちで、かつ総合等級が1～3級までの身体障害者手帳を重複して所持している場合、運賃割引制度は第1種になります。

②申請方法

愛の手帳の交付手続等については、東京都の各判定機関にお問合せください。

なお、判定機関は申請時の年齢によって異なります。詳細は次の表を御覧ください。

18歳未満の方の判定機関	・東京都八王子児童相談所 〒193-0931 八王子市台町3-17-30 ☎ 042-624-1141 Fax 042-624-3865
18歳以上の方の判定機関 ※どちらの機関でも判定を受けることができます。	・東京都心身障害者福祉センター多摩支所 〒186-0003 東京都国立市富士見台2-1-1 ☎ 042-573-3311 Fax 042-576-5295 ・東京都心身障害者福祉センター 〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）12階から15階 ☎ 03-3235-2961 Fax 03-3235-2959
申請（判定）に必要なもの	・写真1枚（縦4cm×横3cm、脱帽・上半身、近影のもの） ・その他判定機関から指示されたもの
交付窓口	手帳は東京都から郵送で届きます。 サービスの開始や手当の受給対象となる場合は、本庁舎障害者福祉課で手続をしていただく必要があります。

③愛の手帳の様式

手帳の様式は、紙様式とカード様式から選択できます。様式を変更する場合の手続きはP6の再交付と同様です。

(3) 精神障害者保健福祉手帳 (精 癲)

精神障害のある方が、いろいろな支援を受けるために必要な手帳で東京都が交付します。有効期限は2年間です。

① 障害等級と状態

手帳の等級には1～3級（1級が最重度）があります。等級に応じて交通機関の運賃割引制度の種別が決定されます。運賃割引のサービス内容についてはP21以降を御覧ください。

1級	第1種	精神障害であって日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの (他人の援助を受けなければ、自分一人ではほとんど日常生活をおくることができない程度の方) 例) 外出は自発的にできず付き添いが必要であり、食事の用意や後片付けなどの家事、身の清潔保持も自発的には行えず、生活に常時援助を必要とします。
2級	第2種	精神障害であって日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの (必ずしも他人の助けを借りる必要はないが日常生活は著しい制限を受けるため困難な程度の方)
3級	第2種	精神障害であって日常生活又は社会生活が制限を受けるか、日常生活又は社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの 例) 一人で外出できるが、過大なストレスがかかる状況が生じた場合に対処が困難であったり、日常的な家事をこなすことはできるが、状況や手順が変化したりすると困難が生じてくることがあったりします。

※()書きの内容は参考としての事例の一部を示したものであり、等級の決定にあたっては、診断書に記載された障害の状態を個々に審査して判定が行われます。

② 申請方法

申請方法については、次のとおりです。

申請に必要なもの	・ 申請書 ・ 診断書（精神障害者保健福祉手帳用）（診断書の作成日は、精神障害に係る初診日から6か月を経過していること。また、作成日から申請日まで3か月を経過していないこと。）又は障害年金証書等及び同意書（精神障害を支給事由とする障害年金や特別障害給付金を支給されている方のみ） ・ 写真1枚（縦4cm×横3cm、帽子・色付眼鏡・マスクを外したもの、上半身を正面から撮影、1年以内に撮影したもの、写真紙（薄い用紙は不可）） ・ マイナンバー確認書類（P112、113参照） ・ 現在お持ちの手帳（更新の場合）
申請書類配布・申請・手帳交付窓口	・ 本庁舎障害者福祉課（月曜日～金曜日 8時30分から17時まで） ・ 八王子駅南口総合事務所（月曜日～金曜日 10時から17時まで） ・ 南大沢事務所（火曜日、木曜日のみ 10時から17時まで） ※祝・休日、年末年始を除く。 ※転入手続きは、本庁舎障害者福祉課のみ受付します。

その他	・障害年金の支給事由が精神障害であれば、原則障害年金と同じ等級が付与されます。ただし、支給事由が知的障害や身体障害の場合は、精神障害者保健福祉手帳の申請には使用できないので御注意ください。 ・更新手続は手帳の有効期限の3か月前からできます。 ・手帳が交付されるまでの期間は、3か月程度です。手帳ができましたら交付通知書を送付しますので、通知に記載されているものをお持ちの上、交付窓口にお越しください。
-----	--

【問合せ】本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7245 Fax 042-623-2444

◎住所を変更したら・手帳をなくしたら 身知精

申請窓口

- ・本庁舎障害者福祉課（月曜日～金曜日 8時30分から17時まで）
 - ・八王子駅南口総合事務所（転入の手続きを除く。月曜日～金曜日 10時から19時まで 精神障害者保健福祉手帳の手続については10時から17時まで）
 - ・南大沢事務所（転入の手続きを除く。火曜日、木曜日のみ 10時から17時まで）
- ※祝・休日、年末年始を除く。

※12時から13時の間に対応できる職員が少なくなるので、お待ちいただく時間が長くなることもあります。あらかじめ御了承ください。

【問合せ】本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7245 Fax 042-623-2444

手続内容	必要な持ちもの		
	身体障害者手帳	愛の手帳 (療育手帳)	精神障害者 保健福祉手帳
市内転居 ・八王子市内で住所を移したとき	・身体障害者手帳	・愛の手帳	・精神障害者保健福祉手帳
転入（都内） ・東京都内の市区町村から転入したとき※4	・身体障害者手帳 ・マイナンバー確認書類※2	・愛の手帳	・精神障害者保健福祉手帳
転入（都外） ・東京都以外の市区町村から転入したとき※4	・身体障害者手帳 ・マイナンバー確認書類※2	療育手帳は都道府県ごとに交付されます。東京都の療育手帳である、愛の手帳の交付を受けてください（交付手続はP3参照）。 ※八王子市役所では手続きができません。	・他の道府県で交付された手帳 ・マイナンバー確認書類※2 ・写真1枚※3 ※他の道府県で交付された等級及び残りの期間を有効期限とする手帳を交付します。

手続内容	必要な持ちもの		
	身体障害者手帳	愛の手帳 (療育手帳)	精神障害者 保健福祉手帳
転出 ・八王子市から他の市区町村に転出したとき	<u>転出先の市区町村の窓口で、転入手続を行ってください。</u> ・必要なもの等は転出先の市区町村へお問合せください。 （転出先でサービスを受けるためには、課税状況の証明書等が必要となる場合があります。）		
氏名変更 ・氏名を変更したとき	・身体障害者手帳	・愛の手帳	・精神障害者保健福祉手帳
再交付 ・手帳が破損したとき ・手帳を紛失したとき	・写真1枚※3 ・本人確認書類 ・※5	・写真1枚※3 ・本人確認書類 ・※5	・精神障害者保健福祉手帳（破損又は写真貼付の場合） ・本人確認書類 ・写真1枚※3
等級変更・障害追加 ・障害の状況が変わったとき ・障害を追加するとき（身体障害者手帳のみ）	・写真1枚※3 ・身体障害者診断書・意見書 ・本人確認書類	・18歳未満の方 →東京都八王子児童相談所にお問合せください。	・診断書（精神障害者保健福祉手帳用）※1又は障害年金証書・マイナンバー確認書類※2 ・写真1枚※3 ・精神障害者保健福祉手帳
		・18歳以上の方 →東京都心身障害者福祉センター多摩支所又は東京都心身障害者福祉センターにお問合せください。	
返還 ・障害者手帳の持ち主が亡くなったとき ・障害者手帳が不要となったとき	亡くなったとき ・身体障害者手帳	・愛の手帳	・精神障害者保健福祉手帳
	不要となったとき ・身体障害者手帳		

※1 診断書（精神障害者保健福祉手帳用）は、上記申請窓口にて配布しています。また、東京都立中部総合精神保健福祉センターのホームページにも掲載されています。

※2 手続にはマイナンバーの記入が必要となります。（P112, 113 参照）

※3 縦4cm×横3cm、帽子・色付眼鏡・マスクを外したものの、上半身を正面から撮影、1年以内に撮影したもの、写真紙（薄い用紙は不可）

※4 転入前の市区町村で受けていたNHK放送受信料の減免の継続手続をする場合は、課税状況の証明書等が必要となります。

※5 手帳の紛失や破損等を原因とする再交付の場合（障害等級の審査を伴わない場合）、460円分の切手を御用意いただければ簡易書留便で手帳を送付することも可能です。

2. 医療費助成 ①②③④⑤⑥

(1) 心身障害者医療費助成制度(マル障) ①②③

- 対象者** 市内に住所を有し、次の要件全てに該当する方
- ① 身体障害者手帳1・2級（内部障害については1～3級）、愛の手帳1・2度又は精神障害者保健福祉手帳1級の所持者
 - ② 健康保険等の被保険者本人及び被扶養者の方
- 内容**
- ① 東京都の指定している医療機関では、心身に障害のある方が医療を受ける際に保険証とマル障受給者証を提示すると、医療費の自己負担分の内、一部負担を除く額が助成されます。
 - ② 住民税非課税の方は、医療診療外負担を除く額が助成されます。
 - ③ 指定外あるいは都外の医療機関では、自己負担分を支払って保険診療とわかる領収書を受け取り、市に医療助成費を申請します。
- 有効期間** 1年（原則9月1日～翌年8月31日、又は精神障害者保健福祉手帳の有効期限まで）
- 必要書類**
- ① 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳
 - ② 医療保険の資格が確認できる書類（健康保険証、資格確認書等）
 - ③ 非課税証明書又は課税証明書（本人が20歳未満の場合は世帯主又は健康保険による被保険者の証明書が必要です。（8月までは前年度））（※八王子市に住民票があり税申告をしている方は不要です。）
 - ④ マイナンバー確認書類（P112、113参照）
- その他** 次のいずれかに該当する方は助成を受けられません。
- ① 生活保護を利用又は中国残留邦人等支援給付を受けている方
 - ② 対象者（20歳未満は被保険者又は世帯主）の前年所得が基準額 3,604,000円（扶養親族が1人増えるごとに380,000円を加算）を超えている方
 - ③ 公費等により医療費が支給される施設に入所している方
 - ④ 65歳以上で初めて手帳を取得した方
 - ⑤ 65歳に達する日の前日までに申請を行わなかった方（東京都内に住所がなかった、生活保護を利用していた、などのために65歳前に申請を行うことができなかった方を除きます。）
 - ⑥ 後期高齢者医療の被保険者で、かつ住民税が課税されている方
 - ⑦ 健康保険未加入の方
- 申請窓口**
- ① 身体障害者手帳又は愛の手帳所持者
本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7245 Fax 042-623-2444
※再交付申請は、八王子駅南口総合事務所及び南大沢事務所（火曜日及び木曜日のみ）でも申請が可能です。
 - ② 精神障害者保健福祉手帳所持者
本庁舎障害者福祉課、八王子駅南口総合事務所及び南大沢事務所（火曜日及び木曜日のみ）

(2) 自立支援医療（更生医療） ⑤

- 対象者 18 歳以上で身体障害者手帳の交付を受けた方
- 内容 手帳に記載されている障害について、その障害を除去・軽減するための手術等の治療を行い、その効果が確実に期待できる場合、それに係る医療費の一部を公費で負担します。
- 負担割合 原則、自己負担割合は 1 割です（ただし生活保護世帯の場合は、負担なし）。
自己負担上限額は、住民票の如何にかかわらず同じ健康保険に加入している家族の収入状況によって設定されます。
- 必要書類 ① 自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書
② 医師の意見書（障害者総合支援法第 59 条第 1 項に基づく更生医療を主として担当する医師が作成したもの）・見積り明細書
③ 医療保険の資格が確認できる書類（健康保険証、資格確認書等）
④ 世帯の所得状況が確認できる書類
- その他 事前申請となります。
障害の内容により、東京都心身障害者福祉センターの書類判定が必要となる場合があります。
市民税所得割額 235,000 円以上の世帯は対象外となる場合があります。
手続きにはマイナンバーの記入が必要となります（P112、113 参照）
- 申請窓口 本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7366 Fax 042-623-2444

(3) 自立支援医療（育成医療） ⑤

- 対象者 18 歳未満の児童で身体に障害を有するか、現存する疾患を放置すると障害を残すおそれがあると認められる方で、確実な治療効果が期待できるもの。
- 内容 指定医療機関で受けた自立支援医療に関する費用のうち、患者自己負担額から医療費の 1 割と入院時の食事代を除いた額が助成されます。（ただし、所得に応じて月ごとに自己負担上限額あり。）
- 負担割合 医療費の 1 割。ただし、所得水準に応じて負担の上限額あり。（入院時の食事療養標準負担額又は入院時の生活療養標準負担額などを除く）
- その他 【制限】市民税の所得割額が 235,000 円以上の世帯は原則として対象外
- 申請窓口 八王子市保健所 健康医療部 保健対策課 保健対策担当 ☎ 042-645-5162

(4) 自立支援医療（精神通院）

対象者 精神疾患のために、通院治療している方（入院は不可）

内容 精神疾患のために通院し、健康保険証を使って病院、診療所などでかかった医療費の負担割合を1割に軽減します（所得・疾病等に応じて、月額自己負担上限額が決定されます）。また、住民税非課税世帯の方は、自己負担分を更に助成する制度もあります。
精神通院にかかる往診、デイ・ナイトケア、訪問看護及び薬代も対象となります。支給対象者には「自立支援医療受給者証（精神通院）」が交付されます。

有効期限 1年（更新手続は有効期限の3か月前からできます）

必要書類 ※医療保険の種類等により必要書類が異なります。必ず、事前に電話確認のうえ、御来庁ください。

- ① 自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書
- ② 自立支援医療診断書（精神通院） ※東京都指定の診断書
※診断書の作成日から申請日まで3か月を経過していないこと
- ③ 医療保険の資格が確認できる書類（健康保険証、資格確認書等）
※国民健康保険及び後期高齢者医療制度の場合は世帯全員分、健康保険の被扶養者の場合は被保険者と受診者の書類が必要です。
- ④ 世帯の所得状況が確認できる書類
※申請日より御用意いただく年度が変わりますので、必ずお問合せください。（八王子市に住民票があり税申告をしていれば、同意書の提出で所得確認書類が不要場合があります。税が未申告の場合はこれらの確認が取れないのでお早めに申告の手続をしてください）
- ⑤ 自立支援医療受給者証（既にお持ちの場合）
- ⑥ マイナンバー確認書類（P112、113参照）

その他 ※ 更新時における診断書の提出は、2年に1度になります。
※ 有効期間を過ぎてからの再開申請には、診断書が必要となります。
※ 精神障害者保健福祉手帳を診断書により申請する場合は、自立支援医療を同時に申請できることがあります。お手続についてはお問合せください。
※ 一部申請は、オンラインで行うことができます。
詳しくはこちらから市のホームページを御確認ください。→



申請窓口 ・ 本庁舎障害者福祉課
平日 8時30分から17時まで
☎ 042-620-7245 Fax 042-623-2444
・ 八王子駅南口総合事務所 ※転入手続きは除く
平日 10時から17時
・ 南大沢事務所 ※転入手続きは除く
火曜日及び木曜日 10時から17時まで

(5) ひとり親家庭医療費助成制度（マル親） ⑤ ④ ③ ② ①

対象者 18歳の年度末まで（一定の障害（※1）を有する場合は20歳未満）の、次のいずれかの状態に該当する児童とその児童を監護している父、母又は父母以外で児童を養育する方

- ① 父母が離婚した児童
- ② 父又は母が死亡、若しくは生死不明である児童
- ③ 父又は母が重度の障害（※2）を有する児童
- ④ 父又は母が1年以上拘禁されている児童
- ⑤ 父又は母に1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 婚姻によらないで生まれた児童

※1 <20歳未満となる児童の障害要件>

- ① 身体障害者手帳1～3級程度の方
- ② 愛の手帳1～2度程度の方
- ③ 特別児童扶養手当を受給している方
- ④ 精神障害を有する方で長期にわたる安静を必要とし、日常生活に著しい制限が認められる方（医師の判定を要します）

※2 <父又は母の障害要件>

- ① 国民年金法又は厚生年金保険法による障害等級1級程度の方
- ② 身体障害者手帳1・2級程度の方（障害の程度により医師の判定を要します）
- ③ 身体機能又は精神に、労働することを不能にさせ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有する方（医師の判定を要します）

内容 医療保険の自己負担額から、後期高齢者医療の一部負担金相当額を控除した額（住民税非課税者は全額）を助成します。ただし、入院時食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は除きます。

その他 請求者等の所得制限があります。
生活保護を利用している方、マル障・マル乳医療証をお持ちの方、課税世帯でマル子・マル青医療証をお持ちの方、知的障害者施設以外の施設入所児は除きます。

申請窓口 子ども家庭部 子育て支援課 ☎ 042-620-7368
八王子駅南口総合事務所 子ども窓口（新規申請は平日17時までの受付のみ）

(6) 小児慢性疾病医療費助成制度 (難他)

対象者 市内に住所を有する、18 歳未満のお子さんで厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病にかかり、認定基準を満たしている方

内 容 保険証等を使って、受給者証に記載された疾病を治療するために、受ける診療・調剤・訪問看護の患者負担合計額から患者一部負担額を除いた額が助成されます。また入院時の食事療養費は自己負担額の 2 分の 1 が助成されます。(経過措置者は除く)。規定された日常生活用具についても、未購入の場合、申請に基づき一部負担額を除いた額が助成されます。

その他 【制限】18 歳未満のお子さんが対象となります(18 歳に達した時点で医療券を有し引き続き医療を受ける場合は 20 歳に達するまで)。

申請窓口 八王子市保健所 健康医療部 保健対策課 保健対策担当 ☎ 042-645-5162

(7) 小児精神障害者入院医療費助成制度 (精癲)

対象者 都内在住で満 18 歳未満の方が精神疾患(「てんかん」「精神遅滞」のみでは不可)のために精神科病院又は精神科病床に入院しているときに、入院費が助成されます。

※制度の認定を受けて入院治療を継続する場合は、20 歳の誕生月の末日までが助成の対象となります。

内 容 健康保険が適用された医療費の自己負担のうち、入院時食事療養費の標準負担額を除いた額が助成されます。

助成期間 最長 1 年(1 年を越えて継続入院されるときは、継続申請が必要です)

必要書類 ① 医療費助成申請書※

② 診断書(申請日から 3 か月以内に作成されたもの)※

③ 住民票の写し(申請日から 3 か月以内に発行されたもの。また、患者と申請者の続柄がわかるもの。ただし、継続申請の方で前回認定時の住所と変更がなければ必要ありません)

④ 医療保険の資格が確認できる書類(健康保険証、資格確認書等)

⑤ 遅延理由書(入院を開始した月の翌月以降に申請する場合)※

※ 所定の様式は申請窓口で受け取り又は以下のホームページからダウンロードすることができます。なお、医療費助成申請書及び遅延理由書については、申請時に窓口でお書きいただいても差し支えありません。

東京都福祉保健局 東京都立中部総合精神保健福祉センター

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/chusou/>

申請窓口 ・本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7245 Fax 042-623-2444
・八王子駅南口総合事務所 平日 10 時から 17 時
・南大沢事務所 火曜日及び木曜日 10 時から 17 時まで

(8) 難病医療費助成制度 ㊦

- 対象者 国または都が指定する疾病にり患し、
①その症状が厚生労働大臣、知事が定める程度の方
②①に該当しないが、対象疾病に関する医療費の総額が 33,330 円を超える
月が、申請日を含めた月以前の 12 ヶ月のうちに 3 回以上あった方
- 内容 保険証等を使って医療受給者証に記載された疾病を治療するための診療・
調剤・訪問看護を都道府県が指定した医療機関で受ける場合、患者自己負
担額から月額上限額を除いた額が助成されます。(ただし、入院時の食事療
養標準負担額及び生活療養標準負担額は除く。)
- 負担割合 医療費の 2 割。
ただし、住民税課税額及び収入の状況に応じて自己負担の上限額有
- 申請窓口 八王子市保健所 健康医療部 保健対策課 保健対策担当 ☎ 042-645-5162

(9) 大気汚染医療費助成制度 ㊦㊧

- 対象者 市内に住所を有し、18 歳未満の方（生年月日が平成 9 年 4 月 1 日以前の被
認定者は更新のみ可能）で、以下の 4 つの条件を満たしている方
① 気管支ぜん息・慢性気管支炎・ぜん息性気管支炎・肺気腫にかかっている。
② 都内に引続き 1 年（3 歳未満は 6 か月）以上住所を有している。
③ 喫煙をしていない。
④ 健康保険に加入している。
- 内 容 保険証等を使ってマル都医療券に記載された疾病を治療するために受ける
診療・調剤・訪問看護の自己負担額（ただし入院時の食事療養標準負担額
及び生活療養標準負担額は除く）が助成されます。
- 負担割合 なし（ただし、平成 30 年 4 月 1 日より一部の被認定者は、月額 6,000 円、
まで自己負担あり。）
- その他 【制限】生活保護を利用している方は除きます。
- 申請窓口 八王子市保健所 健康医療部 保健対策課 保健対策担当 ☎ 042-645-5162

(10) B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成制度 ⑤⑥

対象者 都内に住民登録があり、東京都が指定する肝臓専門医療機関で、B型・C型ウイルス肝炎の（根治を目的とする）インターフェロン治療およびB型肝炎の核酸アナログ製剤治療、C型肝炎治療のインターフェロンフリー治療を要すると診断された方

内 容 B型・C型ウイルス肝炎治療にかかる保険診療の患者負担合計額から患者一部負担を除いた額が助成されます（助成開始は、申請した月の初日から）。

その他 生活保護などで医療費を助成されている方は除きます。

申請窓口 八王子市保健所 健康医療部 保健対策課 保健対策担当 ☎ 042-645-5162

3. 手当 ①②③④⑤

(1) 心身障害者福祉手当（都制度） ①②

対象者 20 歳以上で心身に次のいずれかの障害がある方

- ① 身体障害者手帳 1・2 級の方
- ② 愛の手帳 1～3 度の方
- ③ 脳性麻痺、進行性筋萎縮症の方

内容 月 額：15,500 円
払込月：4・8・12 月 18 日頃

その他

- ・ 65 歳以上の新規申請はできません。
- ・ 所得制限あり（障害者本人のみ）
- ・ 施設入所者は除きます。
- ・ 併給制限あり（特定疾病患者福祉手当、児童育成手当（障害手当）
- ・ 手続にはマイナンバーの記入が必要となります。（P112、113 参照）

申請窓口 本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7245 Fax 042-623-2444

(2) 特別障害者手当（国制度） ①②③

対象者 20 歳以上で重度の障害があるため、日常生活に常時特別な介護が必要な方（目安として身体障害者手帳 1～2 級、愛の手帳 1～2 度程度の方でかつそれらが重複している方、あるいはこれらと同等の疾病や精神障害のある方）※各種手帳を取得していなくても可

内容 月 額：29,590 円
払込月：2・5・8・11 月 7 日頃

その他

- ・ 所得制限あり
- ・ 施設入所者及び 3 か月を越えて病院に入院している方は除きます。
- ・ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく介護手当受給者は、手当額の併給調整があります。
- ・ 手続にはマイナンバーの記入が必要となります。（P112、113 参照）

申請窓口 本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7245 Fax 042-623-2444

(3) 障害児福祉手当 (国制度) ③③③

- 対象者 20 歳未満で重度の障害があるため、日常生活に常時介護が必要な方
(目安として身体障害者手帳 1・2 級の一部の方、愛の手帳 1・2 度程度の方。
あるいはこれらと同等の疾病又は精神障害のある方) ※各種手帳を取得してい
なくても可
- 内容 月 額：16,100 円
払込月：2・5・8・11 月 7 日頃
- その他 ・ 所得制限あり (扶養者)
・ 各種年金制度の障害年金の受給児と施設入所児は除きます。
・ 手続にはマイナンバーの記入が必要となります。(P112、113 参照)

申請窓口 本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7245 Fax 042-623-2444

(4) 重度心身障害者手当 (都制度) ③③

- 対象者 心身に次のいずれかの障害がある方
- ① 重度の知的障害(愛の手帳 1・2 度相当)で、著しい精神病状などのため常
時複雑な配慮を必要とする方
- ② 重度の知的障害(愛の手帳 1・2 度相当)と重度の身体障害(身体障害者手帳
1・2 級相当)の重複している方
- ③ 重度の肢体不自由者で、両上下肢の機能を失い、座位を保つことが困難な程
度以上の障害がある方
- 内容 月 額：60,000 円
払込月：毎月 20 日頃
- その他 ・ 65 歳以上の新規は対象外
・ 所得制限あり (ただし、20 歳未満の方は扶養義務者の所得)
・ 施設入所者及び 3 か月を越えて病院に入院している方は除く
・ 手続にはマイナンバーの記入が必要となります (P112、113 参照)

申請窓口 本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7245 Fax 042-623-2444

(5) 特定疾病患者福祉手当 (市制度) ⑤

対象者 市が指定する疾病にり患し、特定医療費 (指定難病) 受給者証 (※1) 又は
マル都医療券 (※2) を所持している方

内容 月 額：4,000 円
払込月：4・8・12 月 18 日頃

その他 ・65 歳以上の新規は対象外
・所得制限あり (ただし、20 歳未満の方は扶養義務者の所得)
・施設入所者は除く
・併給制限あり (心身障害者福祉手当、児童育成手当 (障害手当)、生活
保護、中国残留邦人支援給付との併給不可)
・手続にはマイナンバーの記入が必要となります。(P112、113 参照)

申請窓口 本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7245 Fax 042-623-2444
八王子駅南口総合事務所
南大沢事務所 火曜日及び木曜日のみ

※1 特定医療費 (指定難病) 受給者証・・・難病法に定める指定難病の医療費助成制度
の受給者証

※2 マル都医療券・・・都が指定する難病の医療費助成制度の医療券
難病の医療費助成制度については、P12 難病医療費助成制度を御参照ください。

(6) 特別児童扶養手当 (国制度) ⑤⑥⑦⑧⑨

対象者 20 歳未満で、法令により定められた程度の障害の状態にある児童を監護
する父母又は養育者

- ① 身体障害 おおむね身体障害者手帳 1 級～3 級程度 (下肢障害について
は 4 級の一部を含む)、疾患により長期にわたる安静を必要とする程度
の状態にあるものなど
- ② 知的障害 おおむね愛の手帳 1～3 度程度
- ③ 精神障害 上記と同程度の障害 (自閉スペクトラム症等により日常生活
に著しい制限を受ける方等)
- ④ 重複障害 複数の障害がある場合は、個々の障害の程度が上記より軽度
な場合でも該当となることがあります。

内容 1 級 月 額：56,800 円
2 級 月 額：37,830 円
払込月：4・8・11 月 11 日頃

その他 ・所得制限あり
・施設入所児又は障害を理由とする公的年金受給者は除く
・手続にはマイナンバーの記入が必要となります。(P112、113 参照)

申請窓口 本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7245 Fax 042-623-2444

(7) 児童育成手当<育成手当> (都制度) ⑤⑥⑦

対象者 18歳の年度末までの、次のいずれかの状態に該当する児童を養育している保護者

- ① 父母が離婚した児童
- ② 父又は母が死亡、若しくは生死不明である児童
- ③ 父又は母が重度の障害（※1）を有する児童
- ④ 父又は母が1年以上拘禁されている児童
- ⑤ 父又は母に1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 婚姻によらないで生まれた児童

※1 <父又は母の障害要件>

- ① 身体障害者手帳1級の方
- ② 身体障害者手帳2級の方
ただし、両上肢の機能の著しい障害がある、または、両上肢のすべての指を欠く場合に限ります。
- ③ 身体障害者手帳3級（下肢）で、両下肢をショパール関節以上で欠く方
- ④ 重複で2級以上の障害を有する方
- ⑤ 身体機能又は精神に、労働することを不能にさせ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有する方（医師の判定を要します）

内容 月 額：13,500円

支給月：2・6・10月 10日頃

その他 ・請求者の所得制限あり
・施設入所児は除く

申請窓口 子ども家庭部 子育て支援課 ☎ 042-620-7368
八王子駅南口総合事務所 子ども窓口（新規申請は平日17時までの受付のみ）

(8) 児童育成手当<障害手当> (都制度) ⑤⑧

対象者 20歳未満で心身に次のいずれかの障害がある方を養育している保護者

- ① 身体障害者手帳1・2級程度
- ② 愛の手帳1～3度程度（療育手帳A程度）
- ③ 脳性麻痺、進行性筋萎縮症（等級無関係）
- ④ 知的障害で特別児童扶養手当の受給者

※特別児童扶養手当1級の受給者で、若齢等による身体障害者手帳未申請の場合や内部障害等による身体障害者手帳の判定対象外の場合はご相談ください。

内容 月 額：15,500円

支給月：2・6・10月 10日頃

その他 ・請求者の所得制限あり
・施設入所児は除く

申請窓口 子ども家庭部 子育て支援課 ☎ 042-620-7368
八王子駅南口総合事務所 子ども窓口（新規申請は平日17時までの受付のみ）

(9) 児童扶養手当（国制度） ⑤ 知 精 他

3
手
当

対象者 18 歳の年度末まで（一定の障害（※1）を有する場合は 20 歳未満）の、次のいずれかの状態に該当する児童を監護している父、母、又は父母以外で児童を養育する方

- ① 父母が離婚した児童
- ② 父又は母が死亡、若しくは生死不明である児童
- ③ 父又は母が重度の障害（※2）を有する児童
- ④ 父又は母が 1 年以上拘禁されている児童
- ⑤ 父又は母に 1 年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父又は母が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童
- ⑦ 婚姻によらないで生まれた児童

※1 <20 歳未満となる児童の障害要件>

- ① 身体障害者手帳 1 ～ 3 級程度の方
- ② 愛の手帳 1 ～ 2 度程度の方
- ③ 特別児童扶養手当を受給している方
- ④ 精神障害を有する方で長期にわたる安静を必要とし、日常生活に著しい制限が認められる方（医師の判定を要します）

※2 <父又は母の障害要件>

- ① 国民年金法及び厚生年金保険法による障害等級 1 級程度の方
- ② 身体障害者手帳 1 ・ 2 級程度の方（障害の程度により医師の判定を要します）
- ③ 身体機能又は精神に、労働することを不能にさせ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有する方（医師の判定を要します）

内容 月 額： 1 人
46,690 円～11,010 円
※所得額によって異なります
2 人目以降 11,030 円～5,520 円
支給月： 1 ・ 3 ・ 5 ・ 7 ・ 9 ・ 11 月の 10 日頃

その他 ・ 請求者等の所得制限あり
・ 施設入所児は除く
・ 公的年金を受給している場合は年金給付等の額、障害基礎年金を受給している場合は、子の加算部分の年金額が児童扶養手当の額を下回る場合には差額分を支給

申請窓口 子ども家庭部 子育て支援課 ☎ 042-620-7368
八王子駅南口総合事務所 子ども窓口（新規申請は平日 17 時までの受付のみ）

4. 障害年金 ④③②①

障害のある方が受給できる公的年金です。

(1) 障害基礎年金（国民年金法） ④③②①

対象者 次のいずれかに該当する方。

- ① 国民年金加入中に初診日のある傷病により、認定日（1年6か月後）において政令で定める程度の障害の状態にある方
- ② 20歳前に初診日のある傷病により政令で定める程度の障害の状態にある方
- ③ 国民年金加入中で、第3号被保険者期間（昭和61年4月1日以降、会社員、公務員に扶養されていた妻又は夫であった期間）に初診日のある傷病により、認定日（1年6か月後）において政令で定める程度の障害の状態にある方

※身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳とは別に国民年金法で定める障害の認定を受けることが必要となります。

内容 年金額（令和7年度）

生年月日	1級	2級
S31.4.2～	1,039,625円	831,700円
～S31.4.1	1,036,625円	829,300円

子の加算額

・第1子、第2子	・第3子以後
各 239,300円	各 79,800円

※1 年金額その他詳細についてはお問合せください。

※2 年金額は毎年度改定されます。

その他 ①③に該当する方が、障害年金を受給するためには保険料の納付要件を満たす必要があります。

②に該当する方は、本人の所得制限・併給制限があります。

申請先 ①②：健康医療部 保険年金課

☎ 042-620-7238

③：八王子年金事務所 お客様相談室

☎ 042-626-3511

（音声自動案内のため、案内に従って①→②の順に電話のプッシュボタンを押して下さい。）

(2) 特別障害給付金 ⑤④③②①

- 対象者 国民年金の任意加入期間（平成3年3月までの学生、または昭和61年3月までの被扶養配偶者だった期間）に国民年金に加入しておらず、その期間中に初診日のある病気やけがで、国民年金障害認定基準の1、2級に該当した方
- 内容 ・ 1級 基本月額：56,850円（令和7年度）
 ・ 2級 基本月額：45,480円（令和7年度）
 （特別障害給付金の月額は、前年の消費者物価指数の上昇下降に合わせて毎年度自動的に見直されます）
- その他 ・ 所得制限あり
 ・ 障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は除く
- 申請先 健康医療部 保険年金課 ☎ 042-620-7238

(3) 障害厚生年金（厚生年金保険法）

- 対象者 厚生年金保険の被保険者加入期間中に、障害の原因となった病気やけがの初診日がある方
- 内容 厚生年金に加入中の障害で障害基礎年金が受けられるときに、あわせて障害厚生年金（1級又は2級）が受けられます。
 障害の程度が軽いときは3級の障害厚生年金又は障害手当金が受けられます。
 年金額は給与及び障害の程度により異なります。詳細については、申請先にお問合せください。
- 申請先 八王子年金事務所 お客様相談室
 ☎ 042-626-3511（音声自動案内のため、案内に従って①→②の順に電話のプッシュボタンを押して下さい。）

5. 暮らしの援助 ⑤④③②①

障害の種類や等級等に応じて、必要な支援が受けられます。

(1) 交通関係の支援 ⑤④③

手帳の種類や障害程度等級等に応じて、運賃割引制度の種別が第1種と第2種に分類されます。種別の分類についての詳細はP 1、3、4を御覧ください。

① J R 線・私鉄割引 ⑤④③

対象者	次のいずれかに該当する方 ① 障害者手帳所持者 ② 障害者手帳所持者の介護者			
内容	区 分	割引乗車券の種類	割引率	取扱区間
	第 1 種 障 害 者 が 介 護 付 で 乗 車する場合	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券 急 行 券	①② 50%	全 線
	第 1 種 障 害 者 又は第 2 種 障 害者が単独で 乗車する場合	普通乗車券	① 50%	片道 100km を超える 場合の J R 線及び連 絡社線各駅相互間。 （ J R 線以外の私鉄 については取扱区間 が各社違います）
	12 歳未満の第 2 種 障 害 児 が 介 護 付 で 乗 車 する場合	定期乗車券 （通勤定期に限る）	①② 50%	全 線
	※ 1 グリーン車は除かれます。 ※ 2 12 歳未満の障害児については、小児運賃の 5 割引となります。			
申請窓口	自動券売機等で所要区間の小児乗車券を購入し、乗降改札の際に乗車券と併せて障害者手帳を提示するか又は障害者手帳を発売窓口提示し、行先、乗車券の種類等を口頭又はメモの提示により申し込んでください。 なお、乗車中は必ず障害者手帳を携帯してください。			

②都営交通（都電、都バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー） ⑧⑨⑩

対象者 次のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳又は愛の手帳所持者
- ② 身体障害者手帳又は愛の手帳所持者の介護者
- ③ 精神障害者保健福祉手帳所持者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳所持者の介護者

（②④の場合、都営地下鉄では、第1種又は定期券使用の12歳未満の第2種の手帳所持者の介護者に限ります）

内容

- ① 無料（都営交通無料乗車券）
- ②④ 普通乗車券 50%
定期乗車券 50%（バス定期のみ 30%）
- ③無料（都営交通乗車証）

有効期限

- ①② 3年
- ③④ 2年

その他

- ① シルバーパス等無料乗車証の所持者は対象となりません。
都営地下鉄の定期券発売所で手続することにより、磁気券を IC カード（PASMO）に変更することができます。
- ③ 発行窓口は乗車証の種別により以下のようになります。
磁気券及び IC カード・・・都営地下鉄及び日暮里・舎人ライナーの定期券発売所
紙券・・・本庁舎障害者福祉課、八王子駅南口総合事務所及び都電・都バスの定期券発売所

申請窓口

- ①② 本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7245 Fax 042-623-2444
八王子駅南口総合事務所及び市民部事務所（拠点事務所（浅川事務所・由木事務所・元八王子事務所・北野事務所）及び南大沢事務所）
- ③④ 23 区内の都電、都バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーの定期券発売所及び本庁舎障害者福祉課・八王子駅南口総合事務所（月曜～金曜 10 時から 17 時まで ※祝日、年末年始を除く）、南大沢事務所（火曜・木曜 10 時から 17 時まで ※祝日、年末年始を除く）

申請に必要なもの

お持ちの有効な障害者手帳（継続手続の場合は、有効な手帳及び現在お持ちの乗車証）
※都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーの定期券発売所で IC カード（PASMO）の新規発行をする場合には、デポジット（預り金）500 円が必要になります。

③民営バス・はちバス割引 ③(身)③(知)③(精)

対象者 次のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳又は愛の手帳所持者
- ② 第1種の身体障害者手帳所持者の介護者
- ③ 愛の手帳所持者の介護者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳所持者

内容 ①②③に該当する方：

普通乗車券：50%割引

定期乗車券：30%割引

交通機関：東急、西武、小田急、京王、西東京、東武、京成、京浜急行、
関東、立川、国際興業、神奈川中央交通、はちバス
(ただし、はちバスに定期乗車券はありません)

取扱区間：東京都の区域内に路線(他県に乗り入れている路線を含む)を有する民営バス

④に該当する方(本人のみ)：

普通乗車券：50%割引

※定期券及び介護者の割引は、バス事業者によって異なりますので
詳しくは各バス事業者へお問合せください。

交通機関：概ね東京都内の民営バスは適用になります。

東京都福祉局障害者施策推進部 精神保健医療課

☎ 03-5320-4464 へお問合せください。

はちバスも適用になります。(ただし、はちバスに定期乗車券はありません)

取扱区間：東京都内で乗車し、かつ都内で降車(下車)する場合にのみ適用されます(高速バス・空港連絡バス・深夜急行バス等は除きます)。

申請窓口 ①④：申請不要(有効な手帳提示で割引)。ただし、④については写真付手帳に限定して適用する場合あり)

②：本庁舎障害者福祉課、八王子駅南口総合事務所又は南大沢事務所
(火曜日及び木曜日のみ)

③：都内の児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター

問合せ先 民営バスの問合せ先：各民営バス事業者

はちバスの問合せ先：道路交通部交通事業課(はちバス・駐車場担当)

☎ 042-620-7432

西東京バス(株) 檜原営業所

☎ 042-623-1365

④航空(国内線)割引 (身)(知)(精)

- 対象者 次のいずれかに該当する方
身体障害者手帳、愛の手帳所持者又は精神障害者保健福祉手帳の所持者又は介護者
※航空会社により異なります
- 内容 割引率、航空路線、区間などは各航空運送事業に直接お問合せください。
- 問合せ先 各航空運送事業者

⑤旅客船・フェリー割引 (身)(知)(精)

- 対象者 次のいずれかに該当する方
① 身体障害者手帳、愛の手帳所持者又は精神障害者保健福祉手帳の所持者
② 介護者
- 内容 割引率、割引対象船室などが、会社によって異なります。
また、距離により割引にならない場合もありますので、詳しいことは、各フェリー会社等に直接お問合せください。
- 問合せ先 各旅客船・フェリー会社

⑥有料道路割引 (身)(知)

- 対象者 次のいずれかに該当する方
① 身体障害者手帳所持者で、自ら運転する方
② 第1種身体障害者手帳又は第1種愛の手帳所持者で、介護者が運転する自動車に乗車する方
- 内容 割引金額：通常料金の50%（端数は10円単位で切り上げ）
対象道路：道路整備特別措置法に基づく有料道路
窓口又はオンラインにて事前に申請手続きが必要です。
対象となる自動車には要件がありますので、詳しくは「有料道路における障害者割引制度のご案内」や高速道路会社HPをご覧ください。
- 窓口申請に必要なもの ・障害者手帳、自動車検査証（自動車を登録する場合）、運転免許証（第2種で新規の場合必要）
・ETC利用（ノンストップ走行）の方は上記に加え
障害者本人名義のETCカード、車載器セットアップ申込書・証明書
（変更・更新時に前回申請から変更がない場合不要）
- 申請窓口 本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7245 Fax 042-623-2444
八王子駅南口総合事務所及び市民部事務所（拠点事務所（浅川事務所・由木事務所・元八王子事務所・北野事務所）及び南大沢事務所）
- オンライン申請 ETC利用（ノンストップ走行）の方はオンライン申請ができます。オンライン申請手続きについては、下記のURLをご確認ください。
オンライン申請受付サイト
<https://www.expressway-discount.jp>



⑦駐車禁止規制からの除外措置 ⑤④③

対象者 次のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳所持者で以下のいずれかの等級に該当する方
 - ・視覚障害 1～3級、4級（視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のものに限る）
 - ・聴覚障害 2～3級
 - ・平衡機能障害 3級
 - ・肢体不自由 上肢 1・2級（両上肢に障害のあるものに限る）
 - ・肢体不自由 下肢 1～4級
 - ・体幹機能障害 1～3級
 - ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害 1・2級（両上肢に障害のあるものに限る）
 - ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害 1～4級
 - ・心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障害 1・3級
 - ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
 - ・肝臓機能障害 1～3級
- ② 戦傷病者手帳
 - ・上肢、下肢機能障害、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障害、肝臓機能障害（特別項症から第3項症までの各項症）
 - ・視覚、聴覚、平衡、体幹機能障害（特別項症から第4項症までの各項症）
- ③ 愛の手帳1～2度
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級の所持者
- ⑤ 小児慢性特定疾病医療受給者証（色素性乾皮症の支給認定を受けている方）

内容 駐車禁止等除外標章の交付を受けた障害者が、除外標章を現に使用している車（本人運転、家族等介護人運転の車の他、タクシー・福祉車両等も含む）の前面に掲出することで、公安委員会指定の駐車禁止場所等の規制対象から原則として除外されます。

※その他詳細は警察署にお問合せください。

申請窓口 都内のいずれの警察署（交通課）

- ・八王子警察署 八王子市元本郷町3-19-1 ☎ 042-621-0110
- ・高尾警察署 八王子市東浅川町23-34 ☎ 042-665-0110
- ・南大沢警察署 八王子市南大沢1-8-3 ☎ 042-653-0110

※申請に必要なものについては、事前に警察署へお問合せください。

⑧市営駐車場の駐車料金の免除 ⑤④③

対象者 駐車禁止規制からの除外措置の標章をお持ちの方

内容 駐車禁止等除外標章の交付を受けた方が、運転又は同乗する車両に対して、市の施設を利用する場合、市営駐車場の駐車料金（利用時間分）が免除になります。

利用する施設の窓口に駐車券と駐車禁止等除外標章を提示してください。
詳しい利用方法は、事前に各駐車場にお問合せください。

対象施設 ・ クリエイトホール（生涯学習センター、生涯学習センター図書館、消費生活センター、男女共同参画センター）
・ 学園都市センター
・ 八王子駅南口総合事務所
・ J：COMホール八王子（市民会館）
・ 南大沢総合センター（南大沢図書館、南大沢保健福祉センター、生涯学習センター南大沢分館、南大沢市民センター、南大沢文化会館）
・ 芸術文化会館（いちようホール）
＜対象とする駐車場＞
・ 八王子駅北口地下駐車場、旭町駐車場 ☎ 042-642-1789
・ 南大沢駐車場 ☎ 042-679-1028
・ 芸術文化会館（いちようホール）駐車場 ☎ 042-621-3001

問合せ先 各駐車場へ

⑨タクシー割引 ⑤④③

対象者 ① 身体障害者手帳又は愛の手帳所持者
② 精神障害者保健福祉手帳の所持者
※タクシー会社によって割引が受けられない場合がありますので、詳細は各タクシー会社にお問い合わせください。

内容 手帳の写真が貼付されている面を提示することで、料金が10%割引となります。（10円未満の端数は切捨て）
※タクシー・自動車ガソリン費助成と併用可

問合せ先 ① （一社）東京ハイヤー・タクシー協会 ☎ 03-3264-8080
② 各タクシー会社

⑩タクシー・自動車ガソリン費の助成 ⑤⑥

- 対象者 公共の交通機関を利用することの困難な次のいずれかに該当する心身障害者（児）
- ① 身体障害者手帳1・2級
 - ② 愛の手帳1・2度
- ※施設入所者は除きます。
※所得制限あり（20歳未満は扶養義務者の所得を対象とする）
- 内容 タクシー・自動車ガソリン費共通利用券（※協力会社のみでの御利用となります）
月8枚（視覚障害者は月12枚）〔1枚：300円券〕
腎臓障害で透析治療のため通院している方は月4枚追加（病院で運行する送迎バスなどを利用している方、所得制限を超える方、生活保護を利用している方を除く）
1回につき料金相当額分を利用できますが、釣り銭は請求できません。

申請窓口 本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7245 Fax 042-623-2444

※この他福祉有償運送の制度もあります。詳しくはP109を御覧ください。

⑪身体障害者用自動車改造費の助成 ⑤

- 対象者 18歳以上の身体障害者手帳所持者で、次の要件全てに該当する方
- ① 上肢、下肢又は体幹のいずれかの等級が1級又は2級の方
 - ② 就労等に伴い、自らが所有し、運転する自動車の一部を改造する必要がある方
- ※所得制限あり（本人又は扶養義務者等の前年の所得が特別障害者手当の所得制限の範囲内の方）
- 内容 ・操向装置及び駆動装置の改造に要する費用の一部を助成します。
- 申請窓口 本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7245 Fax 042-623-2444
※改造前に必ず御相談ください。

⑫自動車運転教習費の助成 (身) (知)

対象者 普通自動車運転免許証を取得した 18 歳以上の障害者の方で、次の要件①のいずれかに該当し、かつ②に該当する方

- ①・身体障害者手帳 3 級以上の方
 - ・内部障害 4 級以上の方
 - ・下肢又は体幹機能障害 5 級以上であって歩行困難な方
 - ・愛の手帳所持者
- ② 引き続き 3 か月以上八王子市に住所を有する方

※所得制限あり（前年（1 月から 6 月までの場合はその前々年）の所得税の年額が、400,000 円以下）

※身体障害者の方でも障害の程度によっては補装具等を着用したり、車種を限定したりすることにより運転免許の合格基準に達することができません。

詳しくは警視庁 府中運転免許試験場まで ☎ 042-365-5656

内容 心身障害者の方が運転免許を取得するための費用の一部を助成します。

《助成内容》

- ・教習所の入所料、技能教習料、学科教習料及び教材費に該当する金額の 3 分の 2 の費用を助成（助成限度額あり。）

※助成額については申請窓口へお問い合わせください。

申請窓口 本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7245 Fax 042-623-2444

※教習所入所前に必ず御相談ください。

(2) 税金・公共料金等の控除・減免 ⑤④③②①

① 所得税における障害者控除 ⑤④③②①

対象者 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者等
 内容 身体障害者手帳等をお持ちの方が納税者である場合や、控除対象配偶者（同一生計配偶者）や扶養親族にいる場合には、納税者の所得額から次の金額が控除されます。

- ・ 普通障害者控除 270,000 円
- ・ 特別障害者控除 400,000 円
- ・ 同居特別障害者控除 750,000 円

※控除を受けるには、前年の 12 月 31 日までに手帳の交付を受けている必要があります。

申請窓口 確定申告の場合：八王子税務署 八王子市明神町 4-21-3 ☎ 042-697-6221
 源泉徴収の場合：勤務先給与担当者

② 住民税の非課税及び障害者控除 ⑤④③②①

対象者 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者等
 内容 身体障害者手帳等をお持ちの方で、前年の合計所得金額が 135 万円以下の場合には住民税は非課税となります。
 身体障害者手帳等をお持ちの方が納税者である場合や、控除対象配偶者（同一生計配偶者）や扶養親族にいる場合には、納税者の所得額から次の金額が控除されます。

- ・ 普通障害者控除 260,000 円
- ・ 特別障害者控除 300,000 円
- ・ 同居特別障害者控除 530,000 円

※控除を受けるには、前年の 12 月 31 日までに手帳の交付を受けている必要があります。

申請窓口 財政部 住民税課 ☎ 042-620-7219
 ※市・都民税の申告が必要です。（ただし、所得税の確定申告や、源泉徴収票等で控除されている方は、申告が不要です）

③ バリアフリー改修に伴う家屋の固定資産税の減額措置 ⑤④③②①

対象者 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者等
 内容 対象者の方が居住する家屋で一定のバリアフリー改修工事を行った場合、工事が完了した年の翌年度分に限り、対象床面積 100 平方メートル相当分までの固定資産税額の 3 分の 1 が減額されます。減額対象となる住宅の要件、手続等についてはお問合せください。工事完了日から 3 か月以内に申告が必要です。

申請窓口 財政部 資産税課 ☎ 042-620-7356

④ 相続税における障害者控除 ⑤④③②①

対象者 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者等
 内容 納税金額から、財産を取得した本人が満 85 歳になるまでの年数及び級に応じた額が控除されます。
 詳細はお問合せください。

申請窓口 八王子税務署 八王子市明神町 4-21-3 ☎ 042-697-6221

⑤贈与税の非課税 ①身②知③精④他

対象者 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者等

内容 特定障害者の方の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、特別障害者である特定障害者の方については 6,000 万円まで、特別障害者以外の特定障害者の方については 3,000 万円まで贈与税がかかりません。
詳細はお問合せください。

申請窓口 各関係金融機関

⑥利子等の非課税 ①身②知③精

対象者 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者

内容 身体障害者手帳等の交付を受けている方が受け取る一定の預貯金等の利子等については、一定の手続を要件に非課税の適用を受けることができます。マル優、特別マル優を利用するには、預け入れ等の際に、金融機関の窓口などに障害者手帳その他必要書類等を提示して確認を受ける必要があります。
詳細はお問合せください。

申請窓口 各関係金融機関

⑦NHK放送受信料の減免 ①身②知③精

対象者 次のいずれかに該当する方

- ① 世帯全体の住民税が非課税で身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している方
- ② 世帯主の方が受信契約者でかつ、次のいずれかに該当する方
 - ・視覚障害、聴覚障害に係る身体障害者手帳を所持している方
 - ・身体障害者手帳 1～2 級を所持している方
 - ・愛の手帳 1～2 度を所持している方
 - ・精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持している方

内容 ① 全額免除
② 半額免除

申請窓口 本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7245 Fax 042-623-2444
八王子駅南口総合事務所及び市民部事務所（拠点事務所（浅川事務所・由木事務所・元八王子事務所・北野事務所）及び南大沢事務所）
・放送受信料減免手続
障害者福祉課で福祉事務所長の証明印を押してお渡ししますので、それを NHK 営業所に提出（郵送）してください。
※市内住所変更等は、直接 NHK に御連絡ください。
NHK 首都圏局視聴者リレーションセンター東京西オフィス
☎ 042-528-6000

⑧水道料金、下水道使用料の減免 ⑧身⑧知⑧精⑧発⑧難⑧他

- 対象者 児童扶養手当又は特別児童扶養手当の受給者
- 内容
- ① 水道料金
基本料金と1月当たり10立方メートルまでの従量料金の合計額（消費税相当額を含む）を免除
 - ② 下水道使用料
基本使用料（1ヶ月8立方メートルまでの汚水排水量に係る使用料、消費税相当額を含む）の免除
- 申請窓口
- ・ 東京都水道局八王子サービスステーション
東京都八王子市元本郷町4-19-1
 - ・ 東京都水道局多摩サービスステーション（多摩ニュータウン地域にお住まいの方）
東京都多摩市山王下1-17
 - ・ お問合せ先
水道局お客さまセンター
☎ 0570-091-100（ナビダイヤル）又は ☎ 042-548-5110

⑨下水道使用料の減免 ⑨身⑨知⑨精

- 対象者 世帯全員の市町村民税が非課税で、かつ、世帯員の中に次の①～③のいずれかの所持者がいる方
- ① 身体障害者手帳1、2級所持者
 - ② 愛の手帳1、2度所持者
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- 内容 基本使用料（1ヶ月8立方メートルまでの汚水排水量に係る使用料、消費税相当額を含む）の免除
- 申請窓口 環境部 下水道課 ☎ 042-649-2151

⑩ごみ処理手数料（袋）の減免 ⑩身⑩知⑩精⑩発⑩難⑩他

- 対象者 次のいずれかに該当する世帯
- ① 身体障害者手帳（1、2級）愛の手帳（1、2度）、精神障害者保健福祉手帳（1級）をお持ちの方がいる市民税非課税世帯
 - ② 特別児童扶養手当の受給世帯
 - ③ 児童扶養手当の受給世帯
- 内容 申請に基づき、可燃ごみ用指定収集袋及び不燃ごみ用指定収集袋を、一定枚数交付します。
1人世帯は10袋、2～4人世帯までは20袋、5人以上世帯は40袋の指定収集袋を交付します。
- 申請窓口 環境部 資源循環課 ☎ 042-620-7256

⑪自動車税(環境性能割・種別割)、軽自動車税(環境性能割)の減免

①身②知③精

対象者 次のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳所持者で以下のいずれかの等級に該当する方
 - ・視覚障害 1～3級、4級の1（視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のものに限る）
 - ・聴覚障害 2・3級
 - ・平衡機能障害 3・5級
 - ・音声、言語機能障害 3級（こう頭摘出に係るものに限る）
 - ・肢体不自由 上肢 1・2級
 - ・肢体不自由 下肢 1～6級
 - ・体幹機能障害 1～3級、5級
 - ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害 1・2級
 - ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害 1～6級
 - ・心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障害 1・3・4級
 - ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 1～3級
 - ・肝臓機能障害 1～4級
- ② 愛の手帳 1～3度所持者
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級所持者（通院医療費公費負担を受けている方に限る）

内容

・障害者減免

対象者又はその人と生計を一にする人が所有し、障害者自身が運転する自動車又は生計を一にする人が専らその障害者のために運転する自動車の自動車税環境性能割、自動車税種別割を障害者1人につき自動車1台分減免します。

・構造減免

- ① 専ら心身障害者が利用するために構造上、車いすの昇降装置や固定装置などを取り付けた自動車について自動車税環境性能割、自動車税種別割を減免（車検証に車いす移動車等の表示がある）
 - ② ①と同じ装置を取り付けた自動車で、車いす移動車以外の自動車について自動車税環境性能割の一部を減額
 - ③ 専ら心身障害者が運転するための構造上変更がされている自動車（営業用に限る）について、自動車税環境性能割の一部を減額
- ※その他詳細は巻末付録「自動車税環境性能割・自動車税種別割の減免詳細」を御覧いただくか、東京都自動車税コールセンターまでお問合せください。

申請窓口 ※新規又は移転の登録の際（登録の日から1か月以内）

八王子自動車税事務所 八王子市滝山町1-270-5 ☎ 042-691-6351

※既に自動車を所有している場合、自動車税種別割の納期限（通常は5月31日）までに申請をしてください。

申請先：八王子都税事務所 八王子市明神町3-19-2 ☎ 042-644-1111

問合せ先：東京都自動車税コールセンター ☎ 03-3525-4066

⑫軽自動車税(種別割)の減免 ②③④

対象者 次のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳又は愛の手帳所持者で自動車税(種別割)の減免と同じ等級基準の方
- ② 精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者
- ③ 自立支援医療(精神通院)受給者証所持者かつ障害年金 1 級の方

内容 ①～③のいずれかの対象者又は生計を同じくする方(同居の方)が所有する軽自動車等で、対象者の通院等で使用する場合は軽自動車税(種別割)を減免します。ただし、減免は障害者 1 人につき、自動車税(種別割)又は軽自動車税(種別割)のいずれか 1 台となります。

※軽自動車税種別割の納期限(通常は 5 月 31 日)までの申請が必要です。納期限後は翌年度の減免のための事前相談となります。

その他詳細はお問合せください。

申請窓口 財政部 住民税課 ☎ 042-620-7353

⑬個人事業税の減免 ②③④

対象者 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者

内容 本人又は障害者を扶養している方のうち、前年度の総所得額(事業所得以外の所得があるときは合算額)が 370 万円以下の方は、減免されます。
詳細はお問合せください。

申請窓口 八王子都税事務所 八王子市明神町 3-19-2 ☎ 042-644-1114

⑭携帯電話料金の割引 ②③④

対象者 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者

内容 各携帯電話会社の基本使用料、各種サービス等が割引される場合があります。
詳細は各携帯電話会社にお問合せください。

申請窓口 各携帯電話会社

(3) はり・きゅう・マッサージ施術費の助成 ②③④

対象者 65 歳以上で次のいずれかに該当する方

※施設入所者及び入院している方は除きます。

- ① 身体障害者手帳所持者
- ② 愛の手帳所持者
- ③ 特定疾病患者福祉手当の受給者

内容 利用券：月 1 枚(1 枚：1,000 円券)

施術 1 回につき、3 枚まで利用可能。(※協力治療院でのみ御利用可能です)

申請窓口 本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7245 Fax 042-623-2444

(4) 住居賃貸代行保証料補助金・公営住宅の優遇措置等

① 身 知 精 難

① 住居賃貸代行保証料補助金 ① 身 知 精 難

対象者 満 18 歳以上の障害者の一人暮らし世帯又は世帯主が障害者の方で、次の要件全てに該当する方

① 次のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者
- ・精神障害を事由とする障害年金の給付又は特別障害給付金等を受けている方
- ・自立支援医療（精神通院）を受給している方
- ・厚生労働大臣が定める特殊な疾患に、り患していることがわかる証明書の交付を受けている方

② 民間等の住居賃貸代行保証制度を利用している方

③ 世帯全員が現に市内の民間賃貸住宅に居住し、本市の住民基本台帳票に記載されている方

④ 生活保護を利用していない方

⑤ 本市の他の住居賃貸代行保証料補助金の交付を受けていない方

内容 民間等の住居賃貸代行保証制度を利用した場合に支払った額の 2 分の 1 に相当する額を補助します。ただし、10,000 円を限度とします。
※保証の期間が 1 年以上のもの 1 回の支払いに対して補助する。

申請窓口 地域生活支援センターあくせす（P 69、83、90 参照）

☎ 042-631-1022 FAX 042-649-1276

② 居住支援事業 ② 身 知 精

対象者 身体障害者、知的障害者又は精神障害者

内容 住まい探しにお困りの障害者等の相談に対応し、不動産店等を紹介し、入居を支援します。

申請窓口 まちなみ整備部 住宅政策課 ☎ 042-620-7260

③ 都営住宅の入居 ③ 身 知 精

対象者 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む）の所持者

内容 2 人以上の家族でのお申込みについては、優遇抽せん制度を受けられる場合があります。詳細はお問合せください。

問合窓口 東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター ☎ 03-3498-8894

④都営住宅の家賃減免 ③身②知①精④難

- 対象者 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者
常時介護を要する難病患者等の方がいる世帯
- 内容 家賃の減免制度を受けられる場合があります。詳細はお問合せください。
- 申請窓口 J K K 東京（東京都住宅供給公社）お客さまセンター ☎ 0570-03-0071
ナビダイヤルがご利用できない方、携帯電話の無料通話分や割引サービスをご利用の方 ☎ 03-6279-2652

⑤市営住宅の入居 ③身②知①精

- 対象者 申込者本人又は同居親族が、次のいずれかに該当する方
- ① 身体障害者手帳 1 ～ 4 級の所持者
 - ② 重度又は中度の知的障害者（愛の手帳の場合は、総合判定で 1 ～ 3 度）
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳 1 ～ 2 級の所持者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判断された方を含む）
 - ④ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症以上の障害者
- 内容 抽せん方式では、一世帯につき抽せん番号を連番で 2 個とし、当せん率を一般家庭の 2 倍にする。（単身者を除く）
ポイント方式では、ポイントを加点する。
- 申請窓口 まちなみ整備部 住宅政策課 ☎ 042-620-7385

⑥家賃補助対象住宅の入居 ③身②知①精

- 対象者 申込者本人又は同居親族が、次のいずれかに該当する方
- ① 身体障害者手帳 1 ～ 4 級の所持者
 - ② 知的障害で③の精神障害の程度に相当する程度（愛の手帳の場合は、総合判定で 1 ～ 3 度）
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳 1 ～ 2 級の所持者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判断された方を含む）
 - ④ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症以上の障害者
- 内容 抽せん方式では、一世帯につき抽せん番号を連番で 2 個とし、当せん率を 2 倍にする。（単身者を除く）
- 申請窓口 まちなみ整備部 住宅政策課 ☎ 042-620-7385

⑦耐震シェルター・防災ベッド設置費用の補助 ⑤知精

- 対象者** 申込者本人又は同居親族が、次のいずれかに該当する方（転入予定者含む）
- ① 身体障害者手帳（２級以上）の交付を受けている。
 - ② 介護保険制度で要介護３以上の認定を受けている。
 - ③ 愛の手帳の交付を受けている。
 - ④ 国又は東京都の難病医療助成制度の認定を受けている。
 - ⑤ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている。
- 内容** 昭和 56 年 5 月以前の旧耐震基準で建てられた木造在来工法の住宅等に耐震シェルター・防災ベッドを設置する場合、設置費用の 50%以内で、20 万円を上限に補助します。

申請窓口 まちなみ整備部 住宅政策課 ☎ 042-620-7260

（５）訪問入浴サービスの提供 ⑤身

- 対象者** 次の①から⑧のいずれにも該当する者
- ① 八王子市に住所を有し、現に居住している者
 - ② 身体障害者手帳（下肢、体幹又は上肢）１・２級の者
 - ③ 常時臥床又はこれに準ずる状態の者
 - ④ 医師が入浴可能と認めた者
 - ⑤ 家族・ヘルパー等の介護による入浴及びシャワー浴が困難な者
 - ⑥ 訪問入浴サービス提供時、家族・ヘルパー等の立合い及び必要な支援が得られる者
 - ⑦ 施設等に入所又は病院に入院していない者
 - ⑧ 要介護認定を受けていない者
- 内容** 専門業者（看護職員等）が対象者の居宅を訪問し、訪問入浴サービスを提供します。
- 提供回数は１人につき原則週１回かつ年５２回を上限とします。
- ※サービス提供の１回当たりの単価及び利用者負担額については申請窓口へお問い合わせください。

申請窓口 本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7366 Fax 042-623-2444

6. 補装具・日常生活用具 ①②③

(1) 補装具費の支給 ①②

①支給要件等

- 対象者 次のいずれかに該当する方
 ア 身体障害者手帳所持者
 イ 難病患者等(障害者総合支援法第4条第1項に定める疾病に該当する方)
 ※イの場合は対象者の確認をするために、医師の診断書等の提出が必要となります。
- 対象種目 P 38「補装具の対象種目・判定方法」のとおり
 障害種別により対象品目・申請方法が異なりますので、必ず事前に御相談ください。
支給決定前に購入、借受け又は修理された物に関しては、支給の対象となりません。
- 内容 就労その他日常生活を容易にするため、補装具費の支給を行います。
 原則、耐用年数内に同一種目1回限りです。
- 自己負担 (割合) 原則、基準額内の1割です。基準額を超えた部分については、自己負担となります。世帯の所得に応じ、負担割合が変わります。
市民税の課税状況によっては、助成が受けられない場合があります。
- 必要書類 ア 申請書(市指定の様式)
 イ 見積書(業者が発行したもの)
 ウ 医師意見書(詳細は欄外を御参照ください)又は判定書
 ・手続にはマイナンバーの記入が必要となります(P112、113参照)
- 申請窓口 本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7366 Fax 042-623-2444
 八王子駅南口総合事務所、市民部事務所(拠点事務所(浅川事務所・由木事務所・元八王子事務所・北野事務所)及び南大沢事務所)※書類の受付のみ

◎医師意見書について

原則、身体障害者福祉法第15条の指定を受けた医師(指定医)に作成を依頼してください。障害者総合支援法第59条第1項に基づく更生医療を主として担当する医師も作成することは可能です。

◎介護保険該当者の方へ

65歳以上の方及び40歳以上65歳未満で介護保険法が定める16の特定疾病に該当する方は、②補装具の対象種目・判定方法の表の網掛けの種目については原則介護保険制度の適用となります。事前に御相談ください。

②補装具の対象種目・判定方法

種目		直接判定	書類判定	書類のみ	判定不要	種目		直接判定	書類判定	書類のみ
	義肢	○				歩行補助つえ	松葉づえ			○
	装具	○					カナディアンクラッチ			○
	座位保持装置	○					ロフトストランドクラッチ			○
	義眼			○			多脚つえ			○
	視覚障害者安全つえ				○		プラットフォームつえ			○
眼鏡	矯正眼鏡			○		歩行器				○
	弱視眼鏡			○		車いす	普通型等（既製品） 手押し型			○
	遮光眼鏡			○			その他の車いす		○	
コンタクトレンズ				○		電動車いす		○		
補聴器	高度難聴用 （ポケット型・耳掛型）			○		重度障害者用 意思伝達装置		注	注	
	その他の補聴器		○			人工内耳用 音声信号処理装置 （修理のみ）				○

注：内容によって判定方法が異なります。

判定方法	直接判定	本人が東京都心身障害者福祉センター（本所又は多摩支所）に直接行き判定を受けます。判定結果に基づいて補装具の支給を行います。判定は市を通しての予約制となっています。
	書類判定	医師意見書等を基に東京都心身障害者福祉センターが補装具の判定を行います。ただし、特殊な補装具や使用する部品の種類によっては、直接判定になる場合があります。（書類判定の補装具であっても、東京都心身障害者福祉センターに行き、直接判定を受けることも可能です。）※必要書類は補装具の種類によって異なります。
	書類のみ	医師意見書を基に市が補装具の必要性を判断します。必要書類を市に提出してください。ただし、特殊な補装具や使用する部品の種類によっては、直接判定もしくは書類判定になる場合があります。
	判定不要	医師意見書は不要です。医師意見書以外の必要書類を揃えて市に提出してください。

※支給決定前に購入、借受け又は修理された物に関しては、支給の対象となりません。

③中等度難聴児補聴器等購入費の助成について

- 対象者 次の要件全てに該当する方
- ① 市内に居住する 18 歳未満の児童
 - ② 聴覚障害に係る身体障害者手帳の交付対象となる聴力でないこと
 - ③ 両耳の聴力レベルが概ね 30 dB 以上であり、補聴器の装用により言語の習得等一定以上の効果が期待できる方（医師の意見書が必要）
 - ④ 他の制度により補聴器等の購入費の助成又は給付等を受けていないこと
- 内容 身体障害者手帳の交付対象とならない中等度の難聴児に、補聴器等購入費の一部を助成することにより、言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進し、健全な発達を支援します。

※助成決定前に購入された物に関しては、助成の対象となりません。

※原則片耳のみの助成です。

助成金額 購入額と助成基準額とを比較して、少ない方の額の 9 割を助成します。

※申請者が多い場合は御希望に添えない場合があります。

- 必要書類 ① 申請書（市指定の様式）
 ② 医師意見書（市指定の様式）※下部注意書きを御参照ください。
 ③ 見積書（業者が発行したもの）

申請窓口 本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7366 Fax 042-623-2444

◎医師意見書について

次のいずれかの耳鼻咽喉科医師に作成を依頼してください。

- ・身体障害者福祉法第 15 条の指定を受けた医師（指定医）
- ・障害者総合支援法第 59 条第 1 項の規定による指定自立支援医療機関の医師
- ・主治医

(2) 日常生活用具の給付



①給付要件等

対象者 次のいずれかに該当する方

※原則、在宅の方が対象

① 身体障害者手帳所持者

② 愛の手帳所持者

③ 難病患者等（障害者総合支援法第4条第1項に定める疾病に該当する方）

※③の場合は対象者の確認をするために、医師の診断書等の提出が必要となります。

対象種目 日常生活用具対象種目 P 42～53「対象種目表 I～Ⅲ」のとおり。

用具の給付は原則1世帯当たり同一種目1件となります。

給付対象となる用具は障害種別・等級、対象者要件、世帯状況等により異なります。

要件や手続方法については、必ず事前に御相談ください。

給付決定前に購入された用具に関しては、給付の対象となりません。

内容 日常生活を容易にするため、日常生活用具の給付を行います。

申請窓口 本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7366 Fax 042-623-2444

八王子駅南口総合事務所、市民部事務所（拠点事務所（浅川事務所・由木事務所・元八王子事務所・北野事務所）及び南大沢事務所） ※書類の受付のみ

◎小児慢性特定疾患の方へ

小児慢性特定疾病児童日常生活用具の制度を利用できる場合があります。

詳細は八王子市保健所 保健対策課（☎ 042-645-5162 Fax 042-644-9100）へお問合せください。

②利用者負担額

区分	利用者負担額	日常生活用具 利用者負担 上限月額
生活保護世帯	0 円	0 円
市民税非課税世帯	0 円	0 円
一般世帯	対象種目表に定める基準額を上限として「日常生活用具の給付に要する費用」の額のうち市長が認める額の 1 割に相当する額 (継続用具にあっては、給付上限額か給付実績額のいずれか低い額の 1 割に相当する額)	37,200 円

1. 世帯の範囲

ア 18 歳以上（障害者）：本人と配偶者

イ 18 歳未満（障害児）：保護者及び障害児の属する世帯全員

2. 「日常生活用具の給付に要する費用」

用具自体の金額のほか、用具説明、選定、見積り、給付、調整、アフターケア等の費用を含むもの

3. 基準額を超える用具の給付について

基準額以内の給付を原則とするが、基準額と用具の額の差額が全額利用者負担であることに同意できる場合のみ可能

4. 市民税の課税状況によっては、助成が受けられない場合があります。

③日常生活用具の対象種目

◎P42～53「対象種目表Ⅰ～Ⅲ」表上の略語説明

介護：65 歳以上及び 40 歳以上 65 歳未満で介護保険法が定める 16 の特定疾病に該当する方は、介護保険制度対象の方です。**介護**の記載がある種目は、介護保険対象の方は御利用いただけません（介護保険との併給はできません。）。

入院可：入院中給付可能

施設可：施設入所中給付可能

個人可：1 人当たり同一種目 1 件給付可能

分割可：耐用年数内分割給付可能

複数可：1 回の申請で複数の用具を組みあわせて給付可能

対象世帯：次のいずれかに該当する世帯

① 本人を除く世帯全員がア～ウのいずれかに該当

ア 学齢児以下

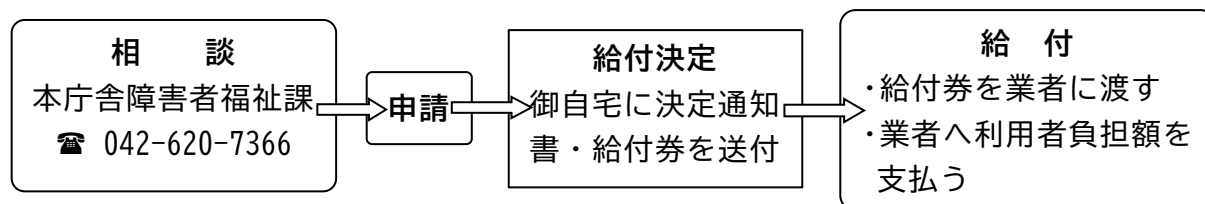
イ 75 歳以上

ウ 希望する種目の対象者欄に記載されている障害状況と同程度の障害をもつ

② 障害者本人が週 5 日において日中 8 時間以上単身となる場合

対象種目表 I

手続きの流れ



申請必要書類

- ① 申請書（市指定の様式）※手続にはマイナンバーの記入が必要となります。（P112、113 参照）
- ② 見積書（種目名、品名（製品名・型番・規格等）、数量、金額、対象者氏名、住所が記載されたもの）
- ③ 商品カタログ等

種目 基準額/耐用年数	対象者	性能
簡易浴槽 50,200 円/8 年 介護	学齢児以上で次のいずれかに該当する方 ① 下肢機能障害 1・2 級 ② 体幹機能障害 1・2 級 <u>※介護保険対象の方は対象外 P41 参照</u>	空気式又は折りたたみ式で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの。
特殊寝台 162,800 円/8 年 介護 個人可 ※訓練用ベッドとの併給不可	学齢児以上で次のいずれかに該当する方 ① 下肢機能障害 1・2 級 ② 体幹機能障害 1・2 級 ③ 寝たきりの状態にある難病患者等（医師意見書が必要） <u>※介護保険対象の方は対象外 P41 参照</u>	原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
特殊マット 45,000 円/3 年 介護 個人可 ※訓練用ベッドとの併給不可	次のいずれかに該当する方 ① 3 歳以上で愛の手帳 1・2 度 ② 3 歳以上 18 歳未満で下肢又は体幹機能障害 1・2 級 ③ 18 歳以上で下肢又は体幹機能障害 1 級 ④ 3 歳以上で寝たきりの状態にある難病患者等（医師意見書が必要） <u>※介護保険対象の方は対象外 P41 参照</u>	じょくそう防止又は失禁による汚染若しくは損耗を防止するためマット（寝具）ビニール等を加工したもの。

種目 基準額/耐用年数	対象者	性能
訓練用ベッド 159,200 円/8 年 介護 個人可 複数可 ※特殊寝台・特殊マット との併給不可	下肢・体幹機能に障害のある難病患者等（医師意見書が必要） <u>※介護保険対象の方は対象外</u> P41 参照	特殊寝台・特殊マット その他の障害等の身体 介護を支援する用具 で、介護者が容易に使用し得るもの。
訓練いす 33,100 円/5 年 個人可	3 歳以上 18 歳未満で、次のいずれかに該当する方 ①下肢機能障害 1・2 級 ②体幹機能障害 1・2 級	原則として付属のテーブルをつけるもの。
特殊尿器 154,500 円/5 年 介護 ※紙おむつ（10,500 円） との併給不可	学齢児以上で次のいずれかに該当する方 ①下肢機能障害 1 級 ②体幹機能障害 1 級 ③自力で排尿できない難病患者等（医師意見書が必要） ※①②は、常時介護を要する方に限る。 <u>※介護保険対象の方は対象外</u> P41 参照	尿又は便が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。
入浴担架 (洋式) 82,400 円/5 年 (和式) 133,900 円/5 年 介護	3 歳以上で次のいずれかに該当する方 ※入浴にあたって、家族等他人の介助を要する方に限る。 ①下肢機能障害 1・2 級 ②体幹機能障害 1・2 級 <u>※介護保険対象の方は対象外</u> P41 参照	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。 (洋式)：仰臥位のまま使用するもの (和式)：リクライニング機能付のもの
体位変換器 15,000 円/5 年 介護	学齢児以上で次のいずれかに該当する方 ①下肢機能障害 1・2 級 ②体幹機能障害 1・2 級 ③寝たきりの状態にある難病患者等（医師意見書が必要） ※①②は、下着交換等に当たって、家族等他人の介護を必要とする方に限る。 <u>※介護保険対象の方は対象外</u> P41 参照	介護者が、障害者の体位を交換させるのに容易に使用し得るもの。

種目 基準額/耐用年数	対象者	性能
移動用リフト 257,500 円/4 年 介護	3 歳以上で次のいずれかに該当する方 ①下肢機能障害 1・2 級 ②体幹機能障害 1・2 級 ③下肢・体幹機能に障害のある難病患者等（医師意見書が必要） <u>※介護保険対象の方は対象外 P41 参照</u>	障害者を移動させるにあたって、介護者が容易に使用し得るもの。 <u>※天井走行型その他、住宅改修を伴うものを除く。</u>
入浴補助用具 90,000 円/8 年 介護 分割可	3 歳以上で入浴に介助を必要とする者のうち、次のいずれかに該当する方 ①下肢機能障害の手帳所持者 ②体幹機能障害の手帳所持者 ③難病患者等（医師意見書が必要） <u>※介護保険対象の方は対象外 P41 参照</u>	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。 <u>※設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。</u>
頭部保護帽 37,852 円/3 年 入院可 施設可 個人可	次のいずれかに該当する方 ①愛の手帳所持者で、てんかん発作等により頻繁に転倒する方 ②身体障害者手帳所持者で、転倒等により頭部を強打するおそれのある方（医師意見書が必要） ※耐用年数内での再給付が可能（医師意見書が必要）	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
歩行補助つえ（T 字つえ） 4,410 円/3 年 入院可 施設可 個人可	次のいずれかに該当する者のうち、歩行補助つえの使用により歩行機能を補うことが可能な方 ①下肢機能障害の手帳所持者 ②体幹機能障害の手帳所持者 ③内部障害の手帳所持者	障害者が容易に使用し得るもの。
移動・移乗支援用具 60,000 円/8 年 介護 分割可	3 歳以上で次のいずれかに該当する方 ①平衡機能障害の手帳所持者 ②下肢機能障害の手帳所持者 ③体幹機能障害の手帳所持者 ④下肢が不自由な難病患者等（医師意見書が必要） ※①～③は、家庭内の移動において介助を必要とする方とします。 <u>※介護保険対象の方は対象外 P41 参照</u>	転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等であって、必要な強度と安定性を有するもの。 <u>※設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。</u>

種目 基準額/耐用年数	対象者	性能
便器 16,500 円/8 年 介護 ※紙おむつ（10,500 円） との併給不可	学齢児以上で次のいずれかに該当する方 ①下肢機能障害 1・2 級 ②体幹機能障害 1・2 級 ③常時介護を要する難病患者等（医師意見書が必要） <u>※介護保険対象の方は対象外 P41 参照</u>	手すりのついた腰かけ式のもの。 <u>※取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。</u>
特殊便器 70,000 円/8 年 ※紙おむつ（10,500 円） との併給不可	学齢児以上で次のいずれかに該当する方 ①愛の手帳 1・2 度（自ら排便の処理が困難な者） ②上肢機能障害 1・2 級 ③上肢機能に障害のある難病患者等（医師意見書が必要）	障害者及び介護者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。 <u>※取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。</u>
携帯用信号装置 20,200 円/6 年	学齢児以上で次のいずれかに該当する方 ①聴覚障害 3 級以上 ②音声・言語機能障害 3 級以上	送信機による合図が、視覚、触覚等により知覚できるもの。
屋内信号装置 87,400 円/10 年 複数可	18 歳以上で聴覚障害 2 級の方 ※独居の方及び 対象世帯 に限ります。 P41 参照	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。
フラッシュベル 12,400 円/10 年	学齢児以上で次のいずれかに該当する方 ①聴覚障害 3 級以上 ②音声・言語機能障害 3 級以上	障害者が容易に使用し得るもの。
火災警報器 15,500 円（1 台）/8 年 ※2 台まで給付可能	火災発生の感知及び避難が著しく困難な方、かつ次のいずれかに該当する方 ①愛の手帳 1・2 度 ②身体障害者手帳 1・2 級 ※独居の方及び 対象世帯 に限ります。 P41 参照	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。（特殊法人日本消防検定協会の検定ラベル又は鑑定ラベルの貼付がなされているものが望ましい。） 警報ブザーを室外にも設置すること。

種目 基準額/耐用年数	対象者	性能
自動消火装置 28,700 円/8 年	火災発生の感知及び避難が著しく困難な方、かつ次のいずれかに該当する方 ①愛の手帳 1・2 度 ②身体障害者手帳 1・2 級 ③難病患者等（医師意見書が必要） ※独居の方及び対象世帯に限ります。 P41 参照	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し初期火災を消火し得るもの。 （財団法人日本消防設備安全センターに設置されている消火設備等認定委員会の認定ラベルの貼付がなされているものが望ましい。）
ガス安全システム 42,200 円/8 年	18 歳以上の身体障害者手帳所持者で次のいずれかに該当する方 ①喉頭摘出等により嗅覚機能を喪失した方 ②下肢又は体幹機能障害 1 級 ※独居の方及び対象世帯に限ります。 P41 参照	警報機からの遮断信号、ガスの異常使用、地震時等にガスを自動的に遮断できるもの。
音響案内装置 51,000 円/10 年	学齢児以上で視覚障害 1 級の方	視覚障害者が容易に使用し得るもの。送信機は「歩行時間延長信号機用小型送信機」のこと。
電磁調理器 15,000 円/6 年	18 歳以上で次のいずれかに該当する方 ①愛の手帳 1・2 度 ②視覚障害 1・2 級 ③上肢機能障害 1・2 級 ④下肢機能障害 1 級 ⑤体幹機能障害 1 級 ※②～⑤は、独居の方及び対象世帯に限ります。P41 参照	障害者が容易に使用し得るもの。
ルームクーラー 100,000 円/6 年	18 歳以上の身体障害者手帳所持者で、頸髄損傷等により体温調節機能を喪失した方（医師意見書が必要）	障害者が容易に使用し得るもの。
空気清浄器 20,000 円/6 年	18 歳以上で呼吸器機能障害 3 級以上の方	障害者が容易に使用し得るもの。

種目 基準額/耐用年数	対象者	性能
透析液加温器 72,100 円/5 年	3 歳以上の身体障害者手帳所持者で、人工透析を必要とする方（医師の証明書が必要） ※自己連続携行式腹膜灌流法による透析療法を行う方に限る。	自己連続携行式腹膜灌流療法による人工透析に使用する加温器で、一定温度に保つもの。
ネブライザー（吸入器） 39,600 円/5 年	次のいずれかに該当する方 ①呼吸器機能障害 3 級以上 ②身体障害者手帳所持者（医師意見書が必要） ③難病患者等（医師意見書が必要）	障害者が容易に使用し得るもの。
電気式たん吸引器 62,040 円/5 年	次のいずれかに該当する方 ①呼吸器機能障害 3 級以上 ②身体障害者手帳所持者（医師意見書が必要） ③難病患者等（医師意見書が必要）	障害者が容易に使用し得るもの。
動脈血中酸素飽和測定器 (パルスオキシメーター) ①②50,000 円/5 年 ③157,500 円/5 年	次のいずれかに該当する方 ①呼吸器機能障害の手帳所持者で人工呼吸器の装着を必要とする方 ②身体障害者手帳所持者（医師意見書が必要） ③人工呼吸器の装着が必要な難病患者等（医師意見書が必要）	障害者が容易に使用し得るもの。人工呼吸器の装着が必要な難病患者等については呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、容易に使用し得るもの。
音声式体温計 9,000 円/5 年	学齢児以上で視覚障害 1・2 級の方 ※独居の方及び対象世帯に限り。P41 参照	視覚障害者が容易に使用し得るもの。
体重計 18,000 円/5 年	18 歳以上で視覚障害 1・2 級の方 ※独居の方及び対象世帯に限り。P41 参照	視覚障害者が容易に使用し得るもの。
情報・通信支援用具 100,000 円/6 年 <u>分割可</u>	次のいずれかに該当する方のうち、パソコン・タブレット端末の使用により社会参加が見込まれる方 ①上肢機能障害 1・2 級 ②視覚障害 1・2 級	障害者が容易に使用し得るもの。パソコン・タブレット端末の操作などを容易にする周辺機器、パソコン用ソフト。

種目 基準額/耐用年数	対象者	性能
点字ディスプレイ 289,000 円/6 年 個人可	18 歳以上で視覚障害 1・2 級の方	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。
点字器 10,712 円/5 年 入院可 施設可 個人可	視覚障害の手帳所持者	視覚障害者が容易に使用し得るもの。
点字 タイプライター 63,100 円/5 年	視覚障害 1・2 級の方 ※本人が就労又は就学しているか、あるいは就労が見込まれている方に限ります。	視覚障害者が容易に操作し得るもの。
点字図書 30,000 円/1 年度 分割可	学齢児以上の視覚障害者で主に情報の入手を点字によっている方	月刊や週刊等で発行される点字図書を除く。
腕時計 (触読式) 11,330 円/10 年 (音声式) 14,630 円/10 年 個人可	学齢児以上で視覚障害 1・2 級の方	視覚障害者が容易に使用し得るもの。
音声式置時計 8,500 円/10 年 個人可		

種目 基準額/耐用年数	対象者	性能
聴覚障害者用 通信装置 (ファックス) 30,000 円/5 年	学齢児以上で次のいずれかに該当する者で、コミュニケーション・緊急連絡等の手段として必要と認められる方 ①聴覚障害の手帳所持者 ②音声・言語機能障害の手帳所持者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用し得るもの。
情報受信装置 88,900 円/6 年	聴覚障害の手帳所持者で、本装置によりテレビの視聴が可能になる方 <対象となる装置> CS 文字情報受信機は対象になります。 ただし、受信機がテレビ内蔵型の場合は支給対象外になる場合があります。	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、障害者が容易に使用し得るもの。
会議用拡聴器 38,200 円/6 年	学齢児以上で聴覚障害 4 級以上の方	障害者が容易に操作し得るもの。
人工喉頭 (電動式・笛式) 72,203 円/4 年 ☐ 入院可 ☐ 施設可 ☐ 個人可	音声・言語又はそしゃく機能の障害の手帳所持者で、喉頭を全摘出した方又は医師が将来にわたり喉頭が無機能であると認めた方（医師の証明書が必要）	障害者が容易に使用し得るもの。
収尿器 (男性用) 31,724 円/1 年度 (女性用) 35,020 円/1 年度 ☐ 入院可 ☐ 施設可 ☐ 個人可 ☐ 分割可 ☐ 複数可 ※紙おむつ（10,500 円）との併給不可	次のいずれかに該当し収尿器を必要とする方 ①先天性疾患等を起因としたぼうこう機能障害（高度の排尿機能障害）の手帳所持者 ②脊髄損傷等を起因としたぼうこう障害があり、排尿コントロールが困難な肢体不自由の手帳所持者（医師意見書が必要）	尿の逆流防止機能を有し、採尿部と蓄尿部を構成するもの。

種目 基準額/耐用年数	対象者	性能
小規模改修 200,000 円 介護 ※原則 1 回限り ※既存住宅の改修に限る ※既に中規模改修の給付を受けている場合は対象外	学齢児以上 65 歳未満で次のいずれかに該当する方 ①下肢機能障害 1 ～ 3 級 ②体幹機能障害 1 ～ 3 級 ③補装具として車いすの支給を受けた内部障害の手帳所持者 ④下肢、体幹機能に障害のある難病患者等（医師意見書が必要） ※特殊便器への取替えについては、上肢機能障害 1 ・ 2 級の方に限ります。 <u>※介護保険対象の方は対象外</u> P41 参照	《対象工事》 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑り防止、移動の円滑化等のための床、通路面の材料変更 ・引き戸等へ扉の取替 ・洋式便器等への便器の取替え ・その他、改修工事に付帯して必要となる改修工事
中規模改修 641,000 円 ※原則 1 回限り ※既存住宅の改修に限る ※既に小規模改修の給付を受けている場合は対象外	学齢児以上 65 歳未満で次のいずれかに該当する方 ①下肢機能障害 1 ・ 2 級 ②体幹機能障害 1 ・ 2 級 ③補装具として車いすの支給を受けた内部障害の手帳所持者	《対象工事》 ・ <u>小規模改修で費用に不足が生じる場合</u> ・浴槽・流し台の取替え、玄関等の床段差解消機の設置工事等
屋内移動設備 （機器本体・付属器具） 979,000 円 （設置費） 353,000 円 ※原則 1 回限り	歩行ができない方のうち、次のいずれかに該当する方 ①上肢機能障害 1 級 ②下肢機能障害 1 級 ③体幹機能障害 1 級 ④補装具として車いすの支給を受けた内部障害の手帳所持者	《対象工事》 ・天井リフトの設置 ・階段昇降機の設置

対象種目表Ⅱ

（本体機器に代わってアプリ・タブレット端末を申請選択可能な種目）

◎他の種目とは申請方法が異なりますので、手続方法等の詳細はお問合せください。

種目	基準額	耐用年数	対象者	性能
視覚障害者支援用具 ※本体機器とアプリ・タブレットとの併給不可 ※購入する用具によっては、個人給付が可能	本体機器 400,000 円 分割可	8 年	学齢児以上で視覚障害1・2級の方	DAISY 方式により記録された図書の再生機能、文字情報等を読み取り音声に変換して出力する機能又は読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに写し出す機能等を有し、視覚障害者の日常生活に利便をもたらす用具で容易に使用し得るもの。
	本体機器 198,000 円 分割可		学齢児以上で視覚障害3～6級の方	
	アプリ 社会通念上適当と思われる額	4 年	学齢児以上で視覚障害の手帳所持者	
	タブレット端末 50,000 円			
携帯用会話補助装置 ※本体機器とアプリ・タブレットとの併給不可 個人可	本体機器 150,000 円	5 年	学齢児以上で次のいずれに該当する方 ①音声言語機能障害の手帳所持者 ②肢体不自由の手帳所持者で音声言語の著しい障害を有する方（医師の意見書が必要） ③聴覚障害4級以上	携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの。
	アプリ 社会通念上適当と思われる額	4 年		
	タブレット端末 50,000 円			

備考

- ・アプリの申請・更新に関しては、金額・性能等を勘案し、市長が必要と認めた場合に給付を行います。
- ・タブレット端末の給付は、1 人 1 台です。
- ・タブレット端末の耐用年数内は、視覚障害者支援用具、携帯会話用補助装置の本体機器の申請は不可です。

◎他の種目とは申請方法が異なりますので、手続方法等の詳細はお問合せください。

種目・基準額（月額）	対象者	性能
ストーマ用装具 （消化器系）9,460 円 （尿路系）12,430 円 入院可 施設可 個人可 複数可	直腸機能障害又はぼうこう機能障害 手帳所持者でストーマ造設を行っている方	※別表のもの
紙おむつ 4,000 円 入院可 個人可 複数可 ※紙おむつ（10,500 円） との併給不可	3 歳以上 65 歳未満で次のいずれかに該当する方 ①上肢機能障害 1 級 ②下肢機能障害 1 級 ③体幹機能障害 1 級 ④愛の手帳 1 度	障害者が容易に使用し得るもの。 ①紙おむつ ②尿取りパッド ③おしりふき
紙おむつ 10,500 円 入院可 個人可 複数可 ※便器、特殊便器、 特殊尿器、収尿器 との併給不可 ※紙おむつ（4,000 円） との併給不可	3 歳以上原則 65 歳未満で次のいずれかに該当する方 ※身体障害者福祉法第 15 条の指定を受けた医師の意見書（市指定の様式）が必要です。 ①身体障害者手帳所持者で脳性まひ等脳原性運動機能障害のある者 ②肢体不自由 1 級かつ愛の手帳 1 度 ③身体障害者手帳所持者で二分脊椎による排泄機能に障害のある者 ※①②は、意思表示・移乗・移動・座位・排泄コントロール等ができない方に限ります。 ※②の肢体不自由 1 級は、総合等級ではなく部位等級に限ります。	※③は、ウェット（濡れ）タイプのふきとり紙で使い捨てとして使用する製品に限ります。ティッシュペーパーやトイレットペーパーは対象外です。

※別表

品目	対象品
消化器系	ワンピース装具
尿路系	ツーピース装具（フランジ及びパウチ）
皮膚保護剤	皮膚保護ペースト・パテ
	皮膚保護パウダー
	皮膚保護ウエハー
	皮膚被膜剤（スキンバリア）
	パウチカバー
固定具	固定用品（ベルト状、腹帯状、ヘルニア状）
	サージカルテープ
補正剤	コンバックインサート
蓄尿バッグ	レッグバック
	ナイトドレナージバッグ
穴あけ用器具	皮膚保護剤穴あけ専用はさみ
入浴等補助具	入浴用パウチ
	入浴用キャップ
	入浴用パッド
	入浴用保護フィルム
接続管	ウロ接続管
	コネクター
	接続用チューブ
閉鎖具	ストーマ用装具用クリップ、ストッパー
消臭剤	消臭剤（パウチの中に入れて使用するもの）
潤滑剤	潤滑剤
凝固剤	凝固剤
剥離剤	リムーバー
洗腸用具	洗腸用具

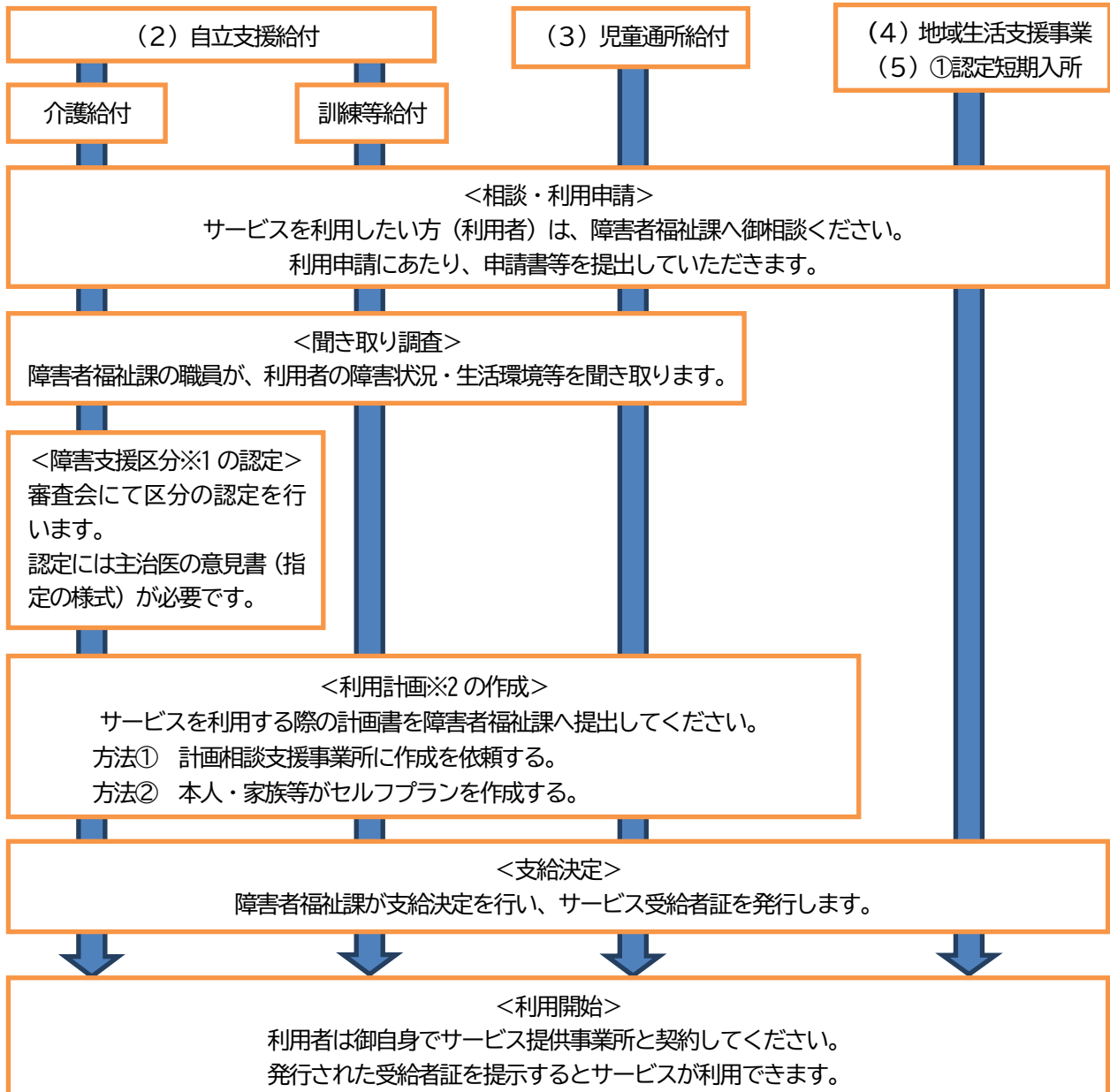
7. 障害福祉サービスについて **身知精難発**

(1) 各種手続の流れ (2)(3)(4)(5)の手続にはマイナンバーの記入が必要となります。(P112、113 参照)

(2) 自立支援給付、(3) 児童通所給付、(4) 地域生活支援及び(5) ①認定短期入所のサービス等を利用するために必要な手続は次のとおりです。詳しくは、本庁舎障害者福祉課にお問合せください。 ☎ 042-620-7367

※受給者証には有効期限があります。サービス利用を継続したい方は更新手続が必要となります。

※難病患者等（障害者総合支援法第4条第1項に定める疾病に該当する方）、発達障害の方も対象です。対象者の確認をするために、医師の診断書等の提出が必要となります。事前に御相談ください。



※1 障害支援区分とは

障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分です。区分1～6のうち、区分6の方が必要とされる支援の度合いが高いです。認定をうけるためには認定調査（聞き取り調査）、医師の意見書が必要です。

◎「介護給付」は、障害支援区分の認定が必要です。

◎「訓練等給付」は、障害支援区分の認定は不要（一部例外あり）ですが、認定調査が必要となります。

※2 利用計画

自立支援給付及び児童通所給付の各種サービスを利用するためには、サービス等利用計画書（障害児支援利用計画書）（案）の作成・提出が必要です。

(2) 自立支援給付 ⑤ 身 知 精 難 発

障害者総合支援法に基づくサービスです。原則、18 歳以上の方が対象です。介護の支援を受ける「介護給付」と訓練等の支援を受ける「訓練等給付」があります。

①訪問系サービス（ホームヘルプ等）

サービス名	サービス内容	支給要件、障害支援区分等
介護給付	居宅介護	居宅において、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事及び生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる支援を行います。 <u>障害支援区分 1 以上</u> の方 障害支援区分や生活状況を勘案して、支給出来る時間数を決定します。 ※障害児も利用できる場合があります。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する方に居宅等において入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事及び生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる支援を総合的にを行います。 <u>障害支援区分 4 以上</u> で、次のいずれかに該当する方 ① 二肢以上に麻痺等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されている方 ② 障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目の合計点数が 10 点以上の方
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い方に居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。 <u>障害支援区分 6</u> であって、次のいずれかに該当する方 ① 四肢全てに麻痺等があり、寝たきり状態の筋ジストロフィー患者等 ② 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目の点数が、合計 10 点以上である方 ※ 障害児も、区分 6 に相当する心身の状態の方は利用できる場合があります。

②日中活動系サービス

介護給付	生活介護	常時介護を必要とする方に、昼間において入浴、排泄、食事等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。 <u>障害支援区分 3 以上</u> （施設入所者は区分 4 以上） <u>50 歳以上の方は区分 2 以上</u> （施設入所者は区分 3 以上）の方
	短期入所（ショートステイ）	居宅において介護を行う方が疾病その他の理由により介護が困難になった場合、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事等の支援を行います。 <u>障害支援区分 1 以上</u> の方 利用は、原則 7 日／月（6 泊 7 日）以内です。 ※障害児も利用できる場合があります。

サービス名	サービス内容	支給要件、障害支援区分等
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能・生活能力の維持・向上等のために必要な訓練等を行います。
	自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持・向上等のために必要な訓練等を行います。
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により、相談に応じ必要な情報提供や助言等の支援を行います。 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院から地域での一人暮らしに移行した方等で、知的障害や精神障害により、理解力や生活力等に不安がある方 <u>※地域定着支援・就労定着支援・訪問型自立訓練との併用は不可</u>
	就労選択支援	就労の希望又は、就労の継続を希望する方が、就労移行支援・就労継続支援の利用、又は一般企業等への雇用について、適切な選択のために、短期間の生産活動などの機会を通じて、就労に関する適性・知識・能力の評価等を行います。 就労移行支援又は就労継続支援の利用を希望する方及び就労移行支援又は就労継続支援を利用している方 <u>※原則1か月まで</u>
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。 就労を希望する <u>65歳未満</u> の方 <u>※原則2年まで</u>
	就労定着支援	就労移行支援等を利用して、一般就労へ移行した障害者の職場への定着及び就労の継続を図るため、就労に伴い生じる生活面の課題に関する相談に応じ、指導、助言、事業所や関係機関等との連絡調整等の必要な支援を行います。 就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方 <u>※自立生活援助との併用は不可</u>
	就労継続支援 A型	企業等に就労することが困難な方で、継続的に就労することが困難な <u>65歳未満</u> の方 <u>※原則、雇用契約有り</u>
	就労継続支援 B型	企業等に就労することが困難な方で、継続的に就労することが困難な方 <u>※雇用契約無し</u>

③居住系サービス

サービス名		サービス内容	支給要件、障害支援区分等
訓練等 給付	宿泊型自立訓練	居室その他の設備を利用させるとともに家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談・助言等の必要な支援を行います。	企業等に就労している知的障害者又は精神障害者で、自立した生活を送ることを希望している方。 <u>※原則2年まで</u>
	共同生活援助（グループホーム）	社会福祉法人、特定非営利活動法人等が借り上げたアパート等で共同生活をする場を提供します。主として夜間において、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行います。	自立した生活を送ることを希望している方 ※介護サービスを利用する場合は障害支援区分の認定が必要です。
介護 給付	療養介護	医学的管理の下における介護を常時必要とする方に、病院において機能訓練、療養上の管理、看護、介護等の日常生活の世話をを行います。	次のいずれかに該当する方 ① <u>障害支援区分6</u> の ALS 患者等気管切開を伴う呼吸管理を行っている方 ② <u>障害支援区分5</u> 以上の筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者
	施設入所支援	障害者支援施設に入所する方に入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行います。	<u>障害支援区分4以上（50歳以上の方は区分3以上）</u> で生活介護を受けている方等

④外出時の支援

サービス名		サービス内容	支給要件、障害支援区分等
介護 給付	同行援護	<u>視覚障害</u> により、移動に著しい困難を有する障害者に行う外出時の同行支援を行います。	視覚障害により外出時に困難を有する方 利用は月 40 時間以内です。 ※障害支援区分の認定が必要な場合があります。 ※障害児も利用できる場合があります。
	行動援護	<u>知的障害又は精神障害</u> により行動上著しい困難を有する障害者等に行う外出時の支援を行います。	<u>障害支援区分3以上</u> で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の点数が、合計 10 点以上の方 ※障害児も利用できる場合があります。

⑤地域相談支援

サービス名		サービス内容	支給要件、障害支援区分等
地域 相談 支援 給 付	地域移行支援	障害者支援施設及び精神科病院等に入所・入院している障害のある方で、居住の確保やその他の地域において生活するための活動に関する相談等を行います。	① 障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障害者 ② 児童福祉施設を利用する 18 歳以上の方 <u>※原則 6 ヶ月まで</u>
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害のある方で、常時連絡体制を確保し、障害の特性に起因し生じた緊急事態等の際に相談、緊急訪問等を行います。	左記の支援が必要な方 <u>※自立生活援助との併用は不可</u> <u>※原則 1 年まで</u>

◎月額負担上限額

原則、サービス利用料の 1 割が自己負担となります。世帯の収入状況に応じて、一月あたりの負担上限額を設定します。

※サービスを利用する方が 18 歳以上の場合、本人及び配偶者の所得で判断します。

※サービスを利用する方が 18 歳未満の者及び 20 歳未満の療養介護、施設入所支援利用者
の場合は、世帯単位の所得で判断します。

※地域相談支援給付の自己負担額はありません。

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額		
		◆1	◆2	◆3
生活保護	生活保護世帯	0 円	0 円	0 円
低所得	市民税非課税世帯	0 円	0 円	0 円
一般 1	市民税所得割 16 万円未満 (◆3 は市民税所得割 28 万円未満)	37,200 円	9,300 円	4,600 円
一般 2	上記以外	37,200 円	37,200 円	37,200 円

◆1：居住系サービスを利用する場合 ※20 歳未満の方が療養介護、施設入所支援を利用する場合、◆2 になります。

◆2：訪問系サービス、日中活動系サービス、外出時の支援を利用する場合

◆3：18 歳未満の方が自立支援給付を利用する場合

◎自己負担の上限管理

一月当たりの自己負担額が月額負担上限額を超過することが予想される方については、月額負担上限額の管理を障害福祉サービス事業所に依頼することができます。(市に届出が必要です。)

◎高額障害福祉サービス費

同じ世帯の中で障害福祉サービスを利用する方が複数いる場合や補装具の支給を受けた場合、障害児通所給付や介護保険サービスを併せて利用した場合で、基準額を超えた分が高額障害福祉サービス費として償還払い方式により支給されます。

◎特例介護給付費・特例訓練等給付費・特例特定障害者特別給付費等

介護給付費、訓練等給付費及び特定障害者特別給付費等において、緊急やむを得ない理由により市が必要であると認めたときは、予定の開始日よりも早期に、特例として障害福祉サービスの支給を受けられる場合があります。

(3) 児童通所給付 **身知精難発**

児童福祉法に基づくサービスです。原則、18歳未満の方が対象です。

サービス名	サービス内容	支給要件
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。	療育の観点から集団及び個別療育を行う必要があると認められる未就学児
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援及び治療を行います。	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた未就学児
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅に訪問して、基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。	重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な未就学児
放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。	学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた児童
保育所等訪問支援	障害児以外の児童との集団生活への適応のため、専門的な支援その他必要な支援を行います。	保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省が定めるものに通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた児童

◎月額負担上限額

原則、サービス利用料の1割が自己負担となります。世帯の収入状況に応じて、一月あたりの負担上限額を設定します。

※サービスを利用する方が18歳未満の場合、世帯単位の所得で判断します。

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税所得割28万円未満	4,600円
一般2	上記以外	37,200円

◎自己負担の上限管理

一月あたりの自己負担額が月額負担上限額を超過することが予想される方については、月額負担上限額の管理を障害福祉サービス事業所に依頼することができます。（市に届出が必要です。）

◎高額障害福祉サービス費

同じ世帯の中で障害福祉サービスを利用する方が複数いる場合や補装具の支給を受けた場合、自立支援給付や介護保険サービスを併せて利用した場合には、基準額を超えた分が高額障害福祉サービス費として償還払い方式により支給されます。

◎多子軽減制度

就学前の障害児通所支援利用児童について、兄又は姉が保育所等に通園していること等を条件に第2子以降の当該児童に係る利用者負担を軽減する制度です。

詳しくは、本庁舎障害者福祉課にお問合せください。 ☎ 042-620-7367

(4) 地域生活支援事業 ①身 ②知 ③精 ④難 ⑤発

障害者及び障害児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように市町村が実施する事業です。

①日中一時支援 ①身 ②知 ③発

対象者	65歳未満の障害者で、次のいずれかに該当する方 ※40歳以上 65歳未満で介護保険法が定める16の特定疾病に該当する方は対象外です。 ※施設入所者、共同生活援助（グループホーム）利用者は除きます。 ① 身体障害者手帳1・2級 ② 愛の手帳所持者 ③ 医師又は臨床心理士等の有資格者の診断書等で発達障害と判定されている方	
内容	保護者等の疾病、事故、冠婚葬祭等により一時的に家庭での介護が困難になった方を、指定施設で保護します。 利用は、月56時間以内で日中利用に限ります。	
制限	<u>在宅緊急一時保護介護券（P63を御参照ください）との併用は不可</u>	
利用者 負担割合	市民税による所得区分	負担割合
	市民税課税世帯	10%
	市民税課税世帯 18歳以上の場合、市民税所得割額が16万円未満 18歳未満の場合、市民税所得割額が28万円未満	5%
	市民税非課税世帯、生活保護世帯	0%
	※対象者が18歳以上の場合は本人及び配偶者の所得で、18歳未満の場合は世帯単位の所得で判断します。	
申請窓口	本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7367 Fax 042-623-2444	

②移動支援 ⑤身 ⑤知 ⑤精 ⑤難 ⑤発

対象者	小学生以上の方で、次のいずれかに該当し、外出介護が真に必要な方 ※重度訪問介護、同行援護及び行動援護、重度障害者等包括支援受給者、重度脳性麻痺者介護事業の利用者並びに施設入所者は除きます。 ① 愛の手帳所持者 ② 精神障害者保健福祉手帳所持者 ③ 精神障害を事由とする年金の給付、特別障害給付金を受けている方 ④ 自立支援医療（精神通院）の受給者又はそれと同等の障害がある方 ⑤ 視覚障害を事由とする身体障害者手帳の交付を受けている方 ただし、同行援護に該当する程度の障害がある方は除く ⑥ 小・中・高校の児童及び生徒で、身体障害者手帳の交付を受けている方または難病患者等（障害者総合支援法第4条第1項に定める疾病に該当する方） ただし、下記内容②の支援に限定して利用可	
内容	① 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時における移動支援を行います。 ② 小・中・高校の児童及び生徒で、保護者の通院や入院・冠婚葬祭等、緊急またはやむを得ない事由により通学時に保護者が付き添えない場合、保護者に代わり通学支援を行います。 15歳未満の方は月12時間以内、満15歳以上の方は月30時間以内です。ただし、満15歳に到達する日の属する月から、月30時間以内の利用が可能です。 ※通勤、通学(②を除く)、通所、営業活動、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除きます。	
利用者 負担割合	市民税による所得区分	負担割合
	市民税課税世帯	10%
	市民税課税世帯 18歳以上の場合、市民税所得割額が16万円未満 18歳未満の場合、市民税所得割額が28万円未満	3%
	市民税非課税世帯、生活保護世帯	0%
	※対象者が18歳以上の場合は本人及び配偶者の所得で、18歳未満の場合は世帯単位の所得で判断します。	
申請窓口	本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7367 Fax 042-623-2444	

(5) その他在宅・施設等での支援 **身知精難**

①認定短期入所 **身知**

対象者	65歳未満の障害者で次のいずれかに該当する方 ※40歳以上65歳未満で介護保険法が定める16の特定疾病に該当する方は対象外です。 ※施設入所者、共同生活援助（グループホーム）利用者は除きます。 ① 身体障害手帳1・2級 ② 愛の手帳所持者	
内容	保護者等の疾病、事故、冠婚葬祭等により一時的に家庭での介護が困難になった方を、指定施設で保護します。 利用は、月5日以内で宿泊に限ります。	
制限	在宅緊急一時保護介護券（P63を御参照ください）との併用は不可	
利用者 負担割合	市民税による所得区分	負担割合
	市民税課税世帯	10%
	市民税課税世帯 18歳以上の場合、市民税所得割額が16万円未満 18歳未満の場合、市民税所得割額が28万円未満	5%
	市民税非課税世帯、生活保護世帯	0%
	※対象者が18歳以上の場合は本人及び配偶者の所得で、18歳未満の場合は世帯単位の所得で判断します。	
申請窓口	本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7367 Fax 042-623-2444	

②島田療育センター緊急一時保護 **身知**

対象者	市内に居住する在宅の障害者（児）で、次のいずれかに該当する方で、島田療育センター（多摩市中沢1-31-1）の判定により対象と認められた方 ① 身体障害者（おおむね身体障害者手帳1～3級） ② 知的障害者（おおむね愛の手帳所持者1～4度） ③ 脳性麻痺又は進行性筋萎縮症の障害を有する者	
内容	保護者等の休養、疾病、事故、冠婚葬祭等により一時的に家庭での介護が困難になったときに、施設で保護します。利用は原則7日以内です。 医療費の一部負担相当額等は、自己負担となります。 施設は、島田療育センターで、1床のみです。	
登録手続	① 島田療育センターの判定 登録のため、判定が必要です。 島田療育センターの短期入所担当へ予約をし、受診してください。 （予約：☎ 042-374-2638） ② 市の登録 登録申請書・健康保険証の写しの提出が必要です。	
利用方法	① 利用希望日の2か月前の初日から5開庁日までに市に申込みをしてください。 ② 市が島田療育センターと利用の調整を行います。 ③ 利用希望日の前月上旬までに利用の可否について連絡します。 ④ 利用可能となった場合、利用申請書の提出が必要となります。	
申請窓口	本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7479 Fax 042-623-2444	

③在宅緊急一時保護介護券 身知

制度名	在宅心身障害者緊急一時保護事業	
対象者	在宅での日常生活において常時介護を要する 65 歳未満の心身障害者で、次のいずれかに該当する方 ※介護保険法の規定による給付、施設入所支援等居住系サービス及び他法で扱う同様のサービス等を利用されている方は対象外です。 ① 身体障害者手帳 1・2 級 ② 愛の手帳所持者	
内容	保護者等の休養、疾病、事故、冠婚葬祭、就労等により一時的に家庭での介護が困難になった時に、あらかじめ登録された介護人が家庭等で保護します。利用者が介護人に支払う費用の一部を市が負担します。 ※配偶者、兄弟姉妹、直系血族その他同居人は介護人として登録はできません。 利用は、月 1 日以内（半日利用可能） 利用者が介護人に支払う費用は、半日：3,000 円、1 日：6,000 円 （4 時間以内を半日、4 時間を超え 24 時間までを 1 日とします。）	
制限	日中一時支援、認定短期入所（P 60、62 を御参照ください）との併用は不可	
利用者負担割合	市民税による所得区分	負担割合
	市民税非課税世帯、生活保護世帯	0 %
	市民税課税世帯	
	18 歳以上の場合、市民税所得割額が 16 万円未満	3 %
	18 歳未満の場合、市民税所得割額が 28 万円未満	
	上記以外の世帯	10%
	※対象者が 18 歳以上の場合は本人及び配偶者の所得で、18 歳未満の場合は世帯単位の所得で判断します。	
登録手続	利用者：登録申請書の提出が必要です。 登録後、介護券を発行します。 介護人：介護人登録申請書・口座振替依頼書の提出が必要です。 登録後、介護人登録証を発行します。	
利用方法	市が発行する介護券を、利用月の翌月 5 日までに提出してください。 利用した日数分の費用を、介護人にお支払いください。市の負担分は、市が直接介護人に支払います。	
申請窓口	本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7479 Fax 042-623-2444 八王子駅南口総合事務所 ※介護券の受取りのみ 南大沢事務所（火曜日及び木曜日のみ） ※介護券の受取りのみ	

④重度脳性麻痺者介護券 ⑤

制度名	重度脳性麻痺者介護事業
対象者	20 歳以上の重度脳性麻痺者（身体障害者手帳 1 級）で、単独で屋外活動することが困難な方 ※次のサービスを利用している方は除きます。 ・ 障害福祉サービス（短期入所を除く）・ 移動支援事業 ・ 地域活動支援センター事業 ・ 介護保険制度における訪問介護もしくは通所介護サービス
内容	介護人が屋外への手引、同行、その他必要な用務を行います。 介護人は親、子、兄弟姉妹、配偶者に限ります。 月 12 日以内とし、介護人に対し市が手当を支払います。
利用方法	市が発行する介護券を、利用月の翌月 5 日までに提出してください。 介護した日数分の手当を支払います。
申請窓口	本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7366 Fax 042-623-2444 八王子駅南口総合事務所 ※介護券の受取りのみ 南大沢事務所（火曜日及び木曜日のみ） ※介護券の受取りのみ

⑤重症心身障害児(者)等在宅レスパイト ①②③④⑤

制度名	重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業						
対象者	市内に住所を有し、日常的に家族等による介護を受けている者で、主治医の指示のもと訪問看護を利用し、重症心身障害児(者)(※1)で医療的ケアを必要としている者もしくは重症心身障害児に該当しない 18 歳未満の障害児で※2のいずれかの医療的ケアを必要とする者で次のいずれかに該当する方 ① 通所または通学に著しい困難がある者 ② 本人以外に世帯の中で未就学児、要介護(支援)認定者、障害者又は障害児がいる者 ③ その他特別の事情により特に支援が必要であると認められる者 ※1 重症心身障害児(者)とは、身体障害者手帳1級又は2級程度の身体障害(自ら歩行することができない程度の肢体不自由に限る。)及び愛の手帳1度又は2度程度の知的障害のいずれも有する者で、18 歳に達する前にその状態になった方(大島分類1～4の方) ※2 人工呼吸器管理、気管内挿管又は気管切開、鼻咽頭エアウェイ、酸素吸入、吸引(6回/日以上)、ネブライザー(6回/日以上又は継続)、中心静脈栄養、経管栄養(経鼻又は胃ろうを含む)、腸ろう又は腸管栄養、継続する透析(腹膜灌流を含む)、定期導尿(3回/日以上、人工膀胱を含む)、人工肛門						
内容	重症心身障害児(者)等の家に現在御利用中の訪問看護事業所の看護師を派遣し、医療的ケア等を代わりに行き家族が一定時間休めるようにします。 年間利用上限時間は96時間、1回当たりの利用上限時間は4時間です。						
利用料金	障害児(者)の属する世帯の所得	訪問看護(1回あたり)自己負担額					医師指示書(1回あたり)助成額
		2時間	2時間30分	3時間	3時間30分	4時間	
	生活保護・市民税非課税世帯	0円					3,000円
	18歳以上 市民税所得割額の合計が16万円未満の世帯	370円	460円	550円	640円	740円	2,930円
	18歳未満 市民税所得割額の合計が28万円未満の世帯	180円	220円	270円	310円	360円	2,970円
	上記以外の世帯	1,500円	1,880円	2,200円	2,630円	3,000円	2,700円
	※対象者が18歳以上の場合は本人及び配偶者の所得で、18歳未満の場合は世帯全員の所得で判断します。						
利用方法	① 現在御利用中の訪問看護事業所が在宅レスパイトを引き受けてくれることを確認してください。 ② 利用登録をするため、申請書、医師の指示書(一部助成制度あり)等を市に提出してください。 ③ 決定通知書が届きましたら、訪問看護事業所と利用日を調整してください。						
申請窓口	本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7366 Fax 042-623-2444						

⑥身体障害者及び知的障害者グループホーム家賃助成 (身)(知)(難)

制度名	身体障害者及び知的障害者グループホーム家賃助成事業
対象者	18 歳以上で、次のいずれかに該当する者のうち、グループホームを利用して家賃を支払っている方 ① 身体障害者手帳所持者 ② 知的障害者 ③ 難病患者等（障害者総合支援法第 4 条第 1 項に定める疾病に該当する方） ※生活保護を利用している方は対象外です。
内容	所得（※）に応じて、グループホームに支払った家賃の一部を助成します。詳細はお問合せください。 ※所得が一定額以上ある方等は助成を受けられない場合があります。
申請手続	申請書、収入状況がわかる書類及び家賃月額を証する書類等を提出してください。
申請窓口	本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7366 Fax 042-623-2444

⑦東京都立多摩総合精神保健福祉センター

思春期・青年期医療デイケア（1 日）、ショートケア（半日） (精)

対象者	・精神科の診療を受け、ご本人に自立と社会参加への意欲があり、主治医が利用申込に同意している方 ※多摩地区に住まいがある方で、申込時に中学卒業以降から概ね 40 歳程度の方が多く利用されています。 ※詳しくはお問合せください。
内容	集団での活動を通じて、生活リズムの改善、症状の安定、就学や就労へのステップアップ等、社会生活の充実を目指します。 利用期間： 6 か月ごとの更新により、利用できる期間は原則 1 年 6 か月です。 1 年 6 か月終了時に、その後もデイケアの継続が望ましいと判断される場合は、通算で最長 2 年間利用できます。
利用方法	① 施設見学会に参加する 現在（令和 7 年 1 月現在）施設見学会は事前予約制となっております。原則として毎週水曜日に実施していますが、詳細についてはお問合せください。 ご利用を申し込まれる前に、原則としてご本人が見学されていることが必要です。 ② デイケア利用の申し込み 施設見学会当日、あるいは翌日以降に申込みができます。
申請窓口	東京都立多摩総合精神保健福祉センター 多摩市中沢 2-1-3 ☎ 042-373-7711

⑧東京都立中部総合精神保健福祉センター ショートステイ(一時入所事業) 精

対象者	次の要件にすべて該当する方 ① 東京都民であること ② 本人が利用を希望していること ③ 医療機関に通院しており利用について主治医の了解があること ④ 病状が安定していること
内容	地域で生活する精神障害者が、休息を目的として一時的に宿泊施設を利用することができます。 利用期間：最大 14 日 利用料金：宿泊料はかかりませんが、リネン代及び弁当注文時に食費がかかります ※初回利用の方は、見学が必須となっています 相談・申し込みから利用までの流れ等、詳細は下記窓口までお願いします
相談・申し込み窓口	中部総合精神保健福祉センター 地域支援科 世田谷区上北沢 2-1-7 ☎ 03-3302-7742 (直通) 受付時間：平日(月～金)の 10 時～16 時(祝日は除く)

(6) 障害者地域生活支援拠点事業 身知精難発

①事業について

身体障害、知的障害、精神障害及びその他心身の障害がある者（以下「障害者」という。）の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、「地域生活支援拠点等」として、既存の福祉制度や障害福祉サービスにはない様々な支援を切れ目なく提供し、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるようにすることを目的とします。

市では、以下の「地域生活支援拠点事業所」を中心に、市へ届け出た地域の事業所（「拠点協力事業所」）が連携し、役割を分担し、支援を行うこととしています。

拠点協力事業所については、ホームページをご覧ください。

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/005/012/p026045.html>



②対象者

既存の福祉制度や障害福祉サービスだけでは地域で生活することが困難であり、何らかの支援が必要な障害者

③支援について

支援の必要がある方には、訪問等含め、生活相談から関わり必要な機関に繋げる支援を一時的に提供します。

○支援内容の例

- ・生活管理(訪問等含め、生活に関する助言・調整)
- ・必要な機関(福祉サービス、生活福祉課や社会福祉協議会等)に関する申請手続きの補助
- ・居宅介護、通院支援、外出支援等の利用補助など

④利用者負担金

利用者負担金はありません。（ただし、支援の内容により支援員の交通費などの実費を負担していただく場合があります。）

⑤申請の方法

以下の申請窓口へ直接、障害者やその家族の方などがお問合せください。

申請窓口（地域生活支援拠点事業所）

(特非)ヒューマンケア協会 障害者相談支援センター ぴあらいふ	八王子市明神町4-14-1 1階 ☎ 042-646-4991 受付時間 月、火、水、木、金 9時から17時まで （ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く）
(特非)サポート南多摩 障害者生活支援センター サポート南多摩	八王子市南大沢2-25 フォレストモール南大沢208 ☎ 042-682-5343 受付時間 月、火、水、木、金 9時から17時まで （ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く）

(福)もくば会 八王子地域生活支援室 高尾	八王子市東浅川町 914-6 東浅川ビル 1階 ☎ 042-629-9088 受付時間 月、火、水、木、金 10時から17時30分まで (ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く)
(特非)わかさ福祉会 地域生活支援センターあくせす	八王子市子安町 3-6-7 サザンエイトビル 3階 ☎ 042-631-1022 受付時間 月、火、水、金 10時から18時まで (ただし、祝日及び12月29日から1月4日までを除く)

(7) 医療的ケア児等コーディネーター事業 ⑧知精難発

医療的ケア児等やそのご家族が保健・医療・福祉・その他関連分野の連携したサポートを受け、心身の状況やその成長に応じた適切な支援を受けることにより、住み慣れた地域で安心して生活していくための支援体制を推進します。

対象者	① 市内在住で日常的に医療的ケアを必要とするお子さんとそのご家族 ② 医療的ケア児等の支援を行う関係機関等
支援内容	① 相談窓口の設置 医療的ケア児等やそのご家族からの相談を受け付け、状況と成長に応じた必要な支援機関の紹介や調整を行います。 ② 関係機関との連絡調整、地域での支援体制づくり 関係機関と連携を取り、地域全体で包括的に支援ができる体制を整えます。
開所日時	月・火・水・金曜日の9時から17時まで ただし祝日及び年末年始を除く。
その他	木曜日は地域の体制づくりのために支援者への研修や協力機関と連携を図ります。
相談窓口	(福)日本心身障害児協会 島田療育センターはちおうじ ☎ 070-2822-3315 一般社団法人シーズ ☎ 080-4615-8555

(8) その他社会参加のための支援 (身)

①東京都身体障害者補助犬給付

対象者	都内に居住する18歳以上の在宅の身体障害者で、次の要件全てに該当する方 ① 身体障害者手帳所持者 ・盲導犬：視覚障害1級 ・介助犬：肢体不自由1・2級 ・聴導犬：聴覚障害2級 ② 都内におおむね1年以上居住していること。 ③ 世帯全体にかかる所得税課税額の月平均額が77,000円未満であること。 ④ 借家、借間等に居住されている方は、家主又は管理者の承諾が得られること。 ⑤ 所定の訓練を受け、補助犬を適切に管理できること。 ⑥ 補助犬を使用することにより、社会活動への参加に効果があると認められること。
内容	補助犬を無償で給付します。(飼育費等は利用者負担となります。)
手続	盲導犬は随時申請受付しています。介助犬・聴導犬の申請時期についてはお問い合わせください。
申請窓口	本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7366 Fax 042-623-2444

②手話通訳協力者・要約筆記協力者の派遣

対象者	市内在住で身体障害者手帳を所持する聴覚障害者等
内容	聴者との意思疎通を円滑にするため通訳を必要とする場合、手話通訳協力者または要約筆記協力者を派遣します。利用料は無料です。
申請窓口	八王子市ボランティアセンター 八王子市並木町15-15 ☎ 042-673-2011 Fax 042-666-3315 Mail: shuwa-youyaku@8-shakyo.or.jp

③盲ろう者通訳・介助者の派遣

対象者	市内在住で、視覚と聴覚の両方に障害を併せ持つ、身体障害者手帳所持者
条件	あらかじめ、東京都盲ろう者支援センターへの登録が必要です。
内容	盲ろう児・者のコミュニケーション及び移動の介助のため、通訳・介助者を派遣します。 利用料は無料です。
申請窓口	東京都盲ろう者支援センター 新宿区岩戸町4番地 87ビルディング岩戸町2階 ☎ 03-6228-1282 Fax 03-6228-1283 Mail: tokyo-db@tokyo-db.or.jp

④失語症者向け意思疎通支援者の派遣

対象者	市内在住で身体障害者手帳を所持する失語症者または医師等から失語症であると診断を受けた方
条件	あらかじめ、失語症サロン「ペチカ」への登録が必要です。
内容	失語症者等とその他との意思の疎通を円滑にするために、失語症者向け意思疎通支援者を派遣します。利用料は無料です。
申請窓口	医療法人社団永生会 失語症者向け意思疎通支援係 Mail: ishisotsuu@eisei.or.jp Fax 042-665-9901

⑤その他の利用できる支援

機 関 名	内 容	連 絡 先
八王子市図書館	<各図書館で実施> ・対面朗読 <中央図書館のみ実施> ・点字図書、録音図書の郵送による貸出し ・点訳・音訳資料の製作 ・小型活字文書読み上げ装置の利用体験 <ホームページ上のサービス> ・電子書籍サービス ・ナクソス・ミュージック・ライブラリー（音楽配信サービス）	中央図書館 八王子市千人町3-3-6 ☎ 042-664-4321 Fax 042-662-2789
(福)日本点字図書館	・点字図書・録音図書の製作・貸出・配信・情報提供 ・専門図書の対面朗読 ・希望図書の点訳・朗読 ・視覚障害者への各種訓練（歩行、パソコン、スマートフォン、点字など） ・生活用具の開発と販売	新宿区高田馬場1-23-4 ☎ 03-3209-0241
(福)日本視覚障害者団体連合	（視覚障害者の全国組織） 点字図書、録音図書の製作・貸出 視覚障害者用具の販売 相談支援等	新宿区西早稲田2-18-2 ☎ 03-3200-0011
(公)東京都盲人福祉協会	視覚障害者の相談、訓練 スマホ、パソコン教室 点字、録音刊行物作成配布	新宿区高田馬場1-9-23 ☎ 03-3208-9001
八王子市市長公室広報プロモーション課	広報はちおうじ（点字版、テープ版、CD版、デージー版）	八王子市元本郷町3-24-1 ☎ 042-620-7228 Fax 042-626-3858
八王子市選挙管理委員会事務局選挙課	選挙のお知らせ（点字版） 選挙公報（テープ版、CD版、デージー版）	八王子市元本郷町3-24-1 ☎ 042-620-7319 Fax 042-626-3275
八王子市議会事務局庶務調査課	市議会だより「ひびき」（点字版、テープ版、CD版、デージー版）	八王子市元本郷町3-24-1 ☎ 042-620-7311 Fax 042-626-2458
東京都政策企画局戦略広報部戦略広報課	広報東京都（点字版、テープ版、デージー版）	新宿区西新宿2-8-1 ☎ 03-5388-3093 Fax 03-5388-1329
東京都議会議会局管理部広報課	都議会だより（点字版、テープ版・デージー版）	新宿区西新宿2-8-1 ・ 03-5320-7126

機 関 名	内 容	連 絡 先
(公財)アイメイト協会	視覚障害者への歩行指導、盲導犬給付、社会啓発	練馬区関町北5-8-7 ☎ 03-3920-6162
(福)東京ヘレン・ケラー協会	点字講習	新宿区大久保3-14-20 ☎ 03-3200-0525
八王子市心身障害者福祉センター	中途失聴・難聴者のための手話講習会 見えにくくなった方の学習会 パソコン講習会	八王子市台町2-7-22 ☎ 042-624-5850 Fax 042-624-5954
東京都盲ろう者支援センター	盲ろう児・者向け通訳・介助者の派遣と養成 盲ろう児・者向け訓練(コミュニケーション、パソコン、生活技術)、相談 社会参加促進(交流会、学習会)	新宿区岩戸町4番地 87ビルディング岩戸町2階 ☎ 03-6228-1282 Fax 03-6228-1283
東京都障害者福祉会館	視覚障害者日常生活情報点訳等サービス 集会室等の貸出	港区芝5-18-2 ☎ 03-3455-6321 Fax 03-3453-6550
(公社)東京聴覚障害者総合支援機構 東京都聴覚障害者連盟	聴覚障害者相談支援・就労支援 手話監修	渋谷区東1-23-3 ☎ 03-5464-6055 Fax 03-5464-6057 Mail: tfd@deaf.tokyo
東京手話通訳等派遣センター	聴覚障害者・中途失聴者・難聴者のコミュニケーション機器貸出、 読話講習会 手話通訳者・要約筆記者の派遣、 養成	新宿区新宿2-15-27 第3ヒカリビル5階 ☎ 03-3352-3335 Fax 03-3354-6868
(福)聴力障害者情報文化センター	字幕・手話入映像作品、聴覚障害に関する図書等の貸出 聴覚障害者向け文化教養講座 聴覚障害者とその関係者への相談 支援事業	目黒区五本木1-8-3 ☎ 03-6833-5004 Fax 03-6833-5005 Mail: soudan@jyoubun-center.or.jp
(公社)銀鈴会	喉頭を摘出された方のための発声訓練教室(食道発声、電気式人工喉頭発声、シャント式発声) 発声訓練指導書の発刊、DVD作成	港区新橋5-7-13 ビュロー新橋901 ☎ 03-3436-1820 Fax 03-3436-3497
(一社)東京言友会	吃音者のための講習会 ホームページによる吃音者へのイベント告知など	豊島区南大塚1-30-15 ☎ 03-3942-9436 Mail: tokyogen@nifty.com
(福)日本介助犬協会	肢体不自由者の手助けをする介助犬の育成	横浜市港北区新横浜2-5-9 新横浜フジカビル3階 ☎ 045-476-9005 Fax 045-476-9006
(一社)東京都言語聴覚士会	失語症者向け意思疎通支援者の養成	東京都豊島区高松2丁目48-3杏コートウエスト202 Mail: ishishitsu@st-toshikai.org

8. 施設・団体等の紹介 ⑧⑦⑥⑤④

(1) 機能回復訓練等実施施設 ⑧⑦

①八王子市心身障害者福祉センター

八王子市台町 2-7-22 ☎ 042-624-5850 Fax 042-624-5954

<開館時間> 月曜日から土曜日の午前9時から午後9時まで

日曜日は午前9時から午後5時まで

火曜日、祝日、年末年始は休館

(日曜日が祝日の場合は開館、火曜日が祝日の場合は翌水曜日も休館)

市から指定を受けた指定管理者が運営する身体障害者福祉センターB型の施設。各種講習会、作業訓練、機能回復訓練の提供、情報の保障、福祉に関する相談事業等を実施。

ア. 機能回復訓練

対象者	障害のある方（他機関での訓練が困難な方を優先させていただきます。ご家族・支援者の方を対象にリハビリ相談も受け付けています）
実施方法 訓練内容	理学療法士による機能訓練・生活指導
申請窓口	心身障害者福祉センター（電話での状況確認後、理学療法士と面接）
訓練期間	訓練の効果等を踏まえ判断（原則3ヶ月間を上限とする）
実施日	月曜日又は水曜日（いずれか週1回）
従事者	理学療法士
送迎	行っていない
リスク管理	必要に応じて主治医の情報提供書を活用し、訓練を行う。訓練前に理学所見評価により訓練可能か判断する
特色	・個別訓練が中心 ・ケースにより月1回などの不定期訓練も可能 ・リハビリ相談、健康増進相談など

イ. 失語症言語リハビリ教室

対象者	脳血管障害などによる失語症の方
実施方法 訓練内容	言語聴覚士による個別リハビリ、グループリハビリ
申請窓口	心身障害者福祉センター（電話での状況確認後、言語聴覚士と面接）
訓練期間	特に制限はない
実施日	個別リハビリ：金曜日（要予約） グループリハビリ：第1木曜日又は、第1金曜日（言語聴覚士と要相談） ＊第3木曜日・金曜日に実施する月もあり
従事者	言語聴覚士
送迎	行っていない
リスク管理	必要に応じて医師の診断書を活用し、訓練を行う
特色	病院での集中リハビリ終了後のリハビリの場として、ご参加者の状況に合わせた様々な言語訓練、家族指導などをおこなう

ウ. 言語指導（ことばの教室）

対象者	言語の発達が気になる就学前の幼児（他機関で訓練を受けてる方は除く）
実施方法 訓練内容	個別訓練
申請窓口	心身障害者福祉センター（電話での状況確認後、従事者と面接）
訓練期間	原則として就学前までとし、指導の効果等を踏まえ判断
実施日	第2、4、5土曜日（要予約）
従事者	教員経験者
送迎	行っていない
リスク管理	訓練中は保護者の同席が必要
特色	言語指導の他、保護者の関わり方について等の相談も受け付けている

エ. 見えにくくなった方の学習会（中途視覚障害者の学習会）

対象者	中途視覚障害者とその家族
実施方法 訓練内容	生活・福祉情報の提供、点字学習
申請窓口	心身障害者福祉センター（例年5月頃募集）
訓練期間	点字：通年（8月は除く） 生活・福祉情報の提供：申込があった際に実施
実施日	点字：訓練期間内の第二・第四木曜日（8月は除く） 生活・福祉情報の提供：随時受付
従事者	有識者、点訳サークル会員 等
送迎	行っていない
特色	視覚障害者本人だけではなく、ご家族も受講可

オ. 作業訓練

- ・ 対象は全て八王子市内在住・在勤・在学で、障害のある方が優先。
- ＊ 定員に達しない場合は、障害のない方も参加可能（申込時に障害の有無を確認させていただきます）
- ・ 事業ごとに募集時期や募集方法が異なります。詳細は、八王子市心身障害者福祉センターにご確認ください。下表以外の講座の開催もございます。広報はちおうじ、当センターのホームページをご確認ください。

事業名	内容	実施時期	費用等
七宝焼教室	地金（台座）に合わせ七宝を焼きアクセサリーや小物を制作します。	通年	無料
陶芸教室	土の感触を楽しみ、色つけや絵付けを通して、創造の喜びを味わいながら、和陶芸の作品を制作します。	通年	無料
折り紙教室	季節に合った作品を毎月制作します。	通年	無料
染め紙教室	複数の染料を付けて染めた紙を使い、模様の面白さや色彩の組み合わせを楽しみながら、小物等を制作します。	通年	無料

事業名	内容	実施時期	費用等
毛糸で作るリリアン小物教室	手製の道具を使ってリリアンを編み、作品を制作します。	通年	無料
囲碁教室	囲碁経験者対象の教室です。お教室のお仲間・講師と対局を楽しみます。	通年	無料
精神障害者の 絵画教室	同じ障害のある方と交流し、創作活動ができる場を提供しています。	通年	無料（道具持参）
フラワーアレンジメント教室	季節に合った花材を用いてアレンジメントを楽しみます。	通年	材料費 実費
茶道教室 （江戸千家）	初心者の方もご参加可能です。イスに座ったままでお点前を行う、立札棚を準備しています。	通年	材料費 実費
書道教室	経験年数に応じて課題を準備します。初心者の方もご参加可能です。	通年	無料（道具持参）
ハーモニーのタバ（コーラス会）	障害の有無にかかわらず歌をとおして交流を楽しんでいます。日常の歌・季節の歌等、レパートリーは100曲以上になっています。	通年	無料
ヨガ教室	心身のリラックスを目的に、簡単なヨガのポーズの習得を目指します。	通年	無料
健康マージャン教室	マージャンという頭脳スポーツを通じて、参加者との交流を楽しみます。	通年	無料

カ. 講習会・講座

- ・ 対象は全て八王子市内在住・在勤・在学の方です。
- ・ 各講習会・講座の開始時期に合わせて募集いたします。
- ・ 原則、途中参加はできません。詳細は、八王子市心身障害者福祉センターにご確認ください。

事業名	内容	実施時期	費用等
中級手話講習会 （夜の部）	手話ボランティアの養成を目的に実施します。前年度までに初級手話講習会を修了された方又は同等の方が受講の対象になります。 ※初級手話講習会は市内各保健福祉センターで開催しています。	5月～ 翌年1月 （全34回）	教材費 実費
手話通訳者養成講座入門 （上級） （昼・夜の部）	地域において手話通訳活動を担う事を目指す人材の養成を目的に実施します。前年度までに中級手話講習会を修了された方又は同等の方が受講の対象になります。	4月～ 翌年2月 （全34回）	教材費 実費
手話通訳者養成講座	手話通訳者全国統一試験合格を目指す方のための講座です。前年度までに手話通訳者養成講座入門を修了された方又は同等の方が受講の対象になります。 ※受講に際しては、選考試験を実施します。	4月～ 11月 （全30回）	教材費 実費
中途失聴・難聴者のための 手話講習会 （入門・中級）	聞こえない、聞こえづらい方（中途失聴難聴者）を対象にした手話講習会です。ご本人だけではなく、ご家族も受講できます。 ※中級は、初級クラスを修了された方	4月～ 10月 （全17回）	教材費 実費

事業名	内容	実施時期	費用等
中途失聴・難聴者のための手話講習会（初級・上級）	中途失聴・難聴者のための手話講習会（入門・中級）を修了された方、または同等の方を対象とした手話講習会です。	10月～ 翌年3月 (全17回)	教材費 実費
子ども点字・手話教室	八王子市内の小中学生を対象に、点字と手話の学習を行います。点字・手話に限らず、福祉に関する講演会なども行います。	8月実施(全3回)	無料
点字講習会（昼の部・夜の部）	書かれている文字（墨字）を点字にする（点訳）ボランティアの養成講習会です。点訳の基礎から応用までを学びます。	6月～ 11月 (全22回)	教材費 実費
音訳講習会（初級・中級）	書かれている文字（墨字）を読み上げて音声（音訳）にする、音訳ボランティアの養成講習会です。講習会は初級と中級を隔年で実施します。令和7年度は初級講習会を実施します。	10月～ 翌年2月 (全13回) または(全8回)	教材費 実費
要約筆記者養成講習会	聴覚に障害のある方のために、話されている内容をその場で文字にして書き伝える通訳方法を学ぶ講習会です。この講習会は全国統一要約筆記者認定試験に合格後、八王子市の要約筆記者派遣事業に登録し、活動することを目指している方が受講対象になります。	3月～ 翌年2月 (全42回)	教材費 実費
パソコン講習会（知的・精神・肢体不自由）	パソコン・タブレット等の便利な使用方法を学びます。 ※視覚・聴覚障害の方を対象にした講座は別コースで実施します。詳細は、八王子市中心身障害者福祉センターにご確認ください。	5コース (全4回(全2回のコースもあり))	教材費 実費
パソコン・タブレット学習会（相談会）	パソコン講習会を修了された方を主な対象として、パソコン・タブレット等の学習会（相談会）を行っています。	通年 (月3回) (年36回)	無料
パソコン訪問相談	障害のある方で、心身障害者福祉センターへの来所が困難な方のご自宅に訪問し、パソコンの設定やトラブル対応等の支援をいたします。	通年 (年12回)	無料

②八王子市障害者療育センター「カームかすが」

八王子市長沼町 1306-4 長沼通所センター内 ☎ 042-642-6618 Fax 042-642-6641

<開館時間> 月曜日から金曜日の午前9時30分から午後4時まで（祝日、年末年始を除く）

在宅で生活する重度の障害者が、地域でいきいきとした生活を送るための施設。

対象者	市内在住の18歳以上で重度の知的障害と重度の肢体不自由の両方の障害があり、在宅で生活している方
実施方法 活動内容	創作・外出・入浴などの活動や機能維持への取組及び療育や生活上の相談（生活介護）
契約期間	1年更新
実施日	月曜日～金曜日（休日を除く）
従事者	施設長 支援スタッフ、看護師、嘱託医 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他
送迎	リフトバス（車いす等を載せるためのリフトがついたバス。車内に車いす固定装置が設置されている）
リスク管理	・医療的ケアについては当センター実施要綱に基づいて実施 ・嘱託医による指導等 ・看護師による健康管理指導
特色	市内在住の重度の知的障害及び肢体不自由のある障害者が、地域でいきいきと生活するための通所の場所を設け、機能回復訓練などを行い、障害のある方と家族の在宅生活を支援します。 各々の障害の程度に対応した給食があります。（実費負担あり）

③八王子市小児・障害メディカルセンター内重症心身障害者通所施設

((福)日本心身障害児協会 島田療育センターはちおうじ)

八王子市台町 4-33-13 ☎ 042-634-9668 Fax 042-634-9589

<開館時間> 月曜日から金曜日の午前9時40分から午後4時まで

八王子市小児・障害メディカルセンター2階にある在宅で生活する重度の障害者が通所する施設。

対象者	都内在住の18歳以上で重度の知的障害と重度の肢体不自由の両方の障害があり、在宅で生活している方
実施方法 活動内容	医師及び看護師による診断及び指導、日常生活動作訓練、運動機能等低下防止訓練、集団生活訓練や生活上の相談など（生活介護）
契約期間	1年更新
実施日	月曜日～金曜日（休日を除く）
従事者	管理者（所長）、医師、サービス管理責任者、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護福祉士、保育士、その他
送迎	リフトバス
リスク管理	医師及び看護師による診断、指導、健康管理など
特色	都内在住の重度の知的障害及び肢体不自由のある障害者が、地域でいきいきと生活するための通所の場所を設け、機能回復訓練などを行い、障害のある方と家族の在宅生活を支援します。 各々の障害の程度に対応した給食があります。（実費負担あり）

(2) 特別支援学校等

特別支援学校は、特別な支援を必要とする児童・生徒が学ぶ都立学校です。ここでは、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行います。

八王子市内にお住まいの方が通学可能な特別支援学校は、次のとおりです。

令和7年4月1日現在

	施設名	所在地・電話番号	対象となる障害の種類
1	八王子盲学校	八王子市台町3-19-22 ☎ 042-623-3278 Fax 042-623-6262	視覚障害 (幼・小・中・高・専)
2	立川学園	立川市栄町1-15-7 ☎ 042-523-1358 Fax 042-523-6421	聴覚障害・知的障害 (幼・小・中・高・専)
3	八王子東特別支援学校	八王子市石川町3246-1 ☎ 042-646-8120 Fax 042-642-2197	肢体不自由 (小・中・高)
4	多摩桜の丘学園	多摩市聖ヶ丘1-17-1 ☎ 042-374-8111 Fax 042-372-9480	肢体不自由・知的障害 (小・中・高)
5	青峰学園	青梅市大門3-12 ☎ 0428-32-3811 Fax 0428-32-3841	知的障害 (小・中・高)
6	東京都立南大沢学園	八王子市南大沢5-28 ☎ 042-675-6075 Fax 042-675-8176	知的障害 (高)
7	八王子南特別支援学校	八王子市鎌水2-88-1 ☎ 042-675-8373 Fax 042-675-8388	
8	八王子西特別支援学校	八王子市東浅川町546-1 ☎ 042-666-5600 Fax 042-666-0550	知的障害 (小・中・高)
9	八王子特別支援学校	八王子市台町3-5-1 ☎ 042-621-5500 Fax 042-621-5512	知的障害 (小・中)

※青峰学園（就業技術科）、南大沢学園（就業技術科）、八王子南特別支援学校（職能開発科）は都内全域が通学区域です。

この他、市立の小・中学校、義務教育学校には、知的障害、発達障害等、難聴・言語障害などの特別支援学級や特別支援教室等を設置しています。

特別支援学級は、知的な発達に遅れのある児童・生徒を対象とした固定制の学級（学級のある学校に在籍し通学するもの）です。特別支援教室は、通常の学級に在籍する発達障害のある児童・生徒が一部の時間、別の教室で指導が受けられるもので全校に設置されています。通級指導学級は、難聴と言語障害を対象として、週1回程度学級が設置されている学校に通うものです。

特別支援学級・特別支援学級への就学や転学、特別支援教室、通級指導学級への入級に関するご相談については以下のホームページをご覧ください。学校教育部教育指導課にお問い合わせください。

八王子市ホームページ：障害のあるお子さんの学級について（特別支援学級、都立特別支援学校）

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/kyoiku/003/003/007/p004711.html>

【問合せ】学校教育部教育指導課 就学相談（教育センター）

☎ 042-664-7524 Fax 042-662-2988

(3) 障害者団体等 身知精難

令和7年4月1日現在

団体名	住所	代表者	問合せ
八王子市身体障害者福祉協会	八王子市長房町 92 市営第一団地 51 号	八鍬 實	☎ 090-3502-0016
(特非)八王子視覚障害者福祉協会	八王子市明神町 4-2-2 秀和第二八王子レジデンス 103	宮川 純	☎ 042-642-3001
八王子市聴覚障害者協会	八王子市明神町 4-1-17-501	宮本 一郎	☎・Fax 042-648-0350 Mail:hachideaf@yahoo.co.jp
八王子中途失聴・難聴者友の会	八王子市大船町 353-3	石川 千鶴	Fax 042-697-6381 Mail:8tomonokai@gmail.com
八王子市手をつなぐ親の会	八王子市長房町 588 西 16-709	山西 美知子	☎ 080-2560-8968 ☎・Fax 042-615-2660
八王子障害者協議会	八王子市石川町 1920-4-107	栗原 三千子	☎ 080-3096-9891
八王子障害者団体連絡協議会	八王子市南町 5-13 八王子ロイヤルマンション1階（八王子生活館）	杉浦 貢	☎ 090-6036-8400(事務局)
(特非)八王子ワークセンター	八王子市千人町 2-7-5	土居 幸仁	☎ 042-669-0340
(特非)難病ネットワーク(Nnet)	八王子市みなみ野 4-25-1-321	恒川 信一	☎ 080-4324-1802 Fax 042-683-0189 Mail:info@nponnet.org
日本オストミー協会三多摩支部	東京都新宿区歌舞伎町 2-45-5 新宿永谷ビル 603	店田 廣文 (タダヒロミ)	☎ 03-3205-0248 Fax 03-3205-0248 htanada@r6.ucom.ne.jp

(4) ボランティアサークルガイド ⑤⑥⑦⑧⑨

支援の種類	団体名	活動内容	問合せ
点訳活動	いちよう点訳会	視覚障害者への情報誌の発行	☎ 042-663-8273
	楽譜点訳 ムージカ	パソコンによる楽譜及び音楽関係書の点訳	☎ 042-667-5192
	点訳サークル 音の会	視覚障害者への情報誌の発行や依頼による点訳活動、点字講習会への協力	☎ 042-651-3489
	八王子六つ星会	視覚障害者のための点訳活動	* ☎ 042-624-5850
朗読活動・音訳テープ作成	南大沢音訳の会 こだま	視覚障害者・高齢者に対する朗読活動、対面朗読や音訳CD作成等	☎ 042-637-4405
	朗読学習とボランティアの会 虹の会	ニーズに応じて、視覚障害者、身体障害者、高齢者、児童への朗読・お話活動	☎ 042-625-4441
	八王子音訳の会「灯」	視覚障害者に対する音訳活動、対面朗読や音訳CDの作成等	* ☎ 042-624-5850
手話交流	八王子手話サークル 桑の実会	手話の学習や聴覚障害者との交流や支援活動	* ☎ 042-624-5850
	八王子手話サークル 山吹会	手話の学習や聴覚障害者との交流や支援活動	* ☎ 042-624-5850
要約筆記	八王子要約筆記サークル そらの会	聴覚障害者に対する要約筆記活動や支援活動	* ☎ 042-624-5850
知的・発達障害児支援	安全ネット八王子	知的・発達障害児者が地域で安心して自立して暮らせるよう必要なサポートを行っており、特性への配慮や居場所づくりをしています。低年齢層には学習支援～SST危機回避体験教室、成年期には自立目的で料理や就労、社会との関わり方、などメンバーに寄り添った内容で活動。企画会議は Zoomで行っている。	☎ 090-9370-0175
精神障害者支援	八王子精神保健福祉ボランティアの会 いっぽの会	精神障害者に心豊かな生活を送ってもらうための傾聴等の支援活動	☎ 090-1731-7658
	八王子精神保健福祉ボランティア こもればの会	こもればサロン：第2日曜日、第3木曜日、第1木曜日に、クリエイイトホールで、14～16時に実施。平川病院閉鎖病棟での支援、美山ヒルズ（グループホーム）サロン第1、第3（日曜日）13～15時	☎ 090-7732-0674

*印については、八王子市心身障害者福祉センター（☎ 042-624-5850）が問合せ先となっています。（P73 参照）

(5) 障害者の家族会 精神他

家族会は障害者を抱える家族が集まって運営しています。定例会を開き同じ悩みを持つ者が気兼ねなく話すことで、互いに助け合う機会を持ったり、障害のある方への接し方や医療、福祉制度について学習します。

団体名	問合せ先
わかくさ家族の会 (八王子精神障害者家族会)	・わかくさ家族の会 ☎ 090-5422-0942 ・八王子市保健所 ☎ 042-645-5196(直通) ・地域生活支援センターあくせす ☎ 042-631-1022 ・わかくさ家族の会事務所(月～金) ☎ 042-649-3460
さーくる南大沢会 (こころの障がい者を抱える 家族の会)	・さーくる南大沢会 ☎ 090-4203-3672 ・八王子市保健所 ☎ 042-645-5196(直通) ・地域生活支援センターあくせす ☎ 042-631-1022
はちおうじ高次脳機能障害者 家族会 はっちゃん	・はっちゃん事務局 (八王子市高次脳機能障害者 相談室はっぱ内) ☎ 080-1254-7480

*この他にも医療機関で家族向けの学習会などを行っているところがあります。

(6) その他

名称	問合せ先
失語症サロン「ペチカ」	医療法人社団永生会 失語症者向け意思疎通支援係 メール: ishisotsuu@eisei.or.jp FAX: 042-665-9901

9. 障害者の権利擁護 ⑨⑧⑦⑥⑤

(1) 障害者差別

八王子市では、平成 24 年 4 月 1 日から「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」を施行し、障害者への差別の解消に取り組んでいます。また、平成 28 年 4 月からは「障害者差別解消法」が施行される等、障害者への差別解消に対する取組は全国に広がりを見せています。

①障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例

八王子市では、障害者に対する市民及び事業者の理解を深め、障害者の差別をなくすための取組を推進するため、指定都市を除く市町村では初となる条例を制定しました。市、市民及び事業者それぞれの責務を明らかにし、障害の有無を問わず、地域社会で共に支えあい、安心して暮らせるまちづくりを目指しています。

②不当な差別的取扱いの禁止

「障害者差別解消法」及び「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」では不当な差別的取扱いが禁止されています。

不当な差別的取扱いとは、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所、時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することです。

③合理的な配慮について

「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」では、障害がある人にとって日常生活又は社会生活を営む上での障壁（社会的障壁）を除去するために「合理的な配慮」について規定しています。

「合理的な配慮」とは、障害のある人が障害のない人と同じことをするとき、周りの人が、障害のある人に合わせて、その状況に応じた変更や調整などを、お金や労力の負担がかかりすぎない範囲で行うことをいいます。例えば、お店で視覚障害のある人に商品の説明や値段を伝えたりすることや、医師が知的障害のある方に診断の結果を伝える際にやさしい言葉で説明すること等が挙げられます。

④差別に関する相談

障害者は、本人に係る差別に該当すると思われる事案の相談をすることができます（相談先は P83「虐待・差別に関する相談窓口」を御覧ください。）。市は相談があったときには、事実の確認・調査、助言・情報提供、関係者間の調整、関係行政機関の紹介などを行います。

⑤八王子市障害者の権利擁護に関する調整委員会

「八王子市障害者の権利擁護に関する調整委員会」とは、差別に該当すると思われる事案に係る申立てについて調査審議したり、差別事案に適切に対応するため、弁護士や有識者等で構成される市長の附属機関です。

障害者が差別に該当すると思われる事案を市長に申し立てた際、市長からの諮問を受け、その適否について判断します。

市長は、その判断を受け、必要と認められる場合には助言又はあっせんを行います。

(2) 障害者虐待

八王子市では障害者福祉課内に「障害者虐待防止センター」を設置し、障害者への虐待防止に取り組んでいます。

①障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

障害者の尊厳を守り、自立及び社会参加を推進するために虐待を防止するとともに、予防と早期発見の取組を国や地方公共団体、国民などに求め、擁護者（家族等）に対する支援措置を講ずる等を定めた法律で、平成 24 年 10 月に施行されました。何人も障害者を虐待してはならない旨や、障害者の虐待の防止に係る国・地方公共団体の責務、虐待の早期発見を実現するために家庭や福祉施設、職場での虐待の発見者に法律上の通報義務等があることなどが規定されています。

②虐待の種類

養護者（家族等）、障害者福祉施設従事者等、使用者からの虐待には、次の 5 つの種類があります。

身体的虐待	身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
性的虐待	わいせつな行為をし、又はわいせつな行為をさせること。
心理的虐待	著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
放棄、放任 （ネグレクト）	衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他必要な介助などを著しく怠ること。
経済的虐待	財産を不当に処分すること、その他不当に財産上の利益を得ること。

③虐待に関する相談

障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した方は、以下の「虐待・差別に関する相談窓口」に相談・通報してください。市は相談・通報があったときには、事実の確認・調査、助言・情報提供、関係者間の調整、関係行政機関の紹介等を行います。

◎虐待・差別に関する相談窓口

障害者の支援を強化するため、市役所 1 階の障害者福祉課内に障害者虐待防止センターを設置し、市内の下記 5 か所の相談支援事業所と連携し、虐待・差別に関する相談等をお受けします。お近くの相談窓口に、御相談ください。

相談窓口	住所	電話
八王子市役所障害者福祉課 （八王子市障害者虐待防止センター）	八王子市元本郷町 3-24-1 八王子市役所 1 階	☎ 042-620-7367 Fax 042-623-2444
（特非）ヒューマンケア協会 障害者相談支援センター ぴあらいふ	八王子市明神町 4-14-1 1 階	☎ 042-646-4991 Fax 042-646-4876
（特非）サポート南多摩 障害者生活支援センター サポート南多摩	八王子市南大沢 2-25 フォレストモール南大沢 208	☎ 042-682-5343 Fax 042-682-5342
（福）もくば会 八王子地域生活支援室 高尾	八王子市東浅川町 914-6 東浅川ビル 1 階	☎ 042-629-9088 Fax 042-629-9089
（特非）わかさ福祉会 地域生活支援センターあくせす	八王子市子安町 3-6-7 サザンエイトビル 3 階	☎ 042-631-1022 Fax 042-649-1276
（特非）多摩草むらの会 相談支援センター待夢 ^{たいむ}	八王子市松木 37-3 ロイヤルウイング 101	☎ 042-682-4670 Fax 042-682-4056

※虐待の通報は 24 時間受け付けています。夜間・休日の緊急通報先は次のとおりです。

☎ 042-626-3111（市役所守衛室） ☎ 080-4729-8284（市委託事業所夜間共通対応番号）

(3) 成年後見制度・地域福祉権利擁護事業

①成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が十分でない方を対象に、本人の権利を守る援助者（成年後見人・保佐人・補助人）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

福祉・医療・介護サービス等の各種手続や契約行為、財産の管理や日常的な金銭の管理などについて、本人の意志をできるだけ尊重し、生活を送る上で一方的に不利益が生じないように、権利や財産を守ります。

家庭裁判所に申立て、成年後見人等の選任が行われます。

◎本人の住所地が八王子市の方の申立先

申立て先	所在地	電話
東京家庭裁判所 立川支部 後見係	立川市緑町 10-4	☎042-845-0321 < https://www.courts.go.jp/ >

②地域福祉権利擁護事業

在宅で生活されている方で、物忘れなどの認知症状や知的障害、精神障害などによって、必要な福祉サービスを自分の判断で適切に選択利用することが難しい方を対象に、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用について支援します。必要に応じて日常的な金銭管理サービス、重要な書類等の預かりサービスを利用できます。

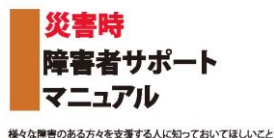
◎①成年後見制度・②地域福祉権利擁護事業に関する相談窓口

相談窓口	所在地	電話
八王子市社会福祉協議会 成年後見・あんしんサポートセンター八王子	八王子市元本郷町 3-24-1 八王子市役所 8階	☎ 042-620-7365

10. もしもの時のために 身知精難発他

(1) 災害に備えて

①「災害時障害者サポートマニュアル」の配布



八王子市

災害時の避難支援制度として、障害者に対する一般的な支援方法が記載された「災害時障害者サポートマニュアル」を作成しています。

八王子市役所ホームページよりダウンロードできます。



「災害時障害者サポートマニュアル」QR コード

【問合せ】本庁舎障害者福祉課

☎ 042-620-7479 Fax 042-623-2444

②「障害がある方のための防災マニュアル」の配布



八王子市

障害のある方が災害に備え、適切な避難行動をとることにより、命を守り、必要な支援につなげていくことをまとめた「障害がある方のための防災マニュアル」を作成しています。

※点字・音声版もあります。

八王子市役所ホームページよりダウンロードできます。



「障害がある方のための防災マニュアル」QR コード

【問合せ】本庁舎障害者福祉課

☎ 042-620-7479 Fax 042-623-2444

(2) 災害が起きた時の避難先

①指定緊急避難場所・指定避難所

ア. 指定緊急避難場所（広域避難場所）

大地震が発生したときに発生する延焼火災や有毒ガスなどの危険から身を守るための場所です。大規模公園や大学のキャンパスなど 14 か所を指定しています。

避難場所名	所在地
浅川河川敷	長沼橋付近から上壱分方小学校付近
富士森公園	八王子市台町 2-2
陵南公園	八王子市長房町・東浅川町
小宮公園	八王子市大谷町・暁町二丁目
清水公園	八王子市犬目町 143-2
工学院大学	八王子市中野町 2665-1
東京都立大学	八王子市南大沢 1-1
中央大学	八王子市東中野 742-1
東京工科大学	八王子市片倉町 1404-1
東京薬科大学	八王子市堀之内 1432-1
創価大学	八王子市丹木町 1-236
拓殖大学	八王子市館町 815-1
明星大学	日野市程久保 2-1-1
共立女子学園	八王子市元八王子町 1-710

イ. 指定緊急避難場所（一時避難場所）

<地震時>

地震が発生したときに、様子を見るため、とりあえず避難する場所で、正確な情報を得て、地域ぐるみで活動を行う拠点となります。市立小・中・義務教育学校、都立高校などの校庭（屋外）を指定しています。

<風水害時>

避難指示等を発令した際に、避難する場所として開設する施設です。市立小・中・義務教育学校や市民センターなどの体育館等（屋内）を指定しています。

※災害の規模によっては開設されない場所もあります。

※大規模風水害時には、あらかじめ予定している避難所を災害規模に応じて、開設を予定しております。詳細は、「大規模風水害時に開設予定の避難所について」を御覧ください。

※指定緊急避難場所は地震、風水害、それぞれ別に指定していますので、詳細は、「八王子市総合防災ガイドブック」を御覧ください。

「大規模風水害時に開設予定の
避難所について」QR コード



「八王子市総合防災ガイドブック」
QR コード



ウ. 指定避難所（避難所）

大規模災害時に住家を失った市民等が臨時に生活を行う施設（屋内）です。市立小中学校や市民センターなどの体育館等を指定しています。

避難場所名	所在地
市立の全小・中・義務教育学校	105 校 (小学校 68 校、中学校 35 校、いずみの森義務教育学校、高尾山学園小・中学部)
稲荷山行政資料保管等施設 (旧稲荷山小学校)	八王子市寺田町 1455-3
デジタルハリウッド大学	八王子市松が谷 1
市内の都立高校	9 校 (八王子桑志、八王子拓真、南多摩、富士森、片倉、八王子東、八王子北、翔陽、松が谷)
富士森体育館	八王子市台町 2-3-7
市民センター	全 16 か所
タやけ小やけふれあいの里	八王子市上恩方町 2030

【問合せ】生活安全部 防災課 ☎ 042-620-7207 Fax 042-626-1271

②福祉避難所協定先

福祉避難所とは、一般的な避難所では、避難生活が非常に困難な要配慮者及びその家族や介護者等のための避難所です。

災害発生後、福祉避難所協定先施設の安全を確認したうえで、市が指定します。

※福祉避難所協定先の施設であっても、災害発生直後から福祉避難所として利用することはできません。

名称	
八王子西特別支援学校	南大沢学園
八王子東特別支援学校	八王子盲学校
八王子特別支援学校	八王子施設長会に属する施設
八王子市内障害者等入所施設連絡協議会に属する施設	八王子ホテル旅館組合に属する施設
わくわくビレッジ	八王子障害者地域生活拠点センター ウポレ

※福祉避難所については、直接協定先に連絡しないでください。

【問合せ】本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7479 Fax 042-623-2444

(3) 暮らしのホットライン

区分	名称	電話	所在地
医療	八王子夜間救急診療室 (診療科目：内科・小児科)	☎ 042-663-9911	八王子市散田町 3-10-1 南多摩病院内
	医療機関案内サービス ひまわり (24 時間医療機関案内)	☎ 03-5272-0303 (医療機関案内サービス) Fax 03-5285-8080 (聴覚障害者用)	
警察	・八王子警察署 ・高尾警察署 ・南大沢警察署 ・110 番アプリシステム (聴覚又は、言語に障害のある方が、スマートフォンなどから文字や画像で警察に通報ができるシステム)	☎ 042-621-0110 ☎ 042-665-0110 ☎ 042-653-0110 ・110 番アプリシステムは、スマートフォンに専用のアプリケーションをダウンロードし、登録して利用してください。	・八王子市元本郷町 3-19-1 ・八王子市東浅川町 23-34 ・八王子市南大沢 1-8-3
免許	・運転適性相談 ・身体に障害がある方の相談 (府中運転免許試験場 安全運転相談室)	☎ 042-365-5656 (直通) #8080 (東京都内からお掛けください) FAX 042-365-6790	
消防	・八王子消防署 ・緊急ネット通報 (携帯電話及びスマートフォンからウェブ機能を利用して東京消防庁に緊急通報を行えるもの。利用対象、条件等有)	☎ 042-625-0119 FAX 042-625-2856 ・緊急ネット通報は、東京消防庁のホームページを参照いただき、携帯電話・スマートフォンで登録して、利用してください。	八王子市上野町 33
悩み相談	東京都自殺相談ダイヤル～ こころといのちのほっとライン～ 年中無休(正午～翌日午前 5 時 30 分)	☎ 0570-087478 (ナビダイヤル)	
	相談ほっと LINE@東京 「生きるのがつらいと感じたら…」窓口 年中無休(午後 3 時～午後 10 時 30 分)	LINE アプリで「相談ほっと LINE@東京」と検索するか、以下 QR コードを読み取り、友達登録 	
	東京多摩いのちの電話 10 時～21 時 年中無休(毎月第 3 金・土曜日は 24 時間)	☎ 042-327-4343	

区分	名称	電話	所在地
悩み相談	東京都 夜間こころの電話相談 (17時～22時(毎日)) 受付は21時30分まで)	☎ 03-5155-5028	
	東京いのちの電話 (24時間) ※受付時間はHPをご確認ください	☎ 03-3264-4343 ・インターネット相談 https://www.inochinodenwa-net.jp	
法律	日本司法支援センター (法テラス八王子)	☎ 050-3383-5310	八王子市明神町 4-7-14 八王子 ON ビル 4階

(4) 障害者見守りシール・みまもりあいアプリ

①障害者見守りシール

知的障害等により行方不明になるおそれのある方を対象に、見守りシールを配布します。

対象者の衣服や持ち物等にこのシールを貼り付けることにより、行方不明になった際に発見者がシールに書かれた連絡先に電話することで、発見者も家族等もお互いに個人情報を出さずに直接やり取りすることが可能で、早期保護につなげることができます。

ア. 対象となる方

本市に住所を有し、東京都が支給するGPS等の見守りサービスを利用していない愛の手帳(療育手帳)をお持ちの方で、行方不明になるおそれがある方

イ. 申請できる方

上記対象者のご家族など。

ウ. 利用料金

3,960円(税込) ※対象者が生活保護利用者の場合は免除

エ. 申請先

八王子市役所福祉部障害者福祉課(1階21番窓口)



②みまもりあいアプリ

みまもりあいアプリは家族等が行方不明となった際に、協力者(アプリを利用している方)に情報を送り検索を依頼することができるアプリです。

一人でも多くの方にダウンロードをしていただくことで、地域での見守りの目が増え、早期発見につながるとともに、家族等の安心にもつながります。



11. 相談の窓口 身知精難発他

(1) 日常生活・福祉サービスに関する相談 身知精難発他

名称	業務内容	連絡先
(一社) おおるり 八王子市基幹相談 支援センター	① 相談支援事業所からの相談・地域の相談体制 の整備 ② 総合的・専門的な相談の対応 月曜日～金曜日 8時半から 17時まで (祝日・年末年始を除く)	☎ 042-649-2239
(特非)ヒューマン ケア協会 障害者相談支援セ ンター ぴあらいふ	① 福祉サービスの利用援助 ② 障害者の日常的な相談、各種情報提供など 月曜日～金曜日 9時から 17時まで (祝日・年末年始を除く)	八王子市明神町 4-14-1 1階 ☎ 042-646-4991 Fax 042-646-4876
(特非)サポート南 多摩 障害者生活支援セ ンター サポート南多摩	① 福祉サービスの利用援助 ② 障害者の日常的な相談、各種情報提供など 月曜日～金曜日 9時から 17時まで (祝日・年末年始を除く)	八王子市南大沢 2-25 フォレストモール南 大沢 208 ☎ 042-682-5343 Fax 042-682-5342
(福)もくば会 八王子地域生活支 援室 高尾	① 福祉サービスの利用援助 ② 障害者の日常的な相談、各種情報提供など 月曜日～金曜日 10時から 17時 30分まで (祝日・年末年始を除く)	八王子市東浅川町 914-6 東浅川ビル 1階 ☎ 042-629-9088 Fax 042-629-9089
(特非)わかくさ福 社会 地域生活支援セン ターあくせす	① 障害者の日常的な相談、賃貸契約による一般 住宅への入居相談など ② 交流コーナーの運営 月・火・水・金曜日 10時から 18時まで 第1・第3日曜日 10時から 16時まで 第2・第4土曜日 10時から 16時まで (木曜日、祝日・年末年始を除く)	八王子市子安町 3-6-7 サザンエイトビル 3階 ☎ 042-631-1022 Fax 042-649-1276
(特非)多摩草むら の会 相談支援センター たいむ 待夢	① 福祉サービスの利用援助 ② 相談、各種情報提供など 日曜日～金曜日 10時から 17時まで ※日曜日は電話相談のみ受付 (祝日・年末年始を除く)	八王子市松木 37-3 ロイヤルウイング 101 ☎ 042-682-4670 Fax 042-682-4056

名称	業務内容	連絡先
八王子市保健所 保健対策課	① 精神保健福祉相談（本人、家族、関係者） こころの健康相談：保健師による相談を行っています。 専門医による医療相談：必要に応じて一般精神保健、酒害、高齢者、思春期について精神科医による相談を行っています。 ※事前に保健師との相談が必要です。 ＜予約制＞ 月曜日～金曜日 9時から16時30分まで （祝日・年末年始を除く） ② 難病に関する訪問・相談指導事業 医療面・生活面に様々な問題を抱える在宅難病療養者に対し、保健師・理学療法士等による相談・指導を行っています。 ③ 精神保健グループ 小グループでの活動を通じ、社会参加等への課題を探ります。 ④ 思春期の課題を抱える家族グループ ひきこもりや家庭内暴力、強迫性障害等思春期の問題への理解や家族の対応を学びます。	八王子市明神町3-19-2 東京たま未来メッセ 庁舎・会議室棟5階 ☎ 042-645-5196 Fax 042-644-9100
東京都心身障害者 福祉センター	＜本所＞ ① 愛の手帳（18歳以上）の判定、交付 ② 補装具等の判定 ③ 身体障害者手帳の交付 （八王子市を除く） ＜多摩支所＞ ① 愛の手帳（18歳以上）の判定 ② 補装具等の判定 ＜開所時間＞ 月曜日～金曜日 9時から17時まで （祝日・年末年始を除く） ※身体障害者手帳及び補装具等に関しては八王子市役所障害者福祉課にご相談ください。 ※愛の手帳（18歳以上）の判定は、事前予約が必要です。本所・多摩支所どちらも同じ判定を行っています。	＜本所＞ 新宿区神楽河岸1-1 東京都飯田橋庁舎 （セントラルプラザ） 12階～15階 ☎ 03-3235-2946（代表） Fax 03-3235-2968 愛の手帳判定予約電話 （本所分のみ） ☎ 03-3235-2961 ＜多摩支所＞ 国立市富士見台2-1-1 （東京都多摩障害者スポーツセンター内） ☎ 042-573-3311 Fax 042-576-5295

名称	業務内容	連絡先
東京都心身障害者福祉センター (高次脳機能障害)	高次脳機能障害のある方やその家族に対して生活や就労などの様々な相談に応じています。 月～金曜日 9時から12時まで 13時から16時まで (祝日・年末年始を除く)	新宿区神楽河岸 1-1 東京都飯田橋庁舎 (セントラルプラザ) 12階～15階 (高次脳機能障害専用電話相談) ☎ 03-3235-2955 Fax 03-3235-2957
東京都発達障害者支援センター	東京都在住・在勤の発達障害のあるまたは疑われる本人とその家族、関連機関・施設からの発達障害に関わる様々な相談をお受けしています。 必要に応じて、情報提供や他機関との連携、関係機関コンサルテーション、研修、講師の派遣なども行います。 また、こども TOSCA(トスカ)では東京都ペアレントメンター養成・派遣事業を行っています。 【18歳以上の方】おとな TOSCA(トスカ) 【受付・相談】(原則電話での相談。予約不要) (第1・3)月～土曜日 (第2・4・5)月・火・木・金曜日 9時から17時まで (祝日・年末年始を除く) 【18歳未満の方】こども TOSCA(トスカ) 【予約受付】 月曜日～金曜日 9時から17時まで 【相談】 月・火・木・金曜日 9時30分から17時まで (祝日・年末年始を除く) ※多摩地域の方のために、毎月第3、第4金曜日に、八王子駅南口総合事務所内相談ブースを利用して開催しています。(要予約)	【18歳以上の方】 通称： おとな TOSCA(トスカ) 委託先： (公財)神経研究所 東京都新宿区弁天町 91番地 ☎ 03-5579-8207 Mail: otona-tosca@ionp.or.jp 【18歳未満の方】 通称： こども TOSCA(トスカ) 委託先： (福)嬉泉 世田谷区船橋 1-30-9 ☎ 03-6413-0231 Mail: toska@kisenfukushi.com
八王子市高次脳機能障害者相談室はっぱ	八王子市在住の高次脳機能障害者及びその家族に対し、個別の相談に応じ、指導や助言、情報提供を行う。このほか、医療機関や就労支援センター等の関係機関との連携、高次脳機能障害に対する理解促進のための普及啓発を行う。 月曜日～土曜日 9時から17時まで (祝日・年末年始を除く)	八王子市梶田町 590-4 ☎ 080-1254-7480(直通) Fax 042-666-5881

名称	業務内容	連絡先
南多摩高次脳機能障害支援センター (東京都高次脳機能障害支援普及事業)	南多摩圏域（八王子・町田・日野・多摩・稲城）における高次脳機能障害者及びその家族への支援のため、以下の業務を実施する。 ※八王子市民は、「八王子市高次脳機能障害者相談室はっぱ」を利用いただきます。 ① 相談支援（当事者・家族・支援者） ② 講習会の開催 ③ 圏域内連絡会の開催 ④ 定例検討会の開催 ⑤ 地域ネットワーク構築 月曜日～土曜日 9時から17時まで (祝日・年末年始を除く)	八王子市梶田町 583-15 ☎ 042-666-5882(直通) Fax 042-666-5881
東京都立多摩総合精神保健福祉センター	こころの電話相談 対人関係、心の悩み・病気に関する相談やセンターの利用に関する相談、不登校やひきこもり・家庭内暴力等の思春期・青年期における問題やアルコール・薬物・ギャンブル等依存症に関する相談等をお受けします。 月曜日～金曜日 9時から17時まで (祝日・休日・年末年始を除く) ※面接による相談を御希望の方は電話で予約してください。	多摩市中沢2-1-3 ☎ 042-371-5560(専用)
東京都保健医療情報センター	精神科救急医療情報センター 夜間や休日に具合が悪くなった時の救急受診の相談窓口です。専門相談員が病状などを伺い、必要に応じて医療機関と調整の上、受診ができるしくみです。受診が決まった場合には、本人又は家族が連れて行くことになります。また、必ず入院できるわけではありません。相談方法は、電話をしていただき「精神科救急相談」と伝えて、専門相談員につながった場合に病状・状況を説明してください。 平日 17時から翌9時まで 土日休 9時から翌9時まで	☎ 03-5272-0303
東京都障害者 IT 地域支援センター	障害のある方、ご家族の方及び区市町村において障害のある方の IT 利用支援を担当する職員の方等を対象に、電話、FAX、メール、又は来所による IT に関する利用相談や機器の展示を実施。また、パソコンやタブレットの基本操作体験や ICT なんでも相談等、20 種類以上の講座メニューを準備。IT サポーターと共にマンツーマンで体験できます（1回2時間、無料）。ご相談、体験、申し込み等、事前にご予約が必要となります。	文京区小日向4-1-6 東京都社会福祉保健医療研修センター 1 階 ☎ 03-6682-6308 Fax 03-6686-1277

(2) 難病に関する相談 ⑧

名称	業務内容	連絡先
(特非)難病ネットワーク(Nnet)	① 医療、教育、職業、生活などの相談支援（当事者、家族、支援者） ② 医療講演会・医療相談会の開催、難病カフェの開催、ピア相談、就学、就労相談、勉強会の開催、各種情報提供など ③ 「患者自ら学ぶ」をテーマに FaceBook 上で難病に関する色々な事を日々、話し合っています。 ④ 難病情報サイト https://www.nanbyonet.info/	八王子市みなみ野 4-25-1-321 ☎ 080-4324-1802(恒川) Fax 042-683-0189 Mail:info@nponnet.org

11
相談の窓口

(3) 障害者の就労支援 ⑨⑩⑪⑫⑬⑭

名称	業務内容	連絡先
ハローワーク 八王子 (八王子公共職業安定所)	障害者の方に対する職業相談・職業紹介及び職業訓練のあっせんなどの就職支援。 事業主の方からの障害者向け求人の相談・受理。 平日 8時30分から17時15分まで	八王子市子安町 1-13-1 ☎ 042-648-8695 Fax 042-648-8615
東京障害者職業センター (多摩支所)	① 障害者の方の職業相談、職業準備支援、ジョブコーチ支援、リワーク支援 ② 事業主の方に障害者の雇用管理などについての相談・支援 ※相談、検査は予約制 月曜日～金曜日 8時45分から17時まで (祝日・年末年始を除く)	立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル 5階 ☎ 042-529-3341 Fax 042-529-3356
東京障害者職業能力開発校	国立都営の障害者のための職業訓練校。就業準備性を高めることから、専門的なスキルの習得も出来る12の訓練科目。(訓練期間3か月～1年/科目により期間が異なる) 授業料無料。見学要予約。平日9時～17時まで	小平市小川西町 2-34-1 ☎ 042-341-1427 Fax 042-341-1451
(特非)八王子ワークセンター 八王子市障害者就労・生活支援センター ふらん	障害者の就労の機会拡大を図るとともに、安心して働き続けられるための、職業相談、就職準備、職場開拓、職場継続などの就労相談・支援 月曜日～金曜日 9時から18時まで (祝日・年末年始を除く)	八王子市子安町 1-8-3 コーポ森 1階 ☎ 042-642-0080 Fax 042-646-2460
(特非)わかさ福祉会 障害者就業・生活支援センター TALANT(タラント)	障害のある方の職業相談、企業等での実習や訓練先の紹介(障害福祉サービス等)、定着支援、ジョブコーチ支援等。※市外の方も支援対象となります。 月曜日～金曜日、第2・第4土曜日 10時から17時30分まで (土曜・祝日・年末年始を除く)	八王子市明神町 4-5-3 橋捷ビル 4階 ☎ 042-648-3278 Fax 042-648-3598

(4) 障害のあるお子さん ①身 ②知 ③精 ④難 ⑤発 ⑥他

①子育て総合相談

名称	業務内容	連絡先
八王子市こども家庭センター大横	0歳～18歳未満のお子さんの保護者又はお子さん自身からの子どもと家庭に関するあらゆる相談に、電話・来所（要予約）・メールなどの方法で応じています。 相談日：月～土曜日 9時から17時まで （日曜日、祝休日、年末年始を除く）	八王子市石川町 481 石川事務所 2階 （令和7年夏移転予定） ☎ 042-648-0040
八王子市こども家庭センター東浅川		八王子市東浅川町 551-1 東浅川保健福祉センター内 ☎ 042-661-0072
八王子市こども家庭センター南大沢		八王子市南大沢 2-27 フレスコ南大沢公共棟 1階 南大沢保健福祉センター内 ☎ 042-678-3100
東京都八王子児童相談所	① 児童（18歳未満）のあらゆる事柄についての相談 ② 児童福祉施設への入所、里親などへの委託の措置 ③ 愛の手帳（18歳未満）の判定など 相談日：月～金曜日 9時～17時 （祝日・年末年始を除く）	八王子市台町 3-17-30 ☎ 042-624-1141
児童発達支援センター（福）武蔵野会 すぎな愛育園	① 子育てや発達に関する相談に対応しています。 お電話でご予約ください。	八王子市台町 2-7-22 ☎ 042-625-8007
児童発達支援センター（福）武蔵野会 すぎな愛育園 きらきら	② 月に1回、土曜日に園開放を行っています。 お気軽にお越しください。 開放日はホームページでご確認ください。（台町で実施・予約不要）	八王子市片倉町 1630-4 ☎ 042-638-0503
（特非）若駒ライフサポート わかこま相談支援室	① 障害児の余暇支援プログラム（外出） ② 保護者によるピア・カウンセリング・地域情報提供・その他相談支援学習会・研修会の実施 ③ 本人（医療的ケア児・重心）や家族の交流の場の提供	八王子市横川町 521-1 ☎ 042-621-2277

②発達健診・経過観察健診・心理発達相談

名称	業務内容	連絡先
八王子市こども家庭センター大横	発育、運動発達・精神発達・言語発達等で経過観察が必要なお子さんに対して予約制の健診を行っています。また、幼児の精神発達・言語発達・社会性・生活習慣（食事・睡眠・排泄等）に関して、心理相談員による予約制の相談を行っています。 お住まいを担当する各こども家庭センターに御連絡ください。	八王子市大横町 11-35 大横保健福祉センター内 ☎ 042-625-9200
八王子市こども家庭センター東浅川		八王子市東浅川町 551-1 東浅川保健福祉センター内 ☎ 042-667-1331
八王子市こども家庭センター南大沢		八王子市南大沢 2-27 フレスコ南大沢公共棟1階 南大沢保健福祉センター内 ☎ 042-679-2205

③療育相談

名称	業務内容	連絡先
八王子市保健所 保健対策課	心身ともに重度の障害をもつお子さんや、疾病により長期にわたり療養を必要とするお子さんの相談に応じます。 相談日：月曜日～金曜日 9時～16時30分 （祝日・年末年始を除く） ※面談は事前に御連絡ください。	八王子市明神町 3-19-2 東京たま未来メッセ 庁舎・会議室棟 5階 ☎ 042-645-5196 Fax 042-644-9100
（福）日本心身障害児協会 島田療育センター はちおうじ 発達障害児支援室 （からふる）	発達に偏りや遅れのあるお子さんの成長を支援するための早期発見・早期対応につなげる相談や療育支援を行います。 相談日：月曜日～金曜日 10時～12時 15時30分～17時 （祝日・年末年始を除く）	八王子市台町 4-33-13 ☎ 042-634-8758
児童発達支援センター （福）武蔵野会 すぎな愛育園	発達に特別な配慮を必要とするお子さんの成長を支援します。	八王子市台町 2-7-22 ☎ 042-625-8007
児童発達支援センター （福）武蔵野会 すぎな愛育園 きらきら	集団療育・個別支援・園への訪問支援・放課後等デイサービスを行っています。 相談・見学はお電話でご予約ください。	八王子市片倉町 1630-4 ☎ 042-638-0503

④就学相談

名称	業務内容	連絡先
学校教育部 教育指導課	障害のあるお子さんの就学や転学の手続についての相談の窓口です。お子さんの発達や障害の状況に応じて、適切な教育の場はどこかなどについて相談をお受けします。 相談日：月～金曜日 8時30分～17時（祝日・年末年始を除く） ※要電話予約	八王子市散田町 2-37-1 八王子市教育センター 1階 ☎ 042-664-7524

⑤はちおうじっ子・切れ目のない支援事業（はちおうじっ子 マイファイルの配付）

八王子市では、お子さんの誕生から乳幼児期、就学・進学・就労などの節目をスムーズに迎えられるようお子さんの成長を記録する手帳や保育園・幼稚園や学校などでの成長に関する資料を一つにまとめて保管できる「はちおうじっ子 マイファイル」を配付しています。詳細は各課へお問い合わせください。



マイファイルに成長に関する情報をまとめておくと、お子さんの成長を感じたり、かかり方を考えていく資料となります。保護者とお子さんに関わる関係機関が情報を共有し、切れ目なく伝わることで、よりよい支援につながります。

【問合せ及び配付場所】

- ・ こども家庭センター大横 ☎ 042-625-9200
- ・ こども家庭センター東浅川 ☎ 042-667-1331
- ・ こども家庭センター南大沢 ☎ 042-679-2205
- ・ 保育幼稚園課 ☎ 042-620-7248
- ・ 子どもの教育・保育推進課 ☎ 042-620-7546
- ・ 教育指導課(教育センター) ☎ 042-664-1135
- ・ 障害者福祉課 ☎ 042-620-7366



⑥その他

名称	業務内容	連絡先
独立行政法人 自動車事故対策機構 (NASVA：ナスバ)	自動車事故を原因として介護を必要とする重度後遺障害者の方々とそのご家族の経済的・精神的負担を軽減するため様々な支援を行っております。 ① 介護料の支給 ② 短期入院・短期入所費用助成 ③ 療護施設の設置・運営 ④ 交通遺児等貸付	《 NASVA：ナスバ 》 ①から④の内容 ☎ 03-3621-9941

(5) 身体障害者・知的障害者相談員 (身) (知)

身体障害のある方や知的障害のある方、また、御家族が困った時などには、地域の身体障害者相談員・知的障害者相談員が日常生活の上でのさまざまな相談、指導、助言などを行っています。

①身体障害者相談員（任期 令和6年4月1日～令和8年3月31日）

令和7年4月1日現在

相談員氏名(五十音順)	住所	電話・F a x 又はEメール	障害区分
青山 真理	万町	☎ 080-6717-6341	重心(肢体・知的)
池谷 匠	散田町二丁目	☎ 042-666-6066	腎臓
石川 千鶴	大船町	Fax 042-697-6381 Mail:piyotaro145@gmail.com	中途失聴・難聴
大形 一憲	明神町	☎ 042-642-3001(協会)	視覚
小林 直美	館町	☎ 042-642-3001(協会)	視覚
小山 優子	打越町	☎ 042-644-4509	肢体
是枝 行子	別所二丁目	Fax 042-674-1906	聴覚
中山 裕子	千人町	☎ 042-666-5502	肢体・内部
野崎 勝巳	散田町三丁目	☎ 042-662-5480	直腸
宮本 一郎	宇津木町	Fax 042-645-0729	聴覚

②知的障害者相談員（任期 令和6年4月1日～令和8年3月31日）

令和7年4月1日現在

相談員氏名(五十音順)	住所	連絡先
崎田 京子	別所一丁目	☎ 042-673-2077
佐々木 大地	大和田町	☎ 042-649-9828 Mail:hukushi.sasaki@gmail.com
佐々木 美和	小宮町	☎ 070-6559-8928
柳山 由美子	散田町	☎ 042-666-0773
山西 美知子	長房町	☎ 042-615-2660

(6) 身体障害者補助犬の苦情相談 (身)

名称	業務内容	連絡先
福祉部 障害者福祉課	身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）の同伴又は使用に関する苦情や相談についての窓口です。 補助犬使用者又は受入側施設の管理者等から苦情や相談の申し出を受けたときは、必要な助言、指導等を行うほか、関係行政機関の紹介を行います。 相談日：月曜日～金曜日 8時30分～17時15分 （祝日・年末年始を除く） ※身体障害者補助犬法では、公共施設や交通機関をはじめ、スーパー、飲食店、病院、ホテルなどの管理者は補助犬の同伴での利用を拒むことはできません。	八王子市元本郷町 3-24-1 八王子市役所 本庁舎 ☎ 042-620-7245

12. その他のサービス・制度 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩

(1) 生活福祉資金 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩

対象者	所得の少ない世帯、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯
内容	世帯の生活の安定と経済的自立を図るため、用途に応じて資金を貸し付けます。 (対象要件あり。日常の生活費は除きます)
利用の流れ	相談→申込書類の準備→申込→審査→貸付決定→借用書作成→資金交付→返済→返済完了

申請窓口 八王子市社会福祉協議会(八王子市役所B階) ☎ 042-620-7282 Fax 042-622-2701

(2) 母子・父子・女性福祉資金 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩

子の学費等の資金を貸し付ける制度です。

①母子・父子福祉資金

対象者	母子家庭の母又は父子家庭の父や、配偶者が障害により長期にわたって労働能力を失っている方で20歳未満のお子さんを扶養している方
内容	母子家庭又は父子家庭の方が、経済的に自立して安定した生活を送るために必要な資金(子の学費等)をお貸ししています。 貸付の決定に当たっては審査を行いますので、審査の結果お貸しできない場合があります。

申請窓口 子ども家庭部 子育て支援課 ☎ 042-620-7362 Fax 042-621-2711

②女性福祉資金

対象者	1. 配偶者がいない及び配偶者が長期にわたって療養を要する状態にある都内に6か月以上お住まいの女性で、次のいずれかに該当する方 ① 親、子、兄弟姉妹などを扶養している方(所得制限なし) ② 親、子、兄弟姉妹などを扶養していない方のうち、年間所得が2,036,000円以下で次のいずれかに該当する方 ア) かつて、母子家庭の母として20歳未満の子を扶養したことがある方 イ) 婚姻歴のある40歳以上の方 2. 上記に当てはまらない方で、特に貸付の必要があると認められた方
内容	配偶者のいない女性の方が、経済的に自立して安定した生活を送るために必要な資金(子の学費等)をお貸ししています。 貸付の決定に当たっては審査を行いますので、審査の結果お貸しできない場合があります。

申請窓口 子ども家庭部 子育て支援課 ☎ 042-620-7362 Fax 042-621-2711

(3) 有料公共施設における使用料等の減免 ⑤知精

障害者団体、障害がある個人の方は、有料公共施設における使用料等が減免されることがあります。減免の内容については直接、各施設までお問合せください。

◎減免の対象となる利用者の区分

団 体	個 人
・ 障害者団体（市内の団体に限ります。事前の登録が必要です。） 1. 市内在住の障害者5人以上を含む10人以上の市に登録している障害者団体 2. 市が補助している障害者団体	・ 障害がある方（市内・市外在住を問いません） 1. 身体障害者手帳所持者 2. 愛の手帳所持者 3. 精神障害者保健福祉手帳所持者 ※のあるものは介護人1名も対象となります。

①会議室、貸室

該 当 施 設	電 話	Fax	区 分	
			団 体	個 人
市民センター(市内18か所)	各市民センターへ	各市民センターへ	○	
市民集会所(市内5か所)	各事務所へ	各事務所へ	○	
生涯学習センター	042-648-2231	042-648-2151	○	
生涯学習センター南大沢分館	042-679-2208	042-679-2218	○	
生涯学習センター川口分館	042-654-8450	042-654-8452	○	
長房ふれあい館	042-669-1433	042-669-1434	○	
大横保健福祉センター	042-625-6501	042-627-5927	○	
東浅川保健福祉センター	042-667-1331	042-667-7829	○	
北野環境学習センター (あったかホール)	042-645-0025	042-645-0133	○	
長池公園自然館	042-678-4616	042-678-4647	○	
道の駅八王子滝山	042-696-1201	042-696-1207	○	
高尾駒木野庭園	042-663-3611	042-663-3621	○	
高尾599ミュージアム	042-665-6688	042-668-8631	○	

②ホール等

該 当 施 設	電 話	Fax	区 分	
			団 体	個 人
J:COMホール八王子(市民会館)	042-655-0802	042-655-0807	○	
芸術文化会館(いちょうホール)	042-621-3001	042-621-3007	○	
南大沢文化会館	042-679-2202	042-679-2212	○	
学園都市センター	042-646-5611	042-646-2663	○	

③体育館

該 当 施 設	電 話	Fax	区 分	
			団 体	個 人
富士森体育館	042-625-2305	042-627-5935	○	※○
甲の原体育館	042-627-3300	042-627-1568	○	※○
エスフォルタアリーナ八王子(総合体育館)	042-662-4880	042-664-1501	○	※○

④プール

該 当 施 設	電 話	Fax	区 分	
			団 体	個 人
大横保健福祉センター (歩行用プール)	042-625-6501	042-627-5927		※○
東浅川保健福祉センター	042-667-1331	042-667-7829		※○
北野環境学習センター (あったかホール)	042-645-0025	042-645-0133		※○
甲の原体育館	042-627-3300	042-627-1568	○	※○
陵南プール	☎ 042-622-6720	Fax 042-627-5935		※○
大塚公園水泳プール(休止中)	生涯学習スポーツ部 スポーツ施設管理課			※○

⑤野球場・陸上競技場等

該 当 施 設		連 絡 先	区 分	
			団 体	個 人
野球場	スリー Bonds スタジアム八王子 (富士森公園)	生涯学習スポーツ部 スポーツ施設管理課 ☎ 042-622-6720 Fax 042-627-5935	○	
	スリー Bonds ベースボールパーク上柚木 (上柚木公園)		○	
	大塚公園		○	
	北野公園		○	
	滝ガ原運動場		○	
	西寺方グラウンド		○	
陸上 競技場	東京フットボールセンター八王子 富士森競技場(富士森公園)		○	※○
	上柚木公園		○	※○
テニス コート	富士森公園		○	
	上柚木公園		○	
	大塚公園		○	
	大平公園		○	
	滝ガ原運動場		○	
	内裏谷戸公園		○	
	松木公園		○	
	別所公園		○	
	殿入中央公園		○	
	久保山公園		○	
	櫛田運動場		○	
	戸吹スポーツ公園		○	
サッカー 場	滝ガ原運動場		○	
	戸吹スポーツ公園サッカー兼ラグビー場		○	
ソフト ボール 場	上柚木公園		○	
	滝ガ原運動場		○	
	西寺方グラウンド		○	
その他	戸吹スポーツ公園スケートパーク			※○

⑥駐車場・自転車駐車場

該 当 施 設	電 話	Fax	区 分	
			団 体	個 人
八王子駅北口地下駐車場	042-642-1789	042-642-1786		○ (2時間)
旭町駐車場	八王子駅北口地下 駐車場管理 センター	八王子駅北口地下 駐車場管理 センター		
南大沢駐車場	042-679-1028			
芸術文化会館 (いちょうホール)駐車場	042-621-3001	042-621-3007		
タイムズ八王子市 中央図書館の駐車場	042-664-4321	042-662-2789		
高尾山麓駐車場	042-620-7378 産業振興部 観光課	042-627-5951 産業振興部 観光課		○ (3時間)
エスフォルタアリーナ 八王子(総合体育館)	042-662-4880	042-664-1501		○
市内公営自転車駐車場 (定期利用のみ)	03-6262-5322 (公財)自転車 駐車場整備 センター	03-6262-5331 (公財) 自転車 駐車場整備 センター		○
注) 八王子駅南口地下タワー 式自転車駐車場はこちら	042-644-7611 (一財)八王子市 まちづくり公社	042-644-7614 (一財)八王子市 まちづくり公社		

※車両区分によっては対象外となる場合がございますので、各施設へご確認ください。

⑦その他公共施設

該 当 施 設	電 話	Fax	区 分	
			団 体	個 人
タヤけ小やけふれあいの里	042-652-3072	042-652-4155		※○
コニカミノルタ サイエンスドーム (こども科学館)	042-624-3311	042-627-5899		※○
夢美術館	042-621-6777	042-621-6776		※○

(4) その他のサービス・制度 ⑤⑥⑦⑧⑨⑩

事業名	内 容 等	相談窓口
110 番アプリシステム 	聴覚に障害がある方など、音声による 110 番通報が困難な方が、スマートフォンなどを利用して、文字や画像で警察へ通報可能なシステムです。利用には事前登録が必要です。 GPS 機能を ON にし、GPS による位置情報の取得に同意していただく必要があります。	警視庁 電話 03-3581-0141 (代表)
電話リレーサービス 	きこえない人と、きこえる人との会話を通訳オペレーターが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながるができる、法律に基づいた公共インフラサービスです。 事前に登録が必要です。登録手続き後、電話リレーサービス用電話番号が付番されます。	日本財団電話リレーサービス カスタマーセンター 電話 03-6275-0912 手話・文字チャットも可能  
ヨメテル 	難聴や中途失聴などにより、自分の声で話すことはできるが、電話で相手先の声が聞こえにくいことがある人の電話によるコミュニケーションを実現する「文字表示電話サービス」。法律に基づいた公共インフラサービスです。 事前に登録が必要です。登録手続き後、ヨメテル用電話番号が付番されます。	
119 番ファクシミリ通報カードの配布	電話での 119 番通報が困難な場合にファックスで通報ができるように、119 番ファクシミリ通報カードを配布します（事前登録は不要です）。また、携帯電話などからウェブ機能を利用して通報ができる「緊急ネット通報」もあります（事前登録が必要です）。	本庁舎 障害者福祉課 ☎ 042-620-7245 Fax 042-623-2444
障害者歯科診療所 (小児・障害)	障害があって一般の歯科医療機関での対応が困難な方が対象です。 市のホームページにある申込用紙を記入し、郵送又はファックスでお申込みください。 用紙のダウンロードができない場合は、お電話ください。 ※障害の状況によっては、他の歯科医療機関を御紹介する場合があります。	健康医療部 健康医療政策課 ☎ 042-620-7292 Fax 042-621-0279
かかりつけ歯科医訪問歯科医紹介事業	寝たきり等で通院ができない方には、訪問歯科診療を行う歯科医師を紹介します。市のホームページにある申込用紙を記入し、郵送又はファックスでお申込みください。 用紙のダウンロードができない場合は、お電話ください。	

事業名	内 容 等	相談窓口
心身障害者教室	健康の増進、生きがい高揚、社会参加促進、参加者間の交流等を目的とした教室を開催しています。	健康医療部 東浅川保健福祉センタ ー ☎ 042-667-1331 南大沢保健福祉センタ ー ☎ 042-682-2020
在宅重症心身障害児(者)訪問事業	重症心身障害児(者)及び医療的ケアが必要なお子さんのいる御家庭に看護師を派遣し、看護技術や療育相談を行います(都事業)。	八王子市保健所 健康医療部 保健対策課 ☎ 042-645-5196 Fax 042-644-9100
ハチの巣駆除	公費でハチの巣の駆除を実施します。 対象となる方は次のとおりです。 ①生活保護法第6条第1項の規定による同法の保護を現に利用している世帯 ②身体障害者手帳1級または2級を交付された方のみの世帯 ③愛の手帳1度または2度を交付された方のみの世帯 ④精神障害者保健福祉手帳1級を交付された方のみの世帯 ⑤上記①から④に該当する方及び未成年(前年度末日において満18歳未満)の方で構成された世帯	環境部 環境保全課 ☎ 042-620-7268 Fax 042-626-4416

事業名	内 容 等	相談窓口
高齢者等 ごみ出し支援 ふれあい収集 事業	ごみ出しをすることが困難な高齢者又は障害者のみの世帯等に対し、原則として利用者宅の玄関先でごみ・資源物を収集し、在宅での生活支援を行います。 また、希望者には声かけや安否確認を行います。	居住している地区の担当清掃事業所にご連絡ください。 環境部 戸吹清掃事業所 【浅川（南浅川）の北側にお住まいの方※廿里町を除く、長房町は都営長房団地のみ】 ☎ 042-691-2891 環境部 館清掃事業所 【浅川（南浅川）の南側にお住まいの方※廿里町、都営長房団地以外の長房町を含む】 ☎ 042-665-2531 環境部 南大沢清掃事業所 【多摩ニュータウン地域にお住まいの方】 ☎ 042-674-0551
JR 高尾駅 構内通行費用 の補助	市内在住の方に JR 高尾駅構内通行に必要な入場券又は定期入場券の購入費用の一部を補助します（事前の申請が必要となります）。	拠点整備部 都市整備課 ☎ 042-620-7304 Fax 042-627-5931
図書館資料 宅配事業	身体に障害のある方又は寝たきり等で来館が困難な方に、宅配による貸出サービスを行っています。	中央図書館 ☎ 042-664-4321 Fax 042-662-2789
生涯学習 センター講座 の受講料減免	障害者手帳所持者の講座受講料が2分の1減額されます。	生涯学習スポーツ部 学習支援課 ☎ 042-648-2231 Fax 042-648-2151
点字投票	目の不自由な方が、投票用紙に点字を打って投票できる制度です。	選挙管理委員会事務局 選挙課 ☎ 042-620-7319
郵便等による 不在者投票	郵便等投票証明書の交付を受けた方が、自宅などで投票できる制度です。郵便等投票証明書は、身体障害者手帳などをお持ちで一定の条件に該当する場合に限り、交付されます。	選挙管理委員会事務局 選挙課 ☎ 042-620-7319

事業名	内 容 等	相談窓口
郵便等による不在者投票における代理記載制度	郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、自ら投票の記載をすることができない一定の障害がある方は代理記載人によって投票に関する記載をさせることができます。	選挙管理委員会事務局 選挙課 ☎ 042-620-7319
東京都障害者休養ホーム	障害のある方の保養等を目的として、東京都が指定する宿泊施設を利用した際の宿泊料金の一部を助成します。都内に住所を有し、身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている人（有効期限内であること）。等級は問いません。利用者1名につき付添いの人1名も助成を受けられます（都内在住の方に限りません）。 ・ 障害者（大人）：6,490 円 ・ 障害者（子供）：5,770 円 ・ 付添者（大人）：3,250 円 助成回数：障害者・付添者を問わず、1人につき年度内2泊まで ※利用時は有効期限内の手帳の提示が必要です。 ※詳細は「東京都障害者休養ホーム事業のごあんない」をご覧ください。	公益財団法人 日本チャリティ協会 ☎ 03-3353-5942 Fax 03-3359-7964 パンフレット、申込書は本庁舎障害者福祉課 ☎ 042-620-7245 または八王子駅南口総合事務所、市民部拠点事務所及び南大沢事務所
青い鳥郵便葉書の無償配布	身体障害者及び知的障害者の方、お一人様につき、年1回郵便葉書を20枚無料で配布します。（受付期間は毎年4月～5月末まで） 身体障害者手帳又は療育手帳（愛の手帳）を持参の上、お近くの郵便局で「青い鳥郵便葉書配付申込書」（以下、「整理票」と言います。）をご記入の上お申込みいただくか、郵送でお申込みください。 （郵送で整理票を送付する際は、該当する手帳の写しの同封が必要です。） <配布の対象> ・ 身体障害者手帳に1級又は2級の表記がある方 ・ 療育手帳（愛の手帳）に「A」又は1度・2度の表記がある方	日本郵便株式会社 お客さまサービス相談センター （固定電話から） ☎ 0120-232-886 （携帯電話から） ☎ 0570-046-666
オストメイト社会適応訓練・医療相談等	三多摩地域居住のオストメイトに対し、ストーマ造設に伴うストーマの衛生管理等に関する訓練指導（月、木曜日10時～15時は担当が受付）	日本オストミー協会 三多摩支部 ☎・Fax 03-3205-0248

車いすの貸出し	車いすを必要とする在宅の方に、3か月無料で貸し出します（更新1回のみ）。 <貸出し場所> ・ボランティアセンター ・浅川地区社会福祉協議会（浅川事務所内） ・八王子市心身障害者福祉センター ・長房ふれあい館（令和7年3月まで休館予定） ・はちまるサポート長房（令和7年4月から貸し出し予定） ・はちまるサポート石川 ・はちまるサポート川口 ・はちまるサポート恩方 ・はちまるサポート大和田 ・はちまるサポート浅川 ・はちまるサポート由木 ・はちまるサポート由木東 ・はちまるサポート台町 ・はちまるサポート元八王子 ・はちまるサポート館 ・はちまるサポート由井 ・はちまるサポート加住 ・各市民センター（大和田、浅川、由木、台町は除く）	☎ 042-673-2011 ☎ 042-667-5669 ☎ 042-624-5850 ☎ 042-669-1433 ☎ 042-629-9511 （又は 080-3098-1869） ☎ 042-649-3390 ☎ 042-652-9116 ☎ 042-659-1107 ☎ 042-649-3228 ☎ 042-629-9444 ☎ 042-670-9885 ☎ 042-682-4885 ☎ 042-649-6955 ☎ 042-686-2280 ☎ 042-673-5540 ☎ 042-683-2111 ☎ 042-696-3085 各市民センター
ういずサービス （有償家事援助サービス）	高齢者・障害者・ひとり親家庭・産前産後・病気等の方が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域の方々の協力を得て、有償で家事援助などのサービスを提供しています。	八王子市社会福祉協議会 ういずサービス担当 
財産保全・管理サービス事業	介護保険を利用されている方・身体障害のある方を対象に、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービス、重要書類の預かり等を行います。	八王子市社会福祉協議会 成年後見・あんしんサポートセンター八王子 ☎ 042-620-7365 Fax 042-623-6421
音声認識ガイド送信装置	視覚障害者の方で、小型送信機「シグナルエイド」をお持ちの方が、シグナルエイドのボタンを押すと、正面玄関、南玄関、西側エレベーターホール、障害者福祉課前で音声案内が流れます。 大横保健福祉センターでは、正面玄関、東側玄関で音声案内が流れます。	契約資産部 庁舎管理課 ☎ 042-620-7211 Fax 042-628-1400 大横保健福祉センター ☎ 042-625-9128 Fax 042-627-5887

事業名	団 体 等	相談窓口
「ヒアリンググループ」等の 集団補聴設備 の設置	聴覚障害者などで補聴器を利用している方が、騒音のある場所や大勢の人が集まる場所でも目的の音を正確に聞くことができるヒアリンググループ等を設置しています。 <設置場所> ・八王子市心身障害者福祉センター ・大横保健福祉センター ・東浅川保健福祉センター ・南大沢保健福祉センター 視聴覚室 ・生涯学習センター(クリエイトホール) 視聴覚室・ホール ・J:COMホール八王子(市民会館)ホール ・芸術文化会館(いちょうホール) 大ホール・小ホール (令和7年6月まで改修工事で休館予定) ・南大沢文化会館 主ホール ・学園都市センター イベントホール <貸出場所> ・八王子市心身障害者福祉センター ・ボランティアセンター	☎ 042-624-5850 Fax 042-624-5954 ☎ 042-625-6501 Fax 042-627-5927 ☎ 042-667-1331 Fax 042-667-7829 ☎ 042-682-2020 Fax 042-679-2214 ☎ 042-648-2231 Fax 042-648-2151 ☎ 042-655-0802 Fax 042-655-0807 ☎ 042-621-3001 Fax 042-621-3007 ☎ 042-679-2202 Fax 042-679-2212 ☎ 042-646-5611 Fax 042-646-2663 ☎ 042-624-5850 Fax 042-624-5954 ☎ 042-673-2011 Fax 042-666-3315

事業名	団 体 等	相談窓口
福祉有償運送 (市内)	① ヒューマンケア協会	八王子市明神町 4-14-1 1 階 ☎ 042-646-4877
	② 福祉サービスハウスゆう	八王子市長房町 756-47 ☎ 042-673-7300
	③ 南陽台地域福祉センター	八王子市南陽台 1-12-17 ☎ 042-670-4347
	④ ケアプレイスはなでんしゃ	八王子市長房町 410-1 イモトハイム B 棟 201 号 ☎ 042-669-8112 Fax 042-669-0246
	⑤ 八王子保健生活協同組合(花束の会)	八王子市元八王子町 2-1162-1 ☎ 042-665-2667
	⑥ くるみ	八王子市大塚 529 ☎ 042-675-7410
	⑦ 地域住民の安全生活応援団 (おでかけサポート八王子)	八王子市石川町 544-3 ☎ 042-648-5839
	⑧ もくば会(グループ G)	八王子市西寺方町 366 グランドソレイユ 1 階 ☎ 042-651-0779
	●福祉有償運送： 単独で公共交通機関の利用が困難な方に対して、特定非営利活動法人や社会福祉法人等の非営利団体が主体となって移送を行うサービスです。会員制での利用のため、利用を希望する場合は、各団体への会員登録が必要になります。 ・対 象 者：原則、市内在住の単独で公共交通機関の利用が困難な、要介護・要支援認定者又は障害者手帳所持者等で利用団体の会員の方 ・利用料金：団体ごとに料金設定が異なります。直接団体へ確認してください。 ①～⑦・・・会員登録した方の外出支援を実施する団体 ⑧・・・通院・作業所までの移送など当該団体内の特定の活動にかかる移動支援を実施する団体	

※詳しくは各団体にお問合せください。

13. 65 歳以上の方へ

(1) 介護保険制度との適用関係について

障害福祉制度と介護保険制度で同様のサービスがある場合は、選択制ではなく原則介護保険制度の適用となります。ただし、障害福祉制度にしかないサービス等については、利用できる場合があります。

① 福祉用具

補装具及び日常生活用具にしかない種目であれば、購入費等の助成制度を利用できる場合があります。事前に本庁舎障害者福祉課に御相談ください。

☎ 042-620-7366 ※P37～53 を御参照ください。

② 福祉サービス

障害福祉制度にしかないサービスであれば、利用できる場合があります。主に以下のとおりです。事前に本庁舎障害者福祉課に御相談ください。

☎ 042-620-7367 ※P54～61 を御参照ください。

- ・移動支援（知的・精神障害者に対する外出時の支援）
- ・行動援護（常時介護を要する知的・精神障害者に対する外出時の支援）
- ・同行援護（視覚障害者に対する外出時の支援）・自立訓練（生活訓練）
- ・就労継続支援B型（雇用契約がない就労の支援）

(2) 高齢者生活支援

※詳しくは、各課にお問合せください。

事業名	支援内容等	相談窓口
高齢者自立支援 住宅改修の給付	市に事前申請を行い、転倒の予防や動作の容易性等自立した生活と介護予防につながる効果が期待できる改修と認められた工事について、完成後に助成を行います。 浴槽の取替え（基準額最高 379,000 円）、流し台・洗面台の取替え（156,000 円）、便器の洋式化（108,000 円）が対象で、原則基準額の 1 割と助成の上限を超えた部分は自己負担となります。 対象者は日常生活の動作に困難がある 65 歳以上の方で要介護認定申請を行った結果、要支援・要介護認定を受けた方です。	福祉部 介護保険課 ☎ 042-620-7416
高齢者救急 通報システム	65 歳以上の方のみで暮らす、緊急性のある慢性疾病のある方に通報器を貸し出します。家庭内で緊急事態になった時、ボタン・ペンダントを押すことで受信センターを通して東京消防庁に通報され、駆け付け員が支援を行います。また、月 1 回の電話訪問と 24 時間体制の健康相談ができます。 利用料：月 484 円(消費税込)市民税非課税の方は免除	福祉部 高齢者福祉課 ☎ 042-620-7420

事業名	支援内容等	相談窓口
在宅高齢者 理容師・美容師 の出張	介護保険で要介護4・5の認定を受けた方又は要介護3の認定を受けた障害高齢者の日常生活自立度がB2以上の外出困難な65歳以上の方を対象に、お宅へ理容師、美容師が出張します。（自己負担：1回1,000円）月1回を限度に年度6回まで（10月以降の新規申込みは年度3回）	福祉部 高齢者福祉課 ☎ 042-620-7420
在宅高齢者 おむつの給付	介護保険で要介護1以上の認定を受けた65歳以上の在宅の方で世帯全員が市民税非課税の方を対象に、月1回、紙おむつ・尿とりパッドをおむつ袋とともに自宅に配達します。 購入限度額：月4,400円上限（消費税込） 購入限度額内は2割の自己負担（限度額を超えた分は全額自己負担）	
入院高齢者 おむつ代助成	介護保険で要介護4・5の認定を受けた65歳以上の方で、30日以上継続して入院している市民税非課税の方（介護保険施設に入所されている方を除く）を対象に、おむつ代を一部助成します。生活保護利用者を除く。 助成額：月4,400円（消費税込）までの8割	
認知症高齢者 探索機器の貸与	市内在住で65歳以上の認知症高齢者及び若年性認知症で帰宅困難となる方を在宅で介護している親族に対し、早期発見と事故の未然防止のため、GPS機能を利用した探索器を貸し出します。日常生活賠償特約が附帯されています。 利用料：月242円（消費税込）	
高齢者福祉電話	65歳以上の方のみで暮らす、心身の状況で閉じこもりがちな方に、シルバーホンを設置し緊急時にあらかじめ登録してある親族等に連絡ができるようにします（NTT回線の方のみ）。希望者には月1回の電話訪問を行います。 利用料：新規取付工事料3,190円～	
生活支援 ショートステイ	高齢者の体調管理や介護するご家族が、病気・出産・冠婚葬祭等で高齢者をひとりにしておけない場合に、養護老人ホームでお世話します。（要支援・要介護の方は除きます。） 1回あたり最高7日の範囲で利用可能（自己負担：1日2,080円）	
高齢者見守り シール事業	個別IDが記載された見守りシールを衣服や持ち物等に貼り付けることにより、高齢者が行方不明になった際に、発見者がシールに書かれたフリーダイヤルに電話することで、発見者・家族等ともにお互いの個人情報を出さずにやり取りが出来ます。 利用者負担金あり	

14. マイナンバーについて

平成 25 年 5 月に成立した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）により、平成 28 年 1 月から障害者福祉課で行う手続の一部にマイナンバーの記入が必要となりました。また、これにあわせてマイナンバーの確認ができる書類の提示が必要になります。

つきましては、申請の際には必ず次の書類をお持ちください。

（１）御本人が窓口で申請される場合

マイナンバーカードをお持ちください。これがない場合は、次の①と②の書類が両方必要です。

①マイナンバーの確認に必要な書類（次のうちどちらか１つ）

- ・通知カード（記載内容が住民票の内容と一致しているものに限る）（コピー可）
 - ・「マイナンバーが記載された住民票の写し」（コピー可）
- ※「マイナンバー通知書」は使用できません。

②身元の確認に必要な書類（次のうちいずれか）

- ・運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳（東京都愛の手帳）、在留カード又は特別永住者証明書のいずれか１点
- ・公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書のうち２点

（２）代理の方が窓口で申請される場合

①～③の書類が全て必要です。

①代理権の確認に必要な書類

- ・親権者が申請される場合・・・戸籍謄本
- ・成年後見人又は未成年後見人が申請される場合・・・登記事項証明書
- ・その他の代理人が申請される場合・・・委任状（御本人が署名したもの）

②本人のマイナンバーの確認に必要な書類（次のうちいずれか１つ）

- ・本人のマイナンバーカード（コピー可）
 - ・通知カード（記載内容が住民票と内容と一致しているものに限る）（コピー可）
 - ・「マイナンバーが記載された住民票の写し」（コピー可）
- ※「マイナンバー通知書」は使用できません。

③代理人の身元の確認に必要な書類（次のうちいずれか）

- ・代理の方のマイナンバーカード・代理の方の運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳（東京都愛の手帳）、在留カード又は特別永住者証明書のいずれか１点
- ・代理の方の公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書のうち２点

(3) 郵送による申請の場合（郵送申請が可能な手続については障害者福祉課にお問合せください）

マイナンバーカードのコピーを同封してください。これがない場合は、次の①と②の両方の書類の同封が必要です。

①マイナンバーの確認に必要な書類（次のうちいずれか1つ）

- ・通知カード（記載内容が住民票と内容と一致しているものに限る）（コピー可）
- ・「マイナンバーが記載された住民票の写し」（コピー可）

※「マイナンバー通知書」は使用できません。

②身元の確認に必要な書類（次のうちいずれか）

- ・運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳（東京都愛の手帳）、在留カード又は特別永住者証明書のいずれか1点のコピー
- ・公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書のうち2点のコピー

申請しよう！マイナンバーカード



マイナンバーカードとは、表面に氏名、住所、生年月日、性別と顔写真、裏面にマイナンバー（マイナナンバー）が記載されたプラスチック製のカードです。

マイナンバーの確認として利用するほか、本人確認のための本人確認書類や、e-Tax 等の電子証明書を利用した電子申請等の様々なサービスにもご利用いただけます。

【マイナンバーカードのメリット】

- ・マイナポータルを利用できます
行政機関などが持つあなたの情報(所得情報、薬剤・医療費情報など)を確認できます。
- ・健康保険証として利用できます
利用申し込みをすることで、対応する医療機関や薬局で、健康保険証として利用できます。
- ・コンビニ等で各種証明書が受け取れます
全国のコンビニ等で住民票や印鑑登録証明書などの証明書を取得できます。



マイナンバーカードの申請はカンタン！

<市の窓口で>



<郵送で>



<パソコンで>



<スマホで>



市の窓口の受付場所は、市役所1階市民課、八王子駅南口総合事務所、浅川・由木・南大沢・元八王子・北野事務所です。

マイナンバーカードの申請方法について、詳しくは八王子市マイナンバーカードコールセンターへご連絡ください。

【電話】042-620-7474 【FAX】042-620-7474

15. 八王子駅南口総合事務所、市民部事務所(拠点事務所及び南大沢事務所)で受付できる障害者福祉事務

八王子駅南口総合事務所、浅川事務所、由木事務所、元八王子事務所、北野事務所、南大沢事務所では、次の障害者福祉サービスの受付ができます。

内容については障害者福祉課へお問い合わせください。 ☎ 042-620-7245

- * 心身障害者医療費助成の還付請求の受付
- * 都営交通無料乗車券の交付（身体・知的障害のみ）
- * 有料道路割引申請の受付
- * NHKテレビ受信料減免証明書の交付
- * 各種手当の現況届及び口座振替変更届の受付
- * 身体障害者診断書・意見書の配布
- * 補装具費の支給申請の受付
- * 日常生活用具費の支給申請の受付
- * 東京都障害者休養ホームのパンフレット・申込書の配布

・浅川事務所 （月曜～金曜 9時から16時まで ※祝日・年末年始を除く）
八王子市高尾町 1652-1
☎ 042-661-1231

・由木事務所 （月曜～金曜 9時から16時まで ※祝日・年末年始を除く）
八王子市下柚木 2-10-6
☎ 042-676-8911

・元八王子事務所（月曜～金曜 9時から16時まで ※祝日・年末年始を除く）
八王子市大楽寺町 419-1
☎ 042-624-3278

・北野事務所 （月曜～金曜 9時から16時まで ※祝日・年末年始を除く）
八王子市北野町 549-5
☎ 042-645-8711

・南大沢事務所 （月曜～金曜 10時から17時まで ※祝日・年末年始を除く）
八王子市南大沢 2-27 フレスコ南大沢 1階
☎ 042-679-2207

※南大沢事務所の専用駐車場はありません。身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方(本人)が市営南大沢駐車場を利用し、かつ南大沢事務所で取り扱う業務の手続を行う場合は、駐車料金が2時間無料となりますので、駐車場の係員に駐車券と身体障害者手帳等を御提示ください。

左記事務のほか、八王子駅南口総合事務所及び火曜日・木曜日のみ南大沢事務所では、次の手続ができます。

- * 身体障害者手帳の申請（転入手続は除く）
- * 愛の手帳の申請（市内転居・氏名変更・再交付・返還の手続に限る）
- * 精神障害者保健福祉手帳の申請・交付（転入手続は除く）
- * 自立支援医療（精神通院）の申請（転入手続は除く）
※税が未申告の場合は所得状況の確認ができないため受付ができません。
- * 心身障害者医療費助成受給者証の再発行
- * 特定疾病患者福祉手当の申請
- * 民営バス介護人割引証の発行
- * 都営交通無料乗車券の交付（精神障害）
- * 在宅心身障害者緊急一時保護介護券の受取り
- * 重度脳性麻痺者介護券の受取り
- * 小児精神障害者入院医療費助成制度の申請

・八王子駅南口総合事務所（月曜～金曜 10時から19時まで ※祝日・年末年始を除く）

※精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院）に係るものは10時から17時までです。

八王子市子安町4-7-1 サザンスカイトワー八王子4階 ☎ 042-620-1159

※駐車場は有料ですが、駐車禁止除外標章や身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方(本人)が対象駐車場を利用し、かつ八王子駅南口総合事務所で行う業務の手続を行う場合は、手続等に要した実時間分(身体障害者手帳等の場合は2時間を上限)の駐車券を配布しています。

<対象駐車場>

- ・サザンスカイトワー八王子地下駐車場
- ・八王子駅北口地下駐車場
- ・駐太郎(サザンスカイトワー八王子 西側)
- ・旭町駐車場

身体障害者障害程度等級表（その一）

肢体不自由

[illegible]

級別	級別					
	心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	小腸機能障害
一級	心臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
二級						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
三級	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)
四級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
級別	級別					
	心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	小腸機能障害
一級	心臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
二級						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
三級	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)
四級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

障害をお持ちの方へ【自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割）】減免のご案内

東京都では、身体障害者手帳・戦傷病者手帳・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が使用する自動車で一定の要件を満たす場合、申請により自動車税（環境性能割・種別割）及び軽自動車税（環境性能割）の減免を受けることができます。

なお、軽自動車税（種別割）の減免制度については、お住まいの区市町村にお問い合わせください。

1 申請期限等

① 新規登録により取得(新車・中古車新規登録)した自動車		
申請期限	登録（取得）の日から1か月以内 ※1	
減免対象税目及び適用年度	自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割）（ともに申請年度）※2	
既に減免を受けている自動車がある場合	申請期限までに抹消登録（廃車）又は移転登録（名義変更）が必要です。	
② 移転登録により取得(名義変更)した自動車		
申請期限	登録（取得）の日から1か月以内 ※1	
減免対象税目及び適用年度	自動車税（環境性能割）・軽自動車税（環境性能割）（申請年度）※2	
既に減免を受けている自動車がある場合	申請期限までに抹消登録（廃車）又は移転登録（名義変更）が必要です。	
③ 既に所有している自動車		
申請期間	4月1日から5月31日まで ※1	左記以外の期間 【事前受付】
減免対象税目及び適用年度	自動車税（種別割）（申請年度）	自動車税（種別割）（申請年度の翌年度）
既に減免を受けている自動車がある場合	減免が受けられるのは障害者の方1人につき1台に限られます。	

※1 申請期限及び申請期間の末日が土日、祝日、年末年始の場合は翌開庁日までとなります。

※2 ①、②で自動車税（環境性能割・種別割）の課税がない場合は③の取扱いとなります。

2 申請場所

都税事務所、都税支所、支庁、自動車税事務所、都税総合事務センター

3 減免の対象となる手帳及び障害の程度

手帳の種類			障害の程度
障害の区分			
身体障害者手帳	下肢機能障害		1 級～ 6 級
	体幹機能障害		1 級～ 3 級・ 5 級
	上肢機能障害		1 級・ 2 級
	乳幼児期以前の非進行性の	上肢機能	1 級・ 2 級
	脳病変による運動機能障害	移動機能	1 級～ 6 級
	視覚障害（視力障害・視野障害）		1 級～ 3 級 視力障害 4 級（ 4 級の 1 ）
	聴覚障害		2 級・ 3 級
	平衡機能障害		3 級・ 5 級
	音声機能または言語機能障害		3 級（こう頭摘出に係るものに限ります。）
	心臓、じん臓及び呼吸器の機能障害		1 級・ 3 級・ 4 級
	ぼうこう、直腸及び小腸の機能障害		1 級・ 3 級・ 4 級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1 級～ 3 級
	肝臓機能障害		1 級～ 4 級
戦傷病者手帳			※ 1
愛の手帳			総合判定 1 度～ 3 度
療育手帳（道府県発行）			※ 1
精神障害者保健福祉手帳			1 級（精神通院医療に係る自立支援医療費受給者（※ 2）に限ります。）

※1 減免の対象となる障害の程度については、東京都自動車税コールセンターにお問い合わせください。

※2 精神障害者保健福祉手帳に加え、自立支援医療受給者証をご提示していただきます。

【注意】

身体障害者手帳をお持ちの方で、2つ以上の障害の区分（障害名）がある場合は、障害の区分ごとの障害等級により判断しますので、障害の区分ごとの障害等級等が不明な場合には東京都自動車税コールセンターにお問い合わせください。

4 減免の対象となる自動車

	納税義務者（所有者又は取得者）	運転者	使用目的
①	障害者の方	障害者の方	特に問いません 専ら障害者の方の通院、通学等のために使用する
②		障害者以外の方	
③	生計を同じくする方	障害者の方	
④		障害者以外の方	

- *個人名義の自家用自動車（自動車検査証（車検証）に「自家用」と記載されている自動車）に限ります。
- *「生計を同じくする方」とは、「障害者の方と同居している方」や「近隣（障害者の方の住所地から2km以内）にお住まいの親族の方（東京都パートナーシップ宣誓制度又は地方公共団体の同等の制度により証明を受けたパートナーシップ関係の相手の方を含む。）」をいいます。
- *割賦販売以外で使用者設定されている場合は、使用者の方も障害者自身又は「生計を同じくする方」である必要があります。
- *運転免許証に条件が付されている場合は、条件に合った自動車でなければなりません。
（例「総重量1.5t以下の車両に限る」、「オートマチック車に限る」、「手動式ブレーキの車両に限る」等）

5 減免額

減免の上限額を超える場合は、それを超えた税額分を納付していただきます。

自動車税（種別割）の減免上限額
45,000円（新規登録の場合は、登録月により45,000円の月割額となります。） *グリーン化税制の適用を受ける自動車で、適用後の税額が上限額を超える場合、その超える額の納付が必要です。
自動車税（環境性能割）・軽自動車税（環境性能割）の減免上限額
課税標準額300万円相当分に税率を乗じて得た額 *障害者の方が運転又は利用するため特別の改造をした場合は、改造費部分を上限額に加算します。

6 減免申請に必要な書類等

①	障害者の方が所有又は取得し、	運転する場合
②		障害者以外の方が、障害者の方の通院・通学等のために運転する場合
・減免申請書（主税局ホームページからダウンロードできます。） ・手帳の原本（<u>複数の手帳の交付を受けている場合は、すべての手帳</u>） ※手帳の交付申請中の場合には、交付申請中であることが確認できる書類 ・運転される方の運転免許証又はそのコピー（表裏両面）		
③	生計を同じくする方が所有又は取得し、	障害者の方が、障害者の方の通院・通学等のために運転する場合
④		障害者以外の方が、障害者の方の通院・通学等のために運転する場合
≪上記①、②の書類に加えて提出するもの≫ ・所有者又は取得者の方の住所が確認できる公的証明書（運転免許証、住民票等） ・生計を同じくする方が近隣にお住まいの親族の場合、「親族であること」が確認できる書類（戸籍謄本等） ・生計を同じくする方が近隣にお住まいのパートナーシップ関係にある方の場合、「パートナーシップ関係にあること」が確認できる書類（東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書等）		

- *上記②、③、④については、減免申請書に通院先等の住所、名称及び電話番号を記入していただきます。
- *その他、必要に応じて書類を提出していただく場合があります。

【ご注意】

- 減免が受けられる自動車（軽自動車、二輪車、原動機付自転車を含みます。）は、障害者の方1人につき1台に限られます。
1 ①、②に該当する自動車の減免申請を行う場合、申請期限までに既に減免を受けている自動車の抹消登録（廃車）又は移転登録（名義変更）が必要です。1 ③に該当する自動車の減免申請を行う場合、3月31日までに既に減免を受けている自動車の抹消登録（廃車）又は移転登録（名義変更）がない限り、申請年度の翌年度の自動車税（種別割）が課税されます。
減免を受けている自動車を業者等へ引き渡しただけでは、新たに取得した自動車の減免は受けられません。
- 自動車税（環境性能割）軽自動車税（環境性能割）の減免は、同一年度内の取得に対して一回に限り適用されます。
- 減免を受けられた後に都外へ転居された場合は、転居先の道府県へお問い合わせください。
- 障害者の方が入院又は入所されている場合、原則として減免は受けられませんが、入院先から別の病院に通院又は入所施設から一時帰宅等をしている場合は、東京都自動車税コールセンターにお問い合わせください。

＜お問い合わせ先＞

東京都自動車税コールセンター TEL 03-3525-4066（平日9時～17時（土日、祝日、年末年始を除く））



バスをご利用の場合

【JR 八王子駅・京王八王子駅から】

JR 八王子駅北口 8 番のりば

京王八王子駅中央口 2 番のりば

市役所入口経由 横川町住宅行 「市役所入口」バス停下車

【西八王子駅から】

北口 1 番のりば

市役所経由櫛原町行/市役所経由川口小学校行/市役所経由中野団地行 「八王子市役所」バス停下車

はちバス北部コース（八王子市地域循環バス）

東海大学八王子病院行 「八王子市役所」バス停下車

北口 2 番のりば

市役所入口経由 松枝住宅行 「市役所南」バス停下車

はちバス西部コース（八王子市地域循環バス）

北の根東（川口町）行 「市役所南」バス停下車

発行年月／令和 7 年 4 月

発行・編集／障害者福祉課

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号



電 話

てちょうたんとう
手帳担当

: 042-620-7245

ふくし じりつしえんいりょうたんとう
福祉・自立支援医療担当

: 042-620-7245

えんごたんとう じ む はん
援護担当（事務班）

: 042-620-7366

えんごたんとう はん
援護担当（ワーカー班）

: 042-620-7367

ファックス

F A X : 042-623-2444

窓口受付時間／月曜日～金曜日 8:30～17:00

※祝日・年末年始を除く

